資料3

「専門学科及び総合学科高等学校における法教育の実践状況に関する調査研究」

報告書

平成 28 年 3 月

法務省

ー 目 次 ー

第１章 調査の概要 1
１－１ 調査の背景と目的..1
１－２ 調査対象 1
１－３ 調査期間 1
１－４ 回収率 1
第２章 集計結果..2
２－１ 高等学校等の情報..2
２－２ 個別科目以外の取組状況..6
（１） 連携による法教育の取組 6
（２） 研修会・勉強会..14
（３） 学校全体での法教育の位置付け 21
２－３ 公民..25
２－４ 保健体育（体育） 33
２－５ 家庭..36
２－６ 情報..42
２－７ 特別活動 47
２－８ 農業..51
２－９ 工業..57
２－１０ 商業 63
２－１１ その他教科 74
２－１２ その他の取組、要望 82
第３章 まとめ・考察..85
３－１ 学校全体の取組 85
（１） 連携による法教育の取組 85
（２） 研修会・勉強会..85
（３） 学校全体での法教育の位置付け 86
３－２ 個別の教科・科目等について..86
（１） 公民..86
（２） 保健体育（体育） 86
（３） 家庭..86
（４） 情報..87
（５） 特別活動..87
（６） 農業..87
（７） 工業..88
（８） 商業..88
３－３ 考察..88
（１） 法教育に関する情報発信の充実 88

（2） 教職員研修の充実 89
（3） 教材の開発・提供 89
参考資料
調査票 参考-1

第１章　調査の概要

１－１　調査の背景と目的

法教育とは、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値等を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育をいう。これは、法律専門家ではない一般の人々が対象であること、法律の条文や制度を覚える知識型の教育ではなく、法やルールの背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える思考型の教育であること、社会に参加することの重要性を意識付ける社会参加型の教育であることに大きな特色がある。

我が国においては、「事前規制・調整型社会」から「事後チェック・救済型社会」への変化の中で、国民一人ひとりが法や司法の役割を十分に認識した上で、紛争に巻き込まれないように必要な備えを行い、仮に紛争に巻き込まれた場合には、法やルールにのっとった適正な解決を図るよう心掛け、さらには、自ら司法に能動的に参加していく心構えを身につける必要がある。

ところで、平成25年度から、現行高等学校学習指導要領が学年進行で実施され、その内容において、社会の変化を踏まえ、社会参画という視点を重視し、「社会生活を営む上で大切な法や決まり」、「国民の司法参加」、「契約の重要性」等を扱うこととされ、様々な科目等で法に関する教育の充実が図られた。しかし、学習指導要領はあくまで基準であり、法教育授業の具体的な内容が提示されたものではないことから、学校現場における法教育の実践の程度、取組状況等については学校等に応じ差異があるものと考えられる。

そこで、本調査は、現行学習指導要領に基づいた専門学科及び総合学科高等学校における法教育の実践状況について、実務的な問題点等を多角的に調査・研究し、更なる法教育の充実・発展のための検討に資することを目的とするものである。

１－２　調査対象

全国の高等学校及び中等教育学校（ただし、専門学科および総合学科のいずれか、もしくは両方が設置されている学校）2,275 校を対象に、郵送方法による調査を行った。対象校の学科については、平成27年度版全国高等学校便覧によって確認を行った。

１－３　調査期間

平成27年11月16日～12月18日

ただし、12月末までに到着したものは集計対象とした。

１－４　回収率

有効回収数は795件、有効回収率34.9%であった。

第２章　集計結果

２－１　高等学校等の情報

調査に回答した高等学校等の情報（設置者の別、高等学校／中高一貫校の別）は以下のとおりである。

図表 1　高等学校等の情報（上段：設置者　下段：高等学校／中高一貫校の別）(n=795)

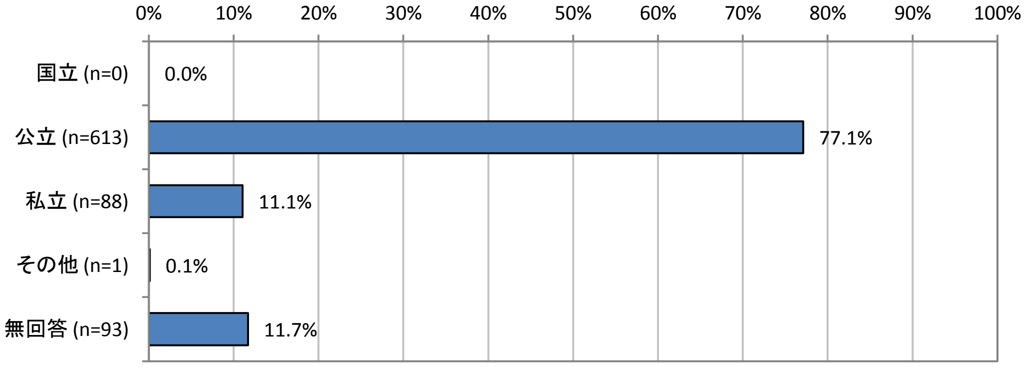

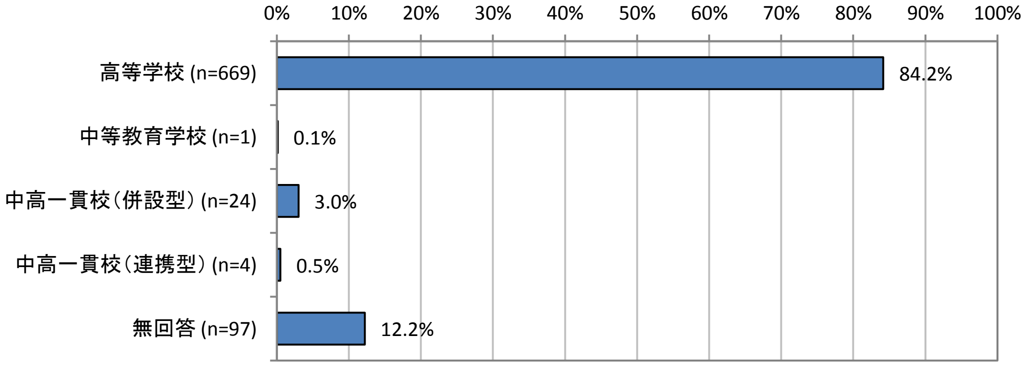

回答校の設置教員数は以下のとおりであった。

図表 2　設置教員数(n=677)

1～19人	41	(6.1%)
20～29人	25	(3.7%)
30～39人	73	(10.8%)
40～49人	115	(17.0%)
50～59人	132	(19.5%)
60～69人	139	(20.5%)
70～79人	74	(10.9%)
80～89人	44	(6.5%)
90～99人	16	(2.4%)
100人以上	18	(2.7%)
合計	677	(100.0%)

※教員数について無回答の高校は除外した。

回収率の詳細は以下のとおりである。

図表 3　都道府県別回収率(n=795)

	回収数	送付数	回収率		回収数	送付数	回収率
北 海 道	27	109	24.8%	滋 賀 県	8	30	26.7%
青 森 県	21	45	46.7%	京 都 府	12	47	25.5%
岩 手 県	11	42	26.2%	大 阪 府	17	93	18.3%
宮 城 県	18	44	40.9%	兵 庫 県	20	83	24.1%
秋 田 県	17	35	48.6%	奈 良 県	11	21	52.4%
山 形 県	12	36	33.3%	和 歌 山	7	32	21.9%
福 島 県	25	62	40.3%	鳥 取 県	5	20	25.0%
茨 城 県	17	48	35.4%	島 根 県	9	27	33.3%
栃 木 県	13	39	33.3%	岡 山 県	12	56	21.4%
群 馬 県	11	39	28.2%	広 島 県	10	46	21.7%
埼 玉 県	23	77	29.9%	山 口 県	10	57	17.5%
千 葉 県	18	62	29.0%	徳 島 県	5	23	21.7%
東 京 都	12	91	13.2%	香 川 県	9	25	36.0%
神 奈 川	9	54	16.7%	愛 媛 県	10	41	24.4%
新 潟 県	11	42	26.2%	高 知 県	4	23	17.4%
富 山 県	9	31	29.0%	福 岡 県	20	88	22.7%
石 川 県	10	26	38.5%	佐 賀 県	10	26	38.5%
福 井 県	6	29	20.7%	長 崎 県	8	48	16.7%
山 梨 県	14	26	53.8%	熊 本 県	10	51	19.6%
長 野 県	13	51	25.5%	大 分 県	3	38	7.9%
岐 阜 県	10	52	19.2%	宮 崎 県	15	44	34.1%
静 岡 県	28	77	36.4%	鹿 児 島	25	63	39.7%
愛 知 県	23	105	21.9%	沖 縄 県	13	33	39.4%
三 重 県	14	38	36.8%	不 明	170	−	−

図表 4　設置者別回収率(n=795)

	回収数	送付数	回収率
国 立	0	2	0.0%
公 立	614	1846	33.3%
私 立	88	427	20.6%
無 回 答	93	−	−

回答学校の共学・別学の状況と、設置科については、以下のとおりである。

図表 5　高等学校等の情報（上段：共学・別学　下段：設置科の別、複数回答）（n=795)

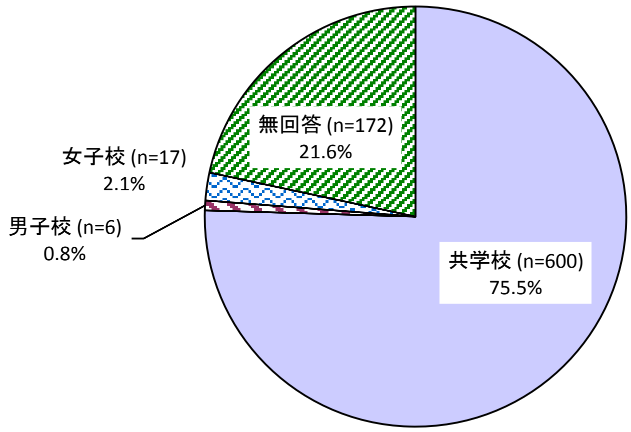

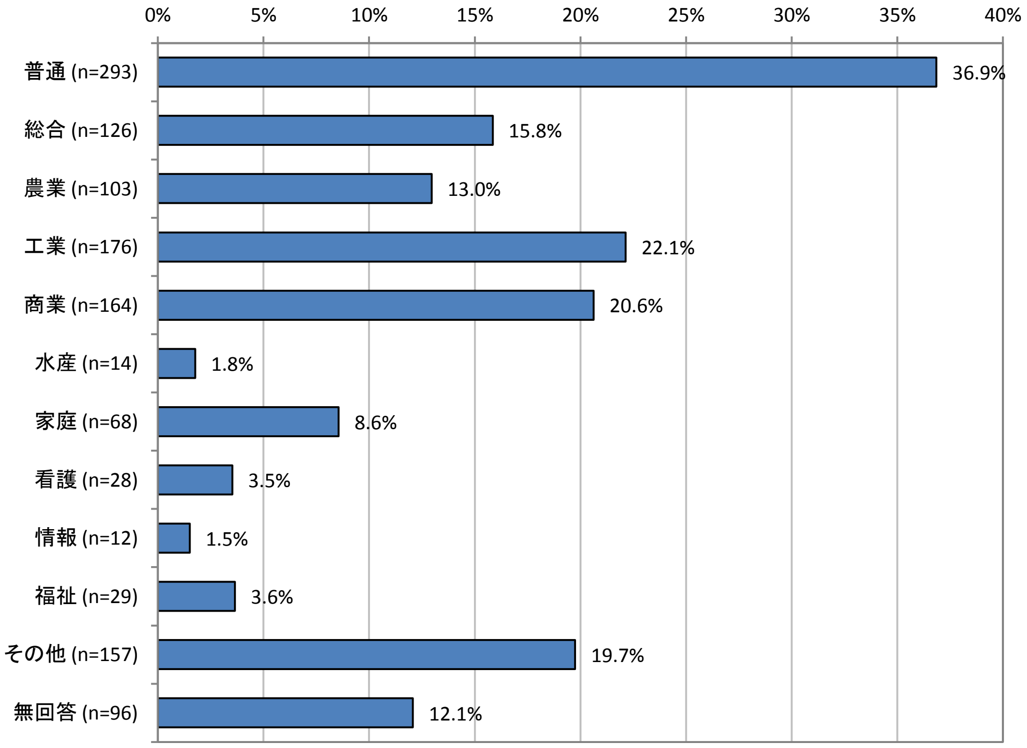

調査対象とした教科・科目の年間単位時間は、以下のとおりである。多くが 10 時間以下となっているのに対し、科目の標準単位時間をも超えた 100 時間以上等との回答も散見される点に注意が必要ではあるが、比較的単位時間が多いのは公民のうち「現代社会」や、商業のうち「経済活動と法」である。

図表 6　各教科・科目の年間単位時間（出現数、平均値、最頻値）

		単位時間(回答数)																				平均単位時間	最頻値
		0～1	1～2	2～3	3～4	4～5	5～6	6～7	7～8	8～9	9～10	10～20	20～30	30～40	40～50	50～60	60～70	70～80	80～90	90～100	100以上		
公民	ア：「現代社会」私たちの生きる社会	169	226	63	40	41	25	3	18	5	35	29	2	0	0	2	3	0	0	0	1	4.24	2
	イ：「現代社会」現代社会と人間としての在り方生き方	15	117	26	20	15	22	14	35	2	73	194	70	49	23	21	9	0	0	1	1	16.8	2
	ウ：「倫理」現代と倫理	64	92	39	27	17	9	1	13	1	16	13	3	1	3	1	3	2	1	0	2	6.73	2
	エ：「政治・経済」現代の政治	15	73	48	28	29	28	16	32	5	50	90	34	7	3	3	0	0	0	0	2	10.5	2
	オ：「政治・経済」現代の経済	33	123	58	73	27	21	6	16	1	34	39	8	7	1	0	0	0	0	0	2	6.43	2
	カ：「政治・経済」現代社会の諸課題	91	163	59	39	36	10	1	5	2	23	7	0	1	1	0	0	0	0	0	2	3.85	2
	キ：上記以外の単元	5	9	1	1	3	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	6.09	2
保健体育（体育）	1年	157	140	120	49	56	55	24	17	5	33	24	9	7	5	7	6	0	5	0	5	7.06	2
	2年	183	148	104	44	65	52	19	15	1	27	24	8	7	5	9	6	0	1	0	4	6.32	2
	3年	218	115	101	39	59	53	19	13	5	25	22	5	8	6	6	6	2	0	1	4	6.31	1
家庭	ア：「家庭基礎」人の一生と家族・家庭及び福祉	165	234	59	51	14	16	1	12	0	11	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2.56	2
	イ：「家庭基礎」生活の自立及び消費と環境	128	189	71	57	26	37	7	15	2	10	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3.02	2
	ウ：「家庭総合」人の一生と家族・家庭	48	113	28	37	7	19	1	10	1	18	9	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3.84	2
	エ：「家庭総合」生活における経済の計画と消費	40	94	25	40	9	22	3	16	1	18	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4.19	2
	オ：「生活デザイン」人の一生と家族・家庭及び福祉	3	8	1	3	1	3	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4.57	2
	カ：「生活デザイン」 消費や環境に配慮したライフスタイルの確立	1	7	0	4	0	0	0	3	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4.95	2
	キ：上記以外の単元	7	4	4	2	2	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	5.9	1
情報	ア：「社会と情報」情報社会の課題と情報モラル	31	162	45	38	32	39	4	26	5	30	35	3	3	0	3	8	0	0	0	3	7.4	2
	イ：上記以外の単元	17	51	16	14	8	3	0	5	0	5	4	1	0	0	1	1	0	0	0	0	4.72	2
特別活動	1年	289	150	92	58	39	20	8	11	4	10	12	8	12	1	1	0	2	0	1	0	3.76	1
	2年	302	158	90	52	36	17	8	10	2	9	12	7	13	2	0	1	1	0	1	0	3.6	1
	3年	270	163	90	62	41	23	12	12	2	8	10	8	10	2	0	2	0	1	0	0	3.65	2
農業	ア：「農業情報処理」	16	44	9	16	6	11	0	4	0	5	2	1	2	0	2	2	0	0	0	0	6.23	2
	イ：「動物バイオテクノロジー」	9	12	2	5	1	0	0	0	0	2	1	1	1	0	0	1	0	0	0	0	5.46	2
	ウ：「農業経済」	10	9	1	3	1	0	0	2	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3.27	2
	エ：「森林経営」	6	9	3	1	0	0	0	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	4.96	2
	オ：「造園技術」	7	14	3	8	2	2	0	1	0	3	1	0	1	1	0	1	0	0	0	2	13.7	2
	カ：上記以外	6	6	0	3	0	2	0	1	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	2
工業	ア：「情報技術基礎」	16	99	25	17	11	9	2	1	0	8	2	0	1	0	1	3	1	0	0	0	5.08	2
	イ：「工業管理技術」	6	15	5	1	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2.43	2
	ウ：「環境工学基礎」	5	18	4	5	1	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2.93	2
	エ：「通信技術」	5	27	8	4	5	5	1	1	0	6	6	0	0	0	0	4	0	0	0	0	8.62	2
	オ：「ソフトウェア技術」	7	39	13	5	5	3	0	1	0	3	3	0	0	0	0	2	0	0	0	0	5.28	2
	カ：「建築法規」	1	36	2	3	2	2	0	0	0	2	3	2	5	3	6	11	0	0	0	0	22	2
	キ：「設備計画」	1	4	0	4	2	0	0	1	0	1	2	0	2	0	1	1	0	0	0	0	14.9	4
	ク：「土木施工」	0	16	6	5	2	5	2	2	0	4	7	1	0	0	1	2	1	0	1	0	12.8	2
	ケ：上記以外	1	4	5	7	3	2	0	0	0	3	3	1	3	0	0	1	0	0	0	0	10	4
商業	ア：「ビジネス基礎」	16	110	42	6	9	7	2	3	1	14	13	9	6	1	6	19	4	1	1	2	13.8	2
	イ：「経済活動と法」	9	56	28	4	1	1	1	1	0	4	7	5	5	9	13	17	5	5	0	8	26.3	2
	ウ：「電子商取引」	13	31	36	6	6	5	0	2	1	3	1	2	1	0	0	6	1	4	0	2	12.7	3
	エ：上記以外	5	4	10	5	1	2	2	0	0	1	1	1	1	0	0	1	0	1	0	3	21.8	3

※公民、家庭、情報については各科目に属する項目別、農業、工業、商業については科目別に分類している。

２－２　個別科目以外の取組状況

（１）　連携による法教育の取組

平成 26 年度に、法律家や関係各機関と連携した教育を行ったかどうかを尋ねたところ、実施経験があるのは回答校のうち、28.7%であった。

図表 7　法律家や関係各機関との連携の有無(n=795)

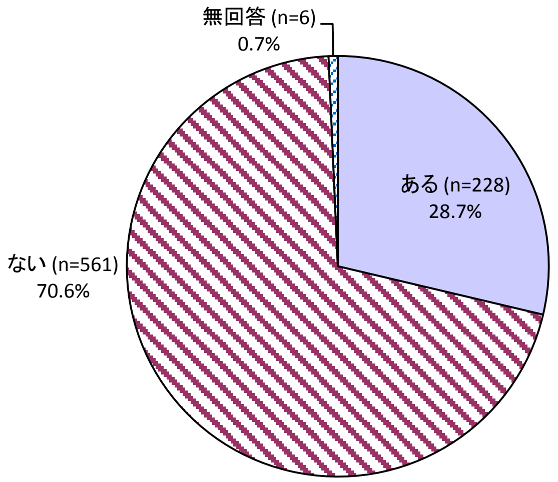

連携の相手先を選定する際の情報源については、20 件の回答があった。

主な回答を整理した結果は以下のとおりである。

- 県司法書士会からの無料出前授業の案内通知を見て依頼し決定した。
- 法務省　人権擁護委員のサイト
- 地方法務局ホームページの「法教育・出前講座」
- 地方裁判所
- 地方検察庁
- 弁護士会からの案内
- 縁故（弁護士や裁判所書記官に知人がいる）
- 独立行政法人工業所有権情報・研修館
- 租税教育推進協議会
- 消費生活センターからの案内
- 県社会保険労務士会より「無料出前講座」の案内
- 県教委からの通知文及び独自のアプローチ
- 県警、警察署

・ハローワークへの直接相談 ・大学のホームページ

連携した教育の実施経験につき、連携の相手先を具体的に尋ねたところ、「警察署」が最も多く 43.9%、次いで「税務署」が多く 25.0%であった。「その他」としては、「日本年金機構」「労働基準監督署」等があげられた。

図表 8　法律家や関係各機関との連携・相手先(複数回答、n=228)

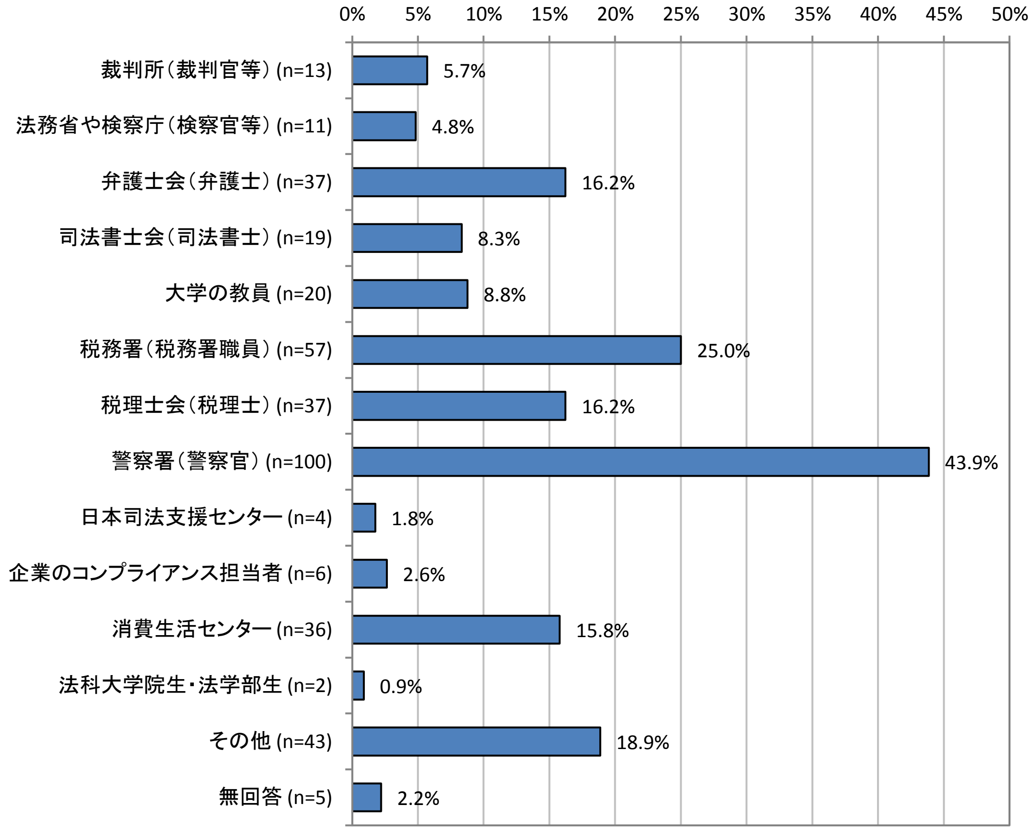

連携した教育の実施による効果についてみると、「まあ充実した」が 55.7%、「とても充実した」が 11.4%で、合わせると 7 割弱が充実したと回答している。
他方で、「どちらともいえない」という回答も 25.9%に上る。

図表 9　法律家や関係各機関との連携による効果(n=228)

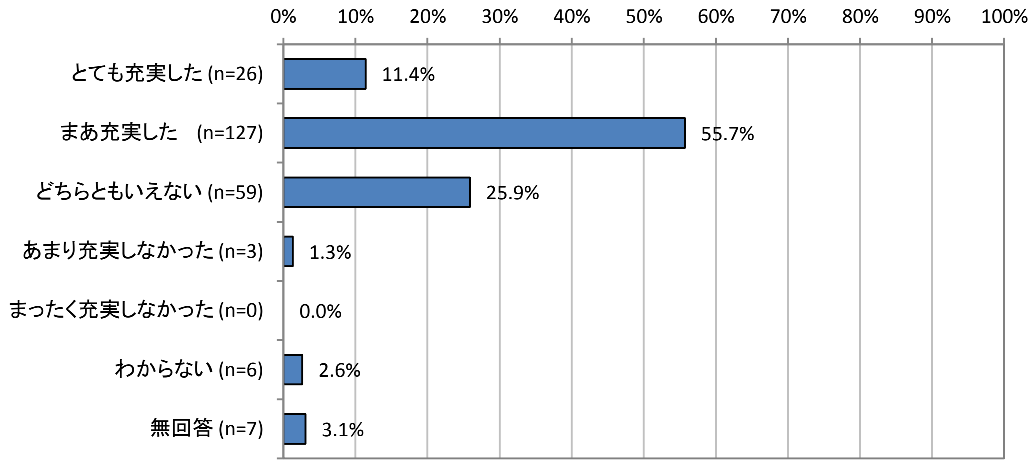

上記の選択肢を回答した理由として、主なものを以下に示す。

＜とても充実した＞
・生徒が法に対する意識を高めた。
・学校では学べない講義内容であるため、生徒に対して大変有意義であった。
・弁護士より直接話を聞くことで、生活と法律について考える機会となった。
・現職の警察官による話で道路交通法等について実例を踏まえて理解が進んだ。
・就職を控えた 3 年生が労働基準法について学ぶ場であったため、ポイントをまとめたハンドブックがわかりやすかった。
＜まあ充実した＞
・具体的な法令がわかることにより、生徒の生活態度に良い影響が与えられた。
・検察官や弁護士の話を聴くことによって法律の意義や重要性および法曹関係者の職務内容がわかり、法律への興味・関心が高まった。
・我々が説明しきれないことを映像等を通じ生徒に理解させてくれた。
・普段の授業とは違った角度でアプローチしていただいたことで、生徒の興味・関心が高まった面もある。
・法学部への進学希望者を対象に裁判所見学等を行い、意識の向上が見られた。
・法に関わる基本的な知識や考え方、また、それに必要な技術や能力などの基礎を生徒に身につけさせることができた。

＜どちらともいえない＞
・対象として参加した生徒は少なく、学校全体の取組とはなっていない。
・生徒にアンケートをとるなどの検証ができていないため、どちらともいえない。
・卒業目前の時期に行うので、効果の確認が難しい。
・租税教室を１学年対象に実施しているが、納税は卒業以降の事もあり、関心が低い。
＜あまり充実しなかった＞
・中身の内容は一般的だが、生徒たちが興味関心を高める話の展開ではない。
・講演会という単発的な行事であったため。
＜わからない＞
・継続的に行っていないので、教育的効果の判断が難しい。
・3年生の2月に実施するためその効果の検証までに至っていない。

また、「とても充実した」「まあ充実した」と回答した学校に、特に効果的であった連携を尋ねたところ、101件の回答があった。

このうち、具体的な連携内容と効果それぞれについて回答があったものは以下のとおりである。(代表的なものを示す)

・確定申告書の作成やデザインパテントコンテストへの参加などを通して、生徒が税や知的財産権について興味・関心を高めることができた。
・大学の先生からは専門分野の奥深さを生徒が理解したと思われる。警察官による実際に起こった交通事故の話を取り入れた指導には説得力があった。
・配布資料が充実していた。卒業後も活用できる資料もあった。
・模擬裁判をすることで、より生徒の理解が深まった。
・卒業後、就職する生徒が多いので消費者センターとの連携が有意義であった。

今後の連携しての取組の意向については、「未定」が最も多く 37.5%であった。「ある」は 32.5%、「ない」は 27.9%で、回答が分散する結果となった。

図表 10　今後の、法律家や関係各機関との連携意向 (n=795)

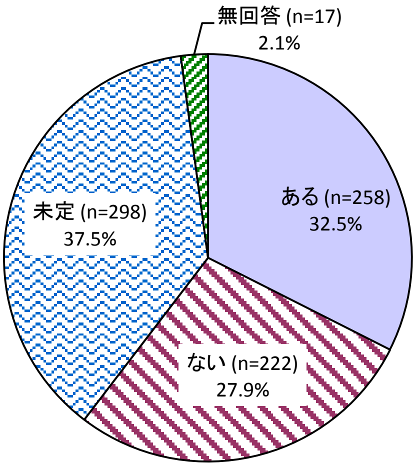

平成 26 年度の取組実施経験の有無別にみると、経験のある学校のうち 69.3%が、「(今後の取組意向は）ある」と回答しており、経験校の継続意欲が高いのに対し、経験のない学校では、17.3%に留まっており、新規に取組を開始する意欲は低い。

図表 11　今後の、法律家や関係各機関との連携意向（26 年度の実施有無別）(n=795)

		今後の連携意向			
	全体	ある	ない	未定	無回答
全体	795 (100.0%)	258 (32.5%)	222 (27.9%)	298 (37.5%)	17 (2.1%)
(26年度実施経験)ある	228 (100.0%)	158 (69.3%)	18 (7.9%)	46 (20.2%)	6 (2.6%)
(26年度実施経験)ない	561 (100.0%)	97 (17.3%)	204 (36.4%)	252 (44.9%)	8 (1.4%)
無回答	6 (100.0%)	3 (50.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (50.0%)

今後の連携の意向について「ない」「未定」と回答した学校に対して、その理由を尋ねたところ、「学校として、法律家や関係各機関と連携するだけの時間的な余裕がないから」が最も多く 50.6%、次いで「どのような連携が可能かわからないから」が 46.2%であった。その他としては「法律家だからといって必ずしも教育力や指導力が高くはないため」「授業時数確保と質の向上が優先のため」「各教科・特別活動において行っているから、学校全体では不要」といった回答がみられた。

図表 12　今後の、法律家や関係各機関との連携意向がない(未定)の理由
(複数回答、n=520)

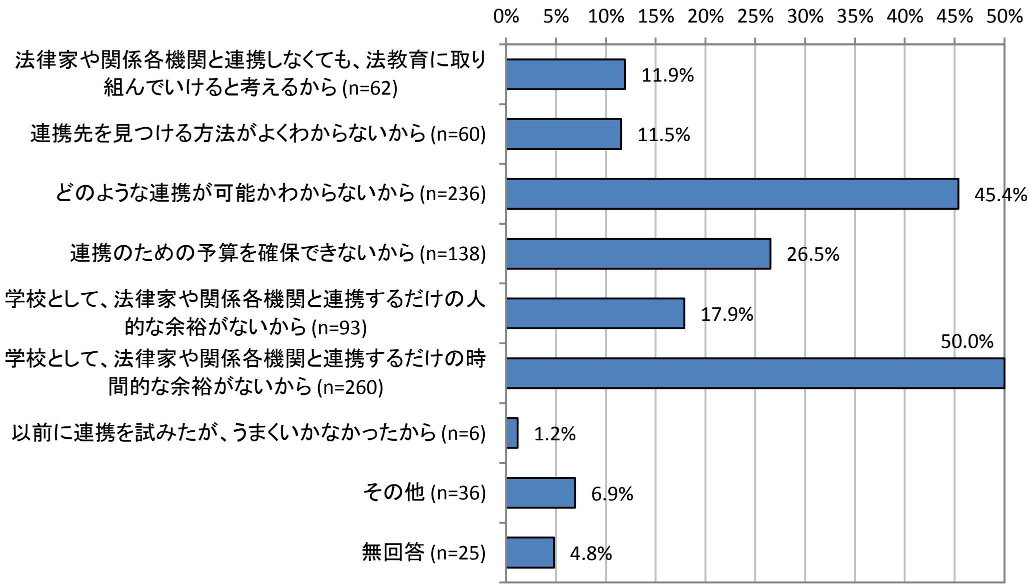

法律家や関係各機関と連携した法教育に関する情報提供について、法務省に期待することを尋ねたところ、「どのような連携が可能なのか」が 63.5%で最も多かった。連携方策という、連携の入り口についての情報提供ニーズが高い結果となった。

図表 13　法律家や関係各機関と連携した法教育に関する情報提供について、
法務省に期待すること(複数回答、n=795)

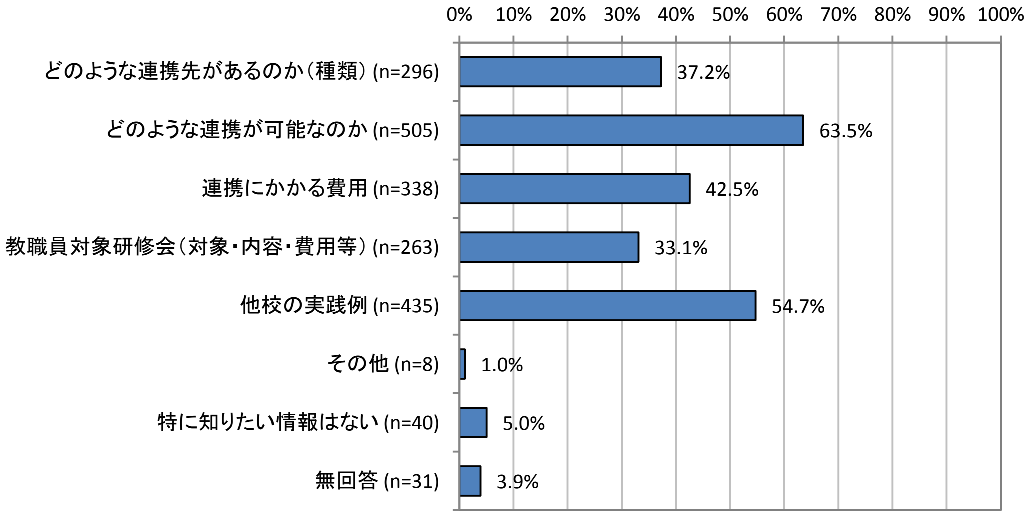

法律家・関係各機関と連携した法教育に対する法務省の支援についての意見や要望については、134 件の回答があった。具体的な内容は以下のとおり（主なものを示す）。特に選挙権年齢の引き下げを意識した回答が多くみられた。

＜法務省（国）への要望について＞

・法務省側が率先して文部科学省と連携するなどして法教育を実施可能な法律家を育てていただきたい。あるいは、法律家の方々に教育力を付けさせる等の取組を確実に行っていただきたい。

・法教育と主権者教育の内容をリンクさせ、次期指導要領で設定され、必修化が予定されている「公共」の教科書内容への盛り込みをはかってほしい。

・法教育が重要であることは分かるが、あまりにも領域が広くて漠然としているため、優先順位が後回しになりがちである。教科・科目以外の、特別活動において高校生対象に行う法教育にはどのようなものがあるのか。それがイメージできる実践例を知りたい。

・18 歳選挙権となり、高校生に対しての法教育を充実させる絶好のタイミングと思われるので、多くの情報提供をお願いしたい。

・選挙権年齢の引下げに関して、高校生としてどのように取り組んでいくのか。「できること、できないこと」、「やってほしいこと、やってはいけないこと」を学校の中でどう指導していけばよいのかを、具体的に教えて欲しい。
・法教育の全体像を知ることができるリーフレットなどがあるとよい。
・法教育に対する教員への PR（ポスター・リーフレット・DVD）などを提供してほしい。
・高等学校の教育に対して、どのような支援を行っていただくことができるかに関して情報が乏しい。
・18 歳の若者の意識に関するデータがほしい。そして何を重点的に教育しなければならないのかポイントを明確につかみたい。
・他校の連携の実践例等の情報提供をお願いしたい。
・費用面と時間の面で補助していただくことを検討願いたい。

＜連携の内容について＞
・選挙に関する講演をしていただけるとありがたい。
・各関係機関が連携し、出前講座等のリストを提示してほしい。別々に案内をいただくと、計画する上で煩雑になる。
・いじめ防止対策推進法、改正道交法、公職選挙法、著作権法等、生徒でも知っておくべき法についてわかりやすく解説する講義・講演等
・地裁での裁判傍聴に生徒を連れていこうとしたが、受入れに消極的だった（クラス 40 人での参加は不可）
・大学法学部出身ではない教員でも生徒に指導しやすい方法などを教えて欲しい。

＜学校側の現状について＞
・従来の教科の授業の中で法に関わる既存の項目の扱いをより慎重に、充実させていくことに精一杯で、専門の法律家の御支援を受けるという段階には達していないのが現状である。まずは、教育活動全体の中での「法教育」の位置付けを明確にすることから始めなくてはならない。
・講演会などは教職員に対しては有効でも、生徒には法体系の現場がイメージしにくいので評価が下がる（印象がよくない）ことが多い。
・ポイントを絞った取組が必要。現在本校では１、２年生で情報モラルの指導が急務であると考える。

（２）　研修会・勉強会

学校内での、法教育に関する教職員の研修会・勉強会の実施経験を尋ねたところ、実施経験が「ある」との回答は 8.1%に留まり、9 割以上の学校で、研究会・勉強会は取り組まれていない。

図表 14　学校内での、法教育に関する教職員の研修会・勉強会の実施経験(n=795)

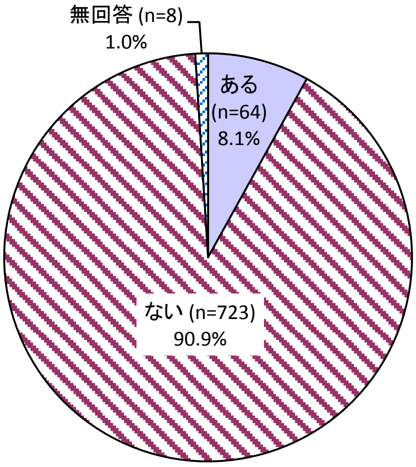

学校内での、法教育に関する教職員の研修会・勉強会の実施に当たっての連携先について尋ねたところ、「法律家・関係機関との連携は行っていない」が最も多く 23.4%であった。具体的な連携先としては、「弁護士会（弁護士）」「警察署（警察官）」がそれぞれ15.6%で最も多く、次いで「大学の教員」「その他」が 9.4%で多い。「その他」としては「社会保険労務士」等が具体的にあげられた。

図表 15　学校内での、法教育に関する教職員の研修会・勉強会の実施時の連携先

(複数回答、n=64)

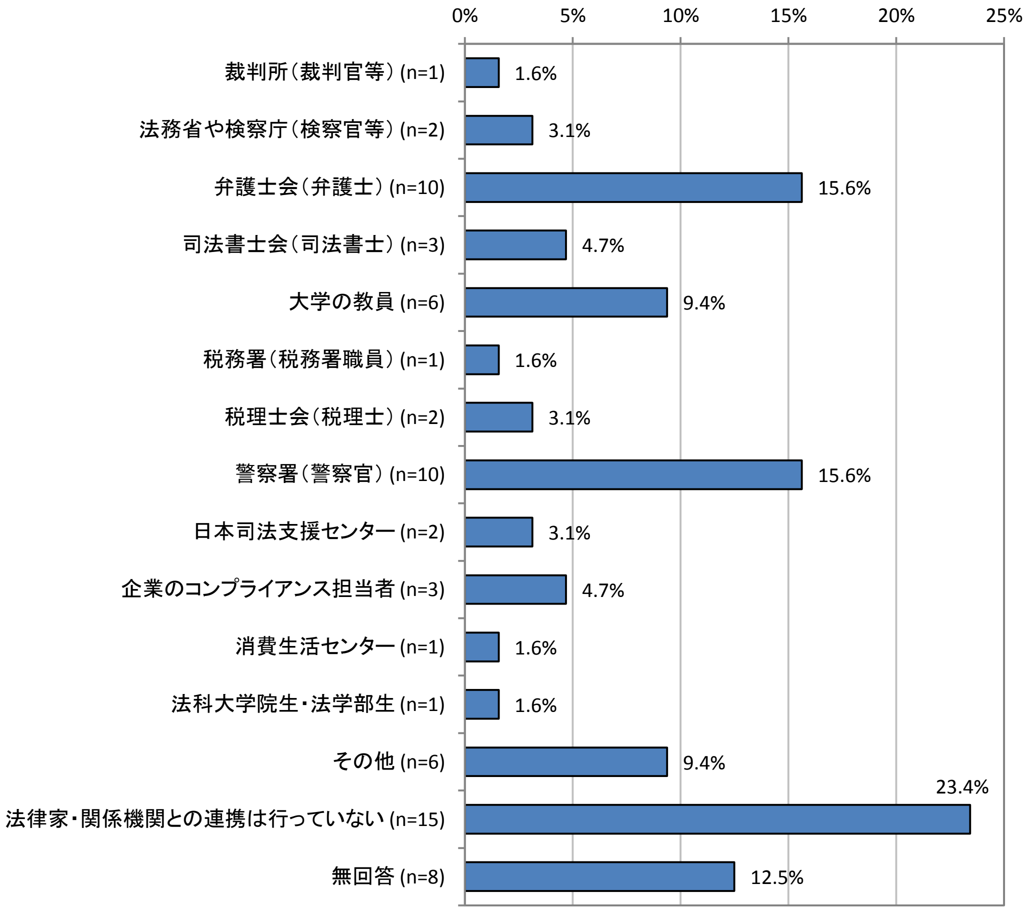

学校内での、法教育に関する教職員の研修会・勉強会の実施に当たり、課題について尋ねたところ、「特に課題と感じることはない」が最も多く 28.1%であった（無回答も同数）。具体的な課題としては「研修会・勉強会開催の回数・頻度が少ない」が 17.2%で最も多かった。

図表 16　学校内での、法教育に関する教職員の研修会・勉強会についての課題(複数回答、n=64)

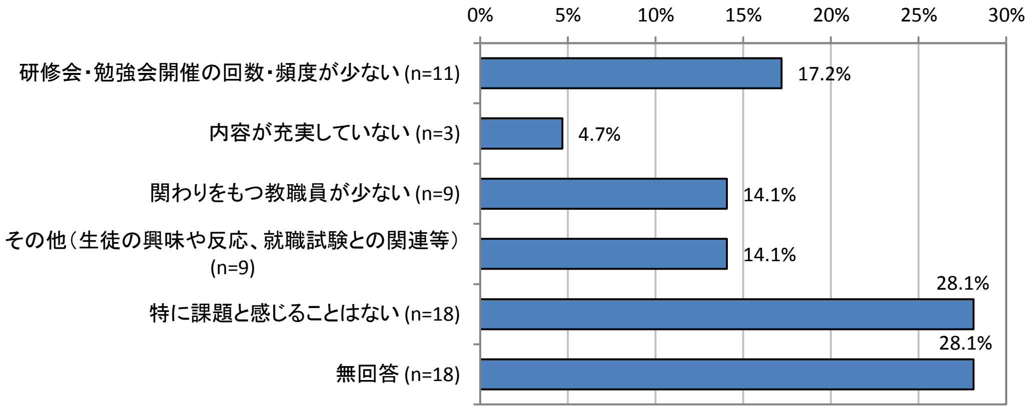

学校内での、法教育に関する教職員の研修会・勉強会を行っていない高校に、未実施の理由を尋ねたところ、「研修会・勉強会等を開催する時間的余裕がないから」が 66.7%で最も多い。次いで「どのように研修会・勉強会等を行えばよいかよくわからないから」が 32.6%であった。その他としては「教員の自発的な研修に任せている」「他の研修を優先させている」「学校全体で取り組む必要性をあまり感じていない」等の回答がみられた。

図表 17　学校内での、法教育に関する教職員の研修会・勉強会の未実施理由（複数回答、n=723）

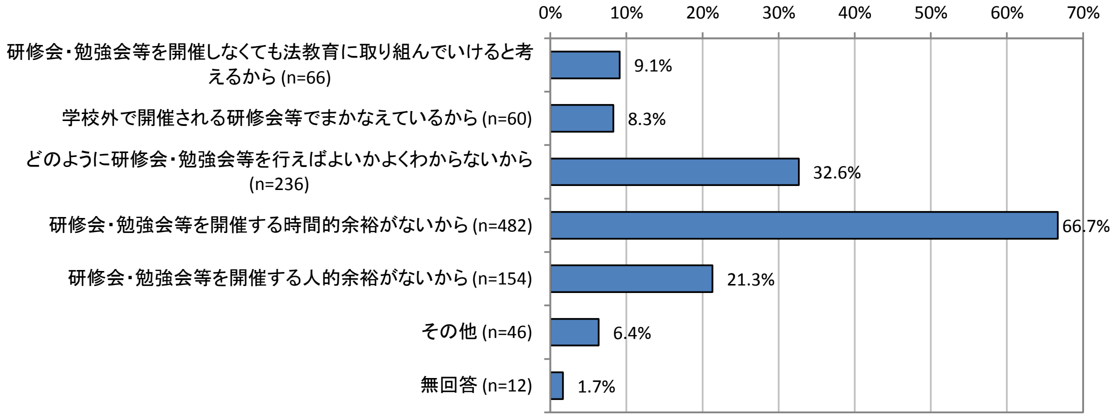

学校外で行われた法教育に関する教職員の研修会・勉強会への派遣を行ったかを尋ねたところ、「派遣したことがある」は 8.3%に留まり、「派遣したことはない」が 9 割近くを占めた。

図表 18　学校外で行われた法教育に関する教職員の研修会・勉強会への派遣経験（n=795）

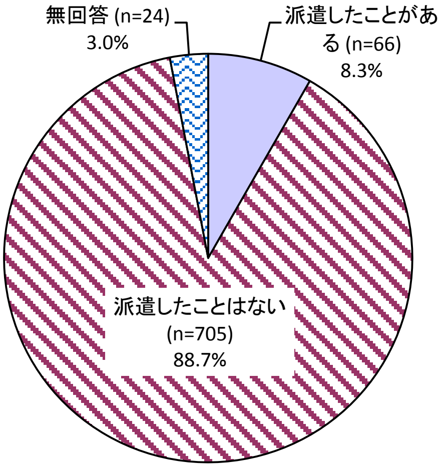

「派遣したことがある」とした回答について、その派遣回数をみると、「1 回」が最も多く 43.3%であり、次に「2 回」が 30.0%が多い。費用については半数以上が「0 円」（54.0%）と回答している。

図表 19　学校外で行われた法教育に関する教職員の研修会・勉強会への派遣回数（n=60）及び費用（n=50）

回数		費用	
1回	26 （ 43.3%）	0円	27 （ 54.0%）
2回	18 （ 30.0%）	1～999円	5 （ 10.0%）
3回	5 （ 8.3%）	1000～4999円	13 （ 26.0%）
4回	2 （ 3.3%）	5000～9999円	3 （ 6.0%）
5回	6 （ 10.0%）	10000円以上	2 （ 4.0%）
6回	1 （ 1.7%）	合計	50 （ 100.0%）
7回	0 （ 0.0%）		
8回	2 （ 3.3%）		
合計	60 （ 100.0%）		

※図表 18 につき「派遣したことがある」とした回答者(66 校)について集計。但し無回答は除く。

法教育に関する教職員の研修会・勉強会への派遣を行った高等学校等に対し、その課題を尋ねたところ、「日時の面で、参加可能な研修会が少ない」が 48.5%で最も多く、次に「学校内に、関わりを持つ教職員が少ない」（22.7%）が多かった。「特に課題と感じることはない」は 19.7%であった。その他としては「派遣に際しての時間割調整」との回答がみられた。

図表 20　法教育に関する教職員の研修会・勉強会への派遣についての課題（複数回答、n=66）

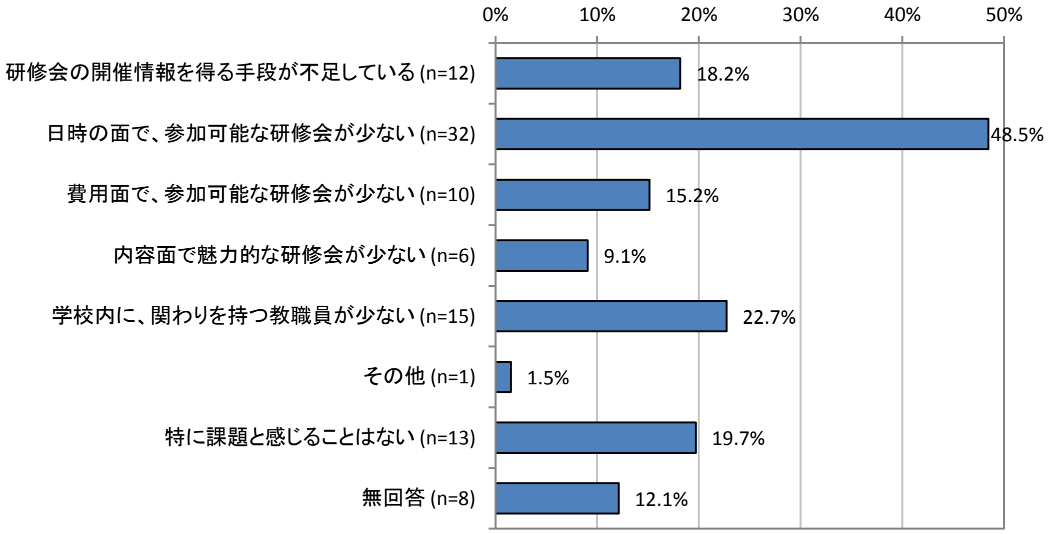

法教育に関する教職員の研修会・勉強会への派遣を行っていない高校に、未派遣の理由を尋ねたところ、「教職員に研修会に参加する時間的余裕がないから」が 57.6％で最も多い。次に「どのような研修会等があるのかよくわからないから」（45.0％）が多く、この傾向は、学校内での法教育に関する教職員の研修会・勉強会の未実施理由と同様である。

なお、その他としては「希望者がいない」「職員の希望と、研修スケジュールがあわない」等の回答がみられた。

図表 21　法教育に関する教職員の研修会・勉強会への未派遣理由（複数回答、n=705）

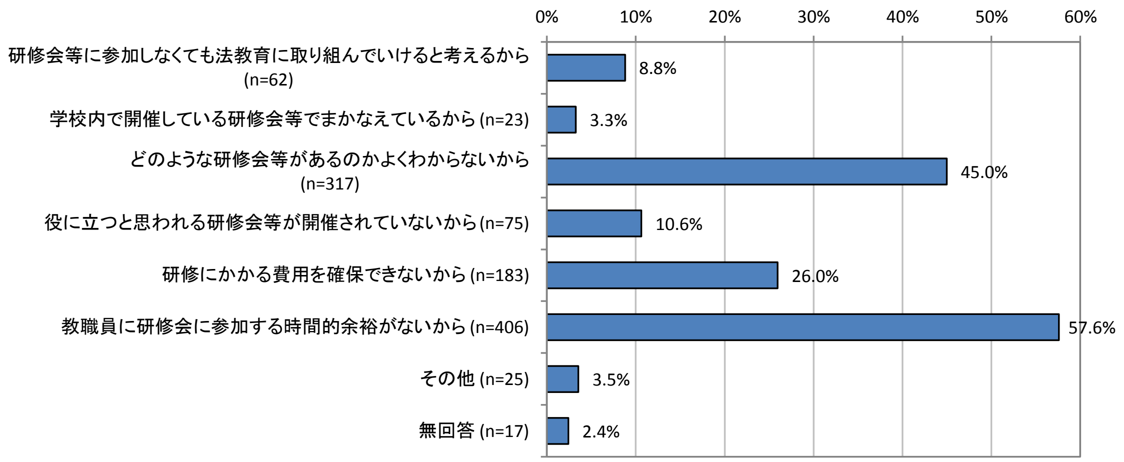

法務省が、法教育に関する高等学校教職員の研修会等の支援を行うに当たっての意見・要望のうち、主なものを以下に示す。

＜情報提供＞

・関係各機関の法教育に関する研修会等の月間予定を法務省がまとめ一括して案内してもらえると生徒向け研修や教員研修会での活用がしやすくなる。

・所在地域近くで行われている研修会等の情報が欲しい。

＜費用＞

・予算措置をしてほしい。

＜スケジュール＞

・2 月～3 月は次年度の研修予定を立てるので、その前までに研修会等の調整ができるように支援して欲しい。

・参加のしやすい時期、たとえば夏季休業中などの実施を今以上に行っていただけるとよい。

＜内容＞

・コンプライアンスに関して現場に則した内容での研修をお願いしたい。
・教育関係の話題（著作権、ICT 教育関連の著作権などを含む権利、生徒・保護者関連のトラブルと法）
・学校で起きうる法的な問題や現行の教育機関の課題について
・学校現場で法律がどのようにかかわっているか不明なところが多いので、学校主務に関する研修の講師（弁護士）の派遣をしていただければありがたい。
・必要性は感じるが、「法教育」と聞いただけで精神的に固まるので、身近な研修内容を紹介していただきたい。
・知識付与よりも、参加型指導など学校の指導について how（興味関心を引く、active learning の方法）に工夫していただきたい。
・離島にある本校においては、直接、学校に出向いていただく内容のものがあればありがたい。
・生徒指導上の指導項目と現実社会の法との関連についての研修は、現場の教員の法意識を高めるよい機会になると思う。

（３） 学校全体での法教育の位置付け

学校全体として、平成26年度以降にどの科目・指導項目・行事で法教育に取り組んだかをたずねたところ、631件の回答が得られた。（ただし、このうち50件は、「特に行っていない」と回答している）以下に、主な回答を示す。

＜公民科＞
・「現代社会」個人の尊重と法の支配において裁判員制度を通した国民の司法参加の意義
・人権・戦争等に関する項目
・憲法と地方自治、消費者問題の授業で実施
・主権者教育
＜家庭科＞
・「家庭基礎」につき消費生活（悪徳商法と対策）
＜商業科＞
・「経済活動と法」の中の項目「経済社会と法」「権利・義務と財産権」「会社に関する法」
・「経済活動と法」の授業で法律家による授業や地方裁判所見学・裁判傍聴の実施
・「企業活動の基礎」において企業活動と税、企業のコンプライアンスについて
・商業の科目内で商法・民法等を学習している
・「総合実践」において確定申告書の作成、「マーケティング」において知的財産権の学習
＜その他（全校での講話等）＞
・交通法規や消費者生活（3学年）等、生徒の学校生活に密接に関わる法
・携帯電話・スマートフォン等からのネットトラブル、薬物防止教育
・全校集会やＨＲ等の様々な場面で遵法精神等について話をしているが、特定の時間やテーマを設けての指導は行っていない
・全校生徒を対象に情報モラル教室を開き、著作権や犯罪に関する内容を取り扱った
・司法書士を招いて「未成年のための司法書士市民法律教室」を実施
・出前講座の一つとして実施（複数の出前講座のうち、法教育に関わるものも一部設定し、希望者に受講させた）

学校が取り組んでいる法教育の充実度合いについて尋ねたところ、「どちらともいえない」が最も多く 50.4%であり、「とても充実させている」は 1.9%、「やや充実させている」は 20.6%であった。

図表 22　法教育の充実度合い（n=795）

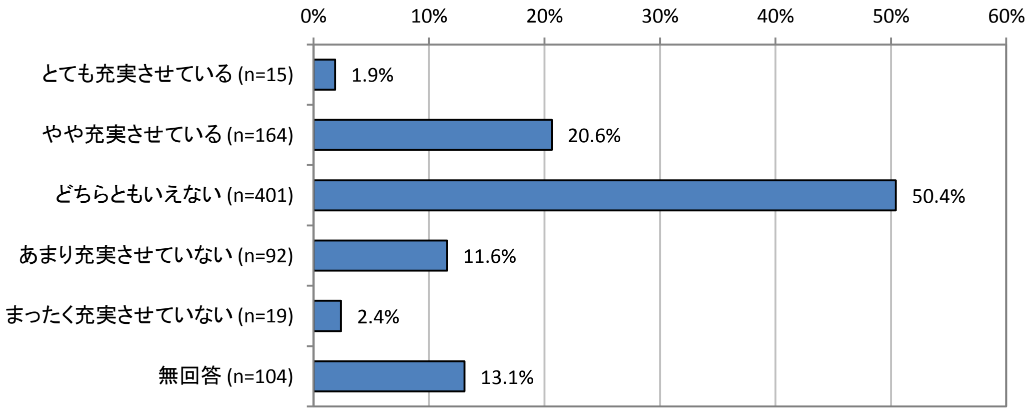

上記の選択肢を回答した理由として、主なものを以下に示す。

＜とても充実させている＞
・アクティブラーニングを協同学習スタイルで行っている
・学校の現状にあわせて取り組んでいる
・商業教育における法教育の必要性から法に関する分野について重点指導を行っている
・現場の警察官より、交通安全の原因とその後の経過を教えていただくことは、生徒にとって現実感をもって理解されている
・就職を控えた 3 年生が労働基準法について学ぶ場であったため、ポイントをまとめたハンドブックがわかりやすかった。
＜やや充実させている＞
・アクティブ・ラーニングを意識した取組も行っている
・不祥事防止に生かされている
・希望者のみの受講としたので、もともと興味を持っている生徒が熱心に参加した
・8 割の生徒が卒業後就職するため、関心が高い
・法学部への進学希望者を対象に裁判所見学等を行い、意識の向上が見られた。
・商業関係の検定試験に「経済活動と法」があるため、その合格に向けて生徒は熱心に取り組んでいる
・生徒アンケートで効果が認められたため
＜どちらともいえない＞

・全体としての取組とまではいえず、個々によって温度差がある
・卒業間近の3年生に対してのみ取り組んでいるから
・他校と比較して、特別充実した取組とまではいえないため
・取組の成果が目に見える形で検証することは難しいから
・殊更に「法教育」であることを意識した研修や指導は行わず、日常折に触れて法的観点からものの考え方を実践するようにしているから
・充実しているかどうかを測る尺度が分からない
＜あまり充実させていない＞
・教科の担当教員に任せており、学校全体での具体的な取組方針が定まっていない
・法教育という特別な枠組みを設定して取り組む時間的余裕がない
・知的財産権のみしか扱えていない。主権者教育が必要だができていない
＜まったく充実させていない＞
・教育目標の達成に向けた課題が多く、その対策に重点を置いた取組が中心となり、法教育を含めた教育指導まで手がまわらない
・学校として取り組んでいない
・3年生の2月に実施するためその効果の検証までに至っていない。

また、「とても充実させている」「やや充実させている」と回答した学校に、特に効果的であった取組を尋ねたところ、71件の回答があった。

このうち、代表的な回答は以下のとおりである。

・法律家や関係機関による講演・講話（弁護士、弁理士、法務局、年金事務所、税務署）
・携帯電話の使い方についての指導
・情報モラル講習会
・原動機付自転車実技講習会・交通安全教室
・模擬裁判
・裁判所見学・裁判傍聴
・防犯教室
・人権同和教育
・薬物乱用防止教室
・暴力団排除条例に伴う教育講座
・教科書以外の様々な資料（特に映像資料）を用いた授業
・デザインパテントコンテストへの参加

学校経営において、法教育はどのような位置付けかを尋ねたところ「どちらともいえない」が最も多く 56.7%であり、「たいへん重視している」は 5.6%、「やや重視している」は 21.5%であった。

図表 23　学校経営における、法教育の位置付け（n=795）

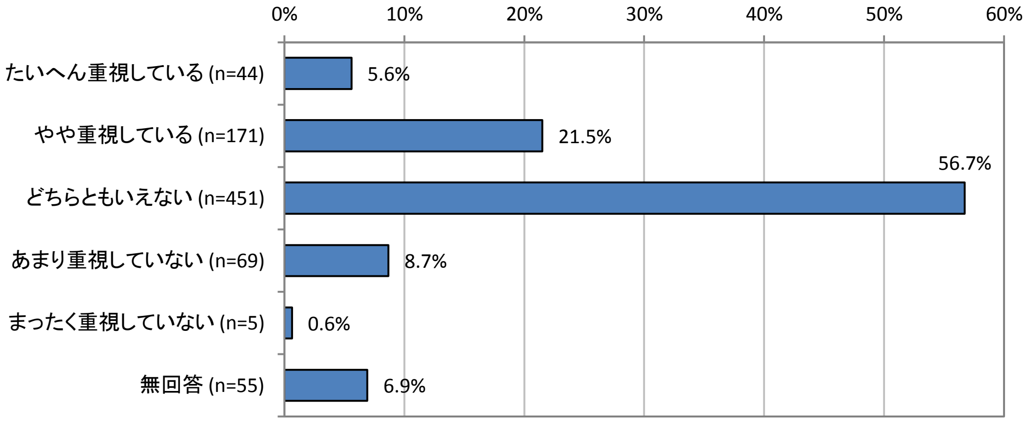

「あまり重視していない」「まったく重視していない」を回答した理由として、主なものを以下に示す。

＜あまり重視していない＞
・必要性は認識しているが、他に優先すべきことが多い
・個別教科の学習の中での取組で十分と考えている
・カリキュラム、指導計画、学校行事等に位置づけることが難しい
＜まったく重視していない＞
・必要性を感じない
・取り組む余裕がない
・学校経営計画において、特に位置づけていない

また、「あまり重視していない」「まったく重視していない」と回答した場合に、他に重点を置いている活動について尋ねた結果は以下のとおりであった。

進路指導（キャリア教育を含む)、学習指導、部活動、生徒指導、学校活性化、地域貢献、防災・減災教育、農業・工業等の専門教育、資格取得、いじめ防止、不登校・心の病への 対応、自殺防止等

※本設問への回答（70 校）のうち、主なものを記載した。また、全体の回答のうち 2 割以上を占めるものを太字・下線で表示した。

２－３　公民

「公民」において、各学習指導要領に関する教育の配当年次を尋ねた結果は以下のとおりであった。

「現代社会」の 2 項目については比較的早い年次に、「倫理」及び「政治・経済」の３項目については比較的遅い年次に配当する学校が多い。「上記以外の単元」としては、学校設定科目として「時事研究」「時事問題探究」等が挙げられた。

図表 24　公民における法教育関連事項の配当年次

	1年生		2年生		3年生		回答校数
ア：「現代社会」私たちの生きる社会	379	(56.1%)	137	(20.3%)	217	(32.1%)	676
イ：「現代社会」現代社会と人間としての在り方生き方	401	(55.2%)	152	(20.9%)	251	(34.5%)	727
ウ：「倫理」現代と倫理	53	(16.9%)	80	(25.6%)	202	(64.5%)	313
エ：「政治・経済」現代の政治	57	(12.0%)	102	(21.5%)	361	(76.2%)	474
オ：「政治・経済」現代の経済	49	(10.6%)	92	(20.0%)	361	(78.3%)	461
カ：「政治・経済」現代社会の諸課題	46	(10.2%)	80	(17.8%)	357	(79.3%)	450
キ：上記以外の単元	6	(18.8%)	6	(18.8%)	25	(78.1%)	32

※本問は、学年による教育課程の区分を設けていない場合、無回答を認めた。また、ひとつの領域を複数の学年で実施している場合を考慮し、複数回答を認めた。実施時間について、無回答または無回答として扱った学校、「0」と回答した学校を集計対象外とした。

項目ごとの重要度合いについて尋ねたところ、「たいへん重視した」が比較的多かったのは、「現代社会と人間としての在り方生き方（「現代社会」）」（45.2%）、「現代の政治（「政治・経済」）」（40.3%）であった。

図表 25　公民における法教育関連事項の重要度合い

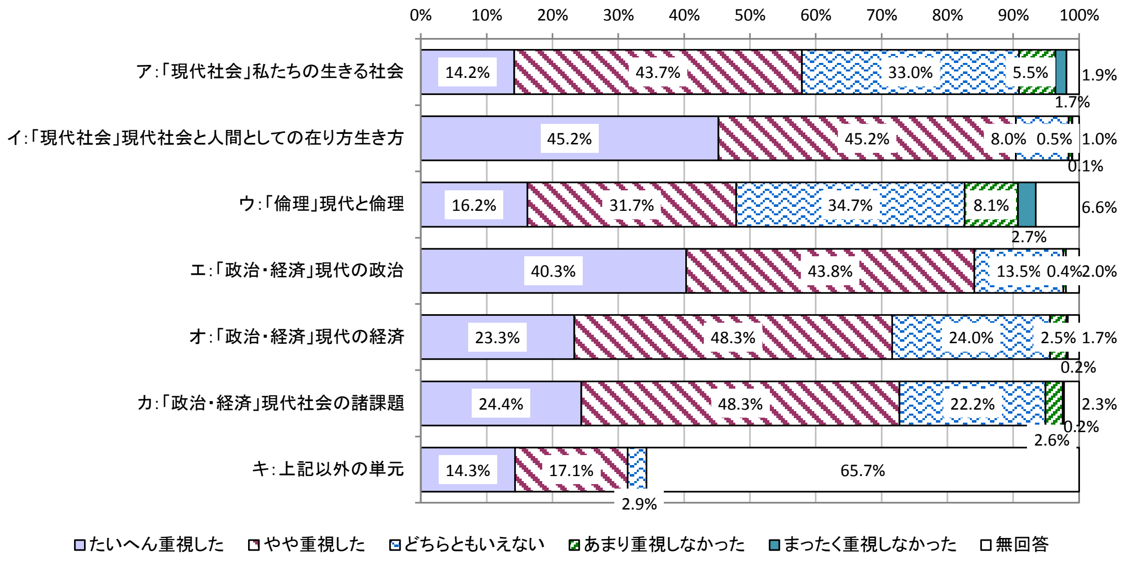

項目ごとの充実度合いについて尋ねたところ、「とても充実させた」が比較的多かったのは、「現代社会と人間としての在り方生き方（「現代社会」）」（26.9%）、「現代の政治（「政治・経済」）」（24.4%）であった。これらは、「いくらか充実させた」の回答割合も高い。

図表 26　公民における法教育関連事項の充実度合い

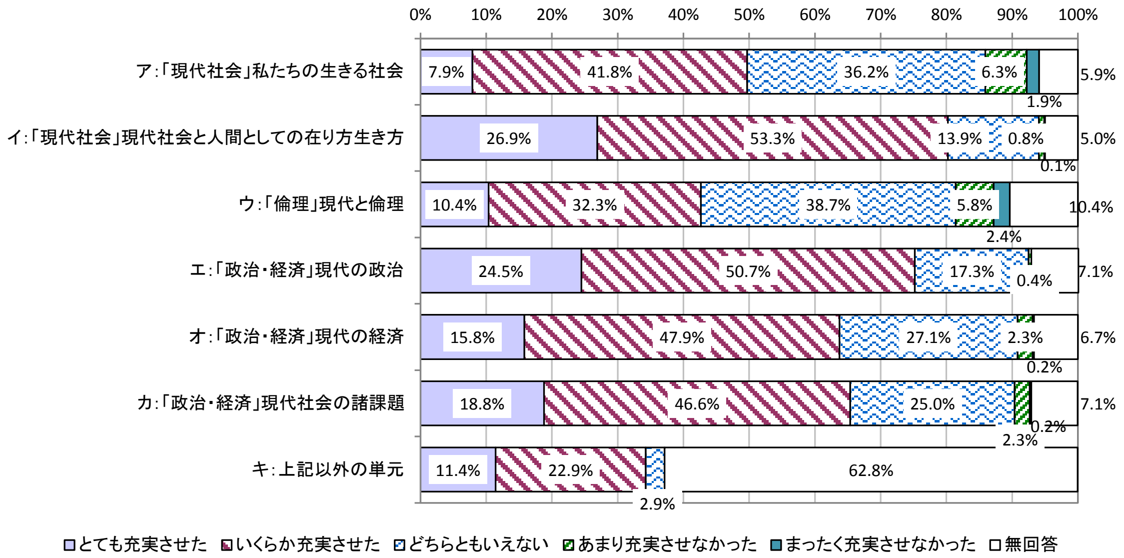

科目ごとの教材（教科書以外）の使用状況についてみると、いずれの教科も「教科書に即した副教材」が多く、「現代社会」と「政治・経済」では「新聞記事等」が続く。倫理については、２番目に多い回答は「教師が独自に作成したもの」であった。その他としては、「問題集」「ニュース素材（TV、ネット等）」「インターネット動画」「社会常識・就職用等の問題集」等の回答がみられた。

図表 27　教科書以外の教材の使用状況

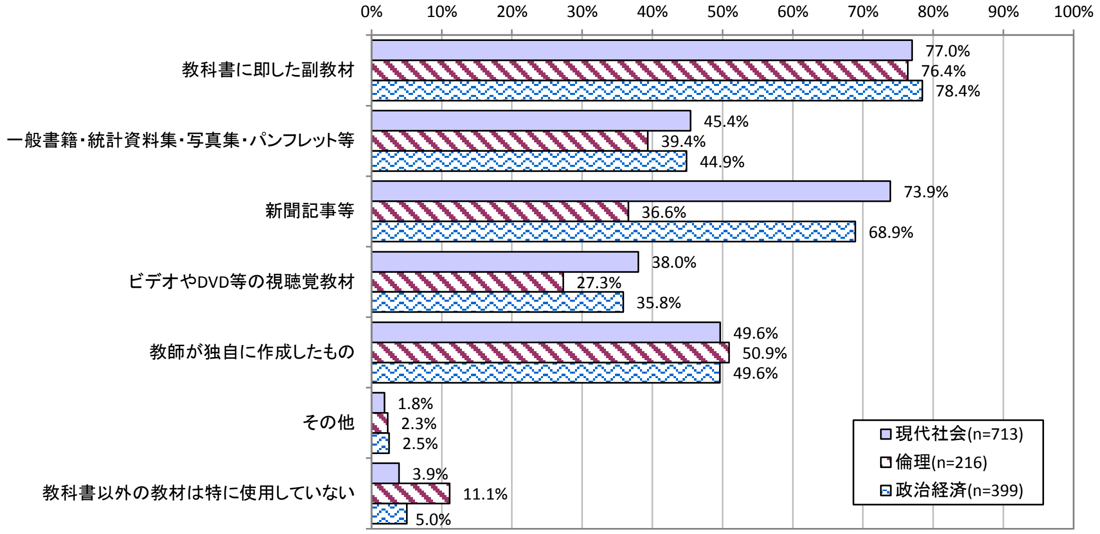

法務省が作成した教材の使用状況についてみると、提示した5教材について、いずれも使用したことがないとの回答が70.6%で最も多かった。

なお、法務省が作成した教材を使用したことがない場合で、他に有用な教材について自由回答で伺ったところ、「裁判員制度ナビゲーション（最高裁判所）」「はじめての金融ガイド（金融庁）」「もしあなたが消費者トラブルにあったら…（消費者庁）」「労働法ガイドブック読んでみるっちゃ！（宮城労働局）」等の回答がみられた。

図表 28　法務省が作成した教材の使用状況（n=795）

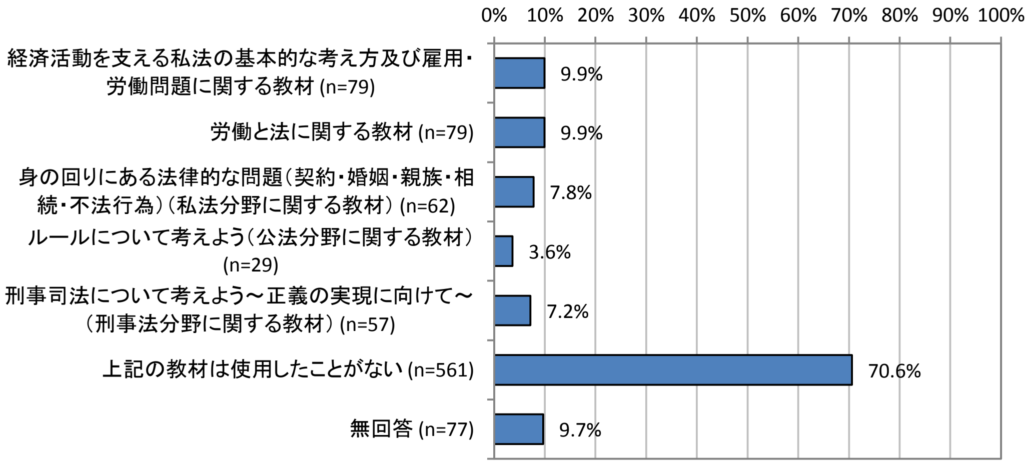

法律家・関係機関との連携による法教育の実施状況について尋ねたところ、「連携は行っていない」が 63.0%で最も多い。無回答も 18.5%みられ、法律家・関係機関との連携を行っている学校は 2 割程度である。その中でも「税務署（税務署職員）」の回答が比較的多くみられた。その他としては、「労働基準監督署」「選挙管理委員会」等の回答がみられた。

図表 29　法律家・関係機関との連携による法教育の実施状況（n=795）

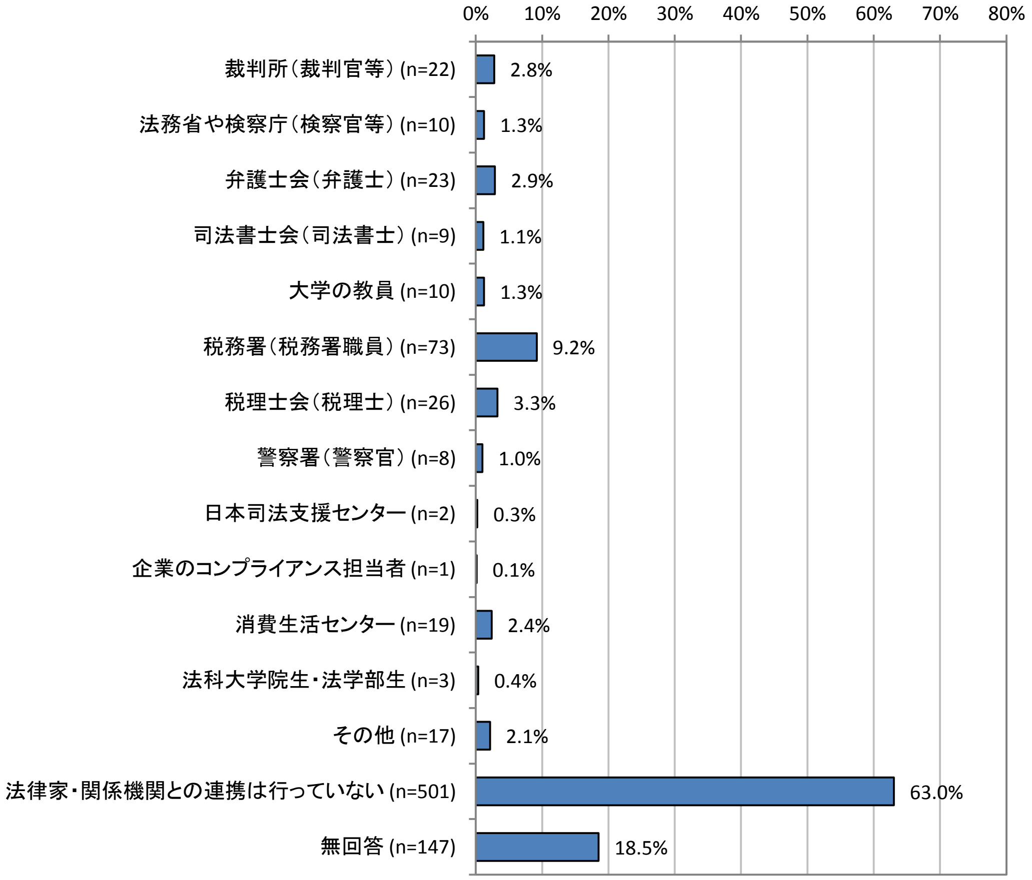

法教育に関する授業を充実させるために工夫した点について尋ねたところ、主として以下の回答が得られた。新聞や視聴覚教材の活用に関する意見が科目を問わず、広く回答されている。

図表 30　授業の充実のために取り組んだ工夫（公民）

ア：「現代社会」私たちの生きる社会	・地域の事項を交えた内容を教育 ・アクティブラーニングの実施 ・ディベートやディスカッション、討論の実施 ・新聞記事の活用 ・時事問題の紹介 ・法と倫理の違いの強調
イ：「現代社会」現代社会と人間としての在り方生き方	・模擬裁判の実施 ・視聴覚教材の活用 ・新聞記事の活用 ・希望者対象に裁判所見学を実施 ・教科書だけでなく法文も用いて授業を実施 ・税に関する作文コンクールに応募
ウ：「倫理」現代と倫理	・ICT の活用 ・ガンディーやマザーテレサ等歴史的人物に関するビデオ視聴 ・外国の事例を取り上げるなど現実に即して諸問題を考えさせた ・新聞記事の活用 ・新しい訴訟や法改正を取り上げ、自分なりの意見を持たせる
エ：「政治・経済」現代の政治	・模擬裁判 ・法律家による講演 ・模擬国会・模擬選挙 ・地方裁判所で行われた法教育に関するセミナーに参加 ・新聞記事の活用 ・時事問題の紹介 ・ハンセン病に関する県作成のパンフレット活用
オ：「政治・経済」現代の経済	・民間経済研究機関や国会答弁の資料を活用 ・2020 年のオリンピック開催を題材とした経済効果の説明 ・地域市場調査（観光客の消費動向等） ・ディベートやディスカッション、討論の実施 ・新聞記事の活用 ・時事問題の紹介

	・証券会社の方をゲストティーチャーに招いた
カ：「政治・経済」現代社会の諸課題	・生徒が今後身近になる、労働問題をとりあげた（ブラックバイト、ブラック企業、派遣法改正等） ・生徒が就職活動の際に使用（参照）した求人票の活用 ・ディベートやディスカッション、討論の実施 ・新聞や雑誌の記事の活用 ・時事問題の紹介
キ：上記以外の単元	・世界貿易シミュレーション（国際社会の動向と日本の役割） ・消費者法・家族法（くらしの法律知識） ・司法書士会出前講座活用・地方裁判所見学（学校設定科目「法の支配」） ・新聞を活用（学校設定科目「沖縄の時事問題」）

２－４　保健体育（体育）

保健体育（体育）における法教育関連事項の重要度合い・充実度合いについてみると、法律家・専門機関との連携による法教育の実施状況について尋ねたところ、重要度は「やや重視した」が最も多く 32.3％で、「どちらともいえない」は 32.2％とほぼ同率であった。充実度については「どちらともいえない」（42.0％）が最も多く、次いで「いくらか充実させた」（30.8％）が多かった。

図表 31　保健体育（体育）における法教育関連事項の重要度合い・充実度合い（上段：重要度、n=795　下段：充実度、n=795）

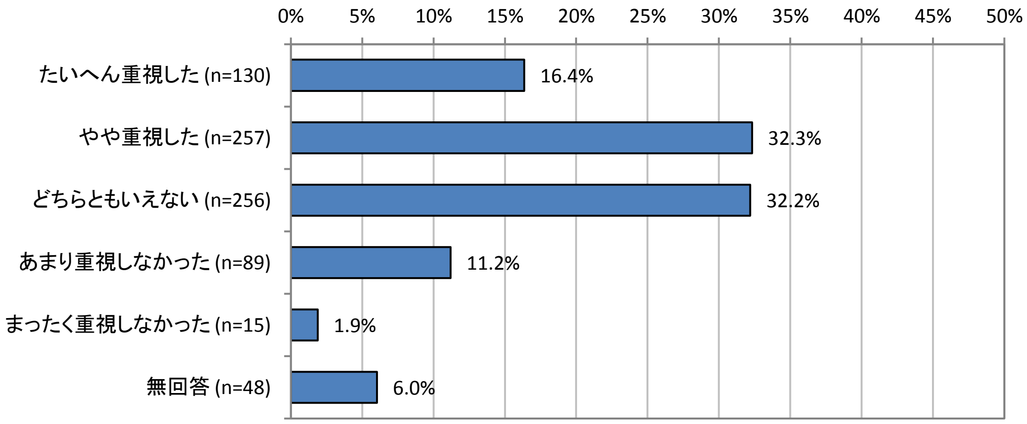

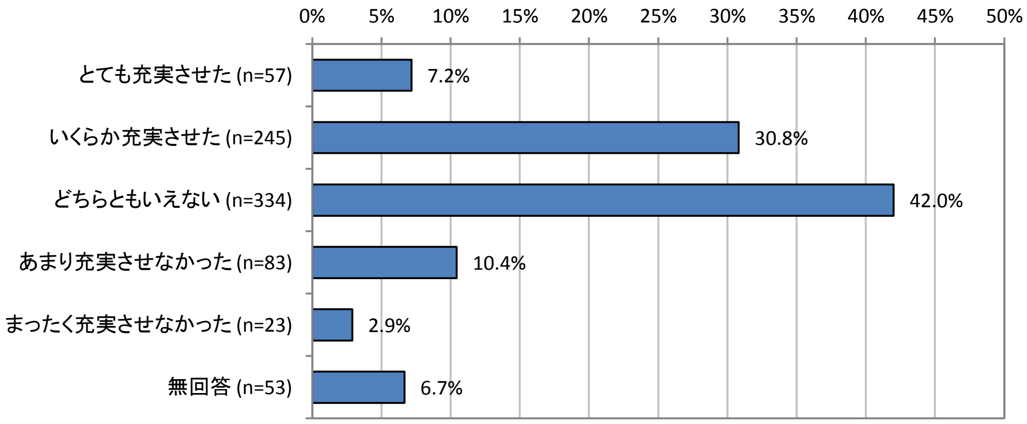

教材（教科書以外）の使用状況についてみると「教科書に即した副教材」（42.1%）が最も多く、次に「特に使用していない」（27.9%）が多い。以下「ビデオや DVD 等の視聴覚教材」（23.6%）、「教師が独自に作成したもの」（19.1%）の順であった。その他としては「プロスポーツ選手のマナーやフェアプレーに関する具体的な取組事例」「スポーツドーピングについての教材等」等の回答がみられた。

図表 32　教科書以外の教材の使用状況（n=795）

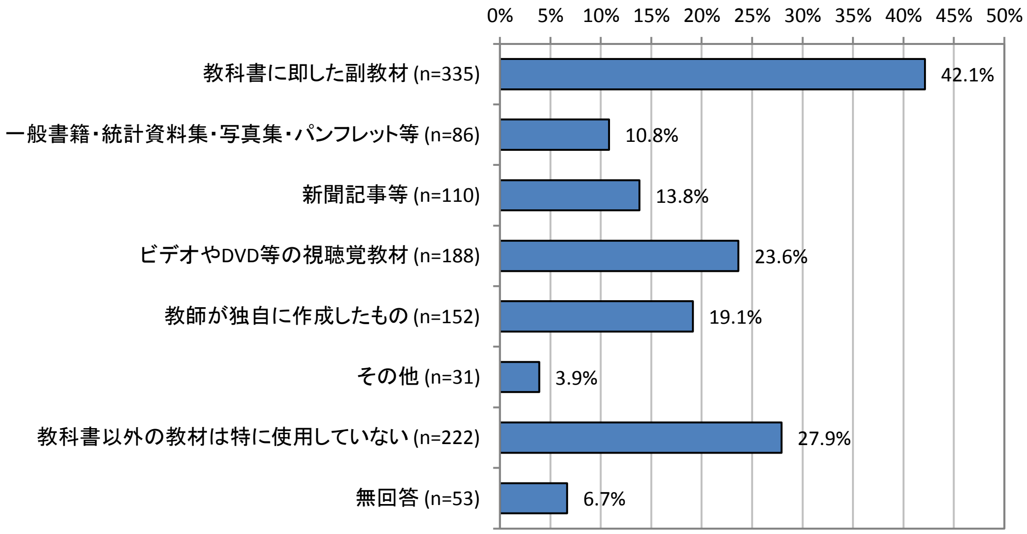

法律家・関係機関との連携による法教育の実施状況について尋ねたところ、「連携は行っていない」が 61.9%で最も多い。無回答も 34.3%みられ、法律家・関係機関との連携を行っている学校はほとんどみられない。その他としては「保健師」との回答がみられた。

図表 33　法律家・関係機関との連携による法教育の実施状況（n=795）

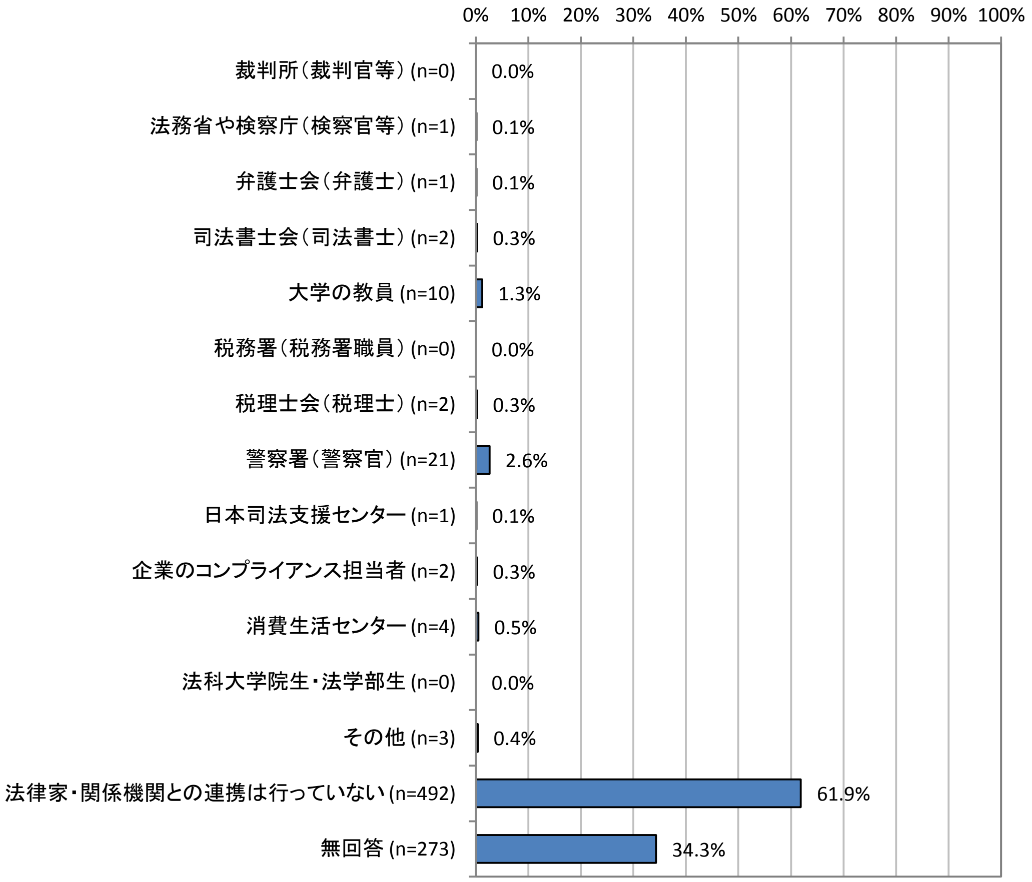

指導にあたっての工夫点については、「新聞・映像教材の活用」「安全教育・安全指導との連携」「スポーツの国際大会事例の活用」「競技ルールの改正等をタイムリーに指導に取り入れ、生徒の意欲を高める」といった回答がみられた。

２－５　家庭

「家庭」において、各学習指導要領に関する教育の配当年次を尋ねた結果は以下のとおりであった。全体として、１年生・２年生での配当が多いが、「生活における経済の計画と消費（家庭総合）」や「消費や環境に配慮したライフスタイルの確立（生活デザイン）」、また、提示した以外の単元については、３年生での配当が比較的多い。なお「上記以外の単元」として、具体的には「消費生活」「食品」等の回答がみられた。

図表 34　家庭における法教育関連事項の配当年次

	1年生		2年生		3年生		回答校数
ア：「家庭基礎」人の一生と家族・家庭及び福祉	372	(63.2%)	199	(33.8%)	65	(11.0%)	589
イ：「家庭基礎」生活の自立及び消費と環境	359	(63.0%)	189	(33.2%)	68	(11.9%)	570
ウ：「家庭総合」人の一生と家族・家庭	140	(45.0%)	154	(49.5%)	42	(13.5%)	311
エ：「家庭総合」生活における経済の計画と消費	101	(33.3%)	128	(42.2%)	102	(33.7%)	303
オ：「生活デザイン」人の一生と家族・家庭及び福祉	12	(42.9%)	12	(42.9%)	5	(17.9%)	28
カ：「生活デザイン」 消費や環境に配慮したライフスタイルの確立	8	(33.3%)	9	(37.5%)	8	(33.3%)	24
キ：上記以外の単元	7	(30.4%)	6	(26.1%)	13	(56.5%)	23

※本問は、学年による教育課程の区分を設けていない場合、無回答を認めた。また、ひとつの領域を複数の学年で実施している場合を考慮し、複数回答を認めた。実施時間について、無回答または無回答として扱った学校、「0」と回答した学校を集計対象外とした。

項目ごとの重要度合いについて尋ねたところ、「たいへん重視した」が比較的多かったのは、「生活における経済の計画と消費（家庭総合）」(28.6%)、「生活の自立及び消費と環境」(27.1%) であった。「人の一生と家族・家庭及び福祉（生活デザイン）」(10.7%) は、「やや重視した」をあわせて 53.5%であり、他と比べ重要度が低い。

図表 35　家庭における法教育関連事項の重要度合い

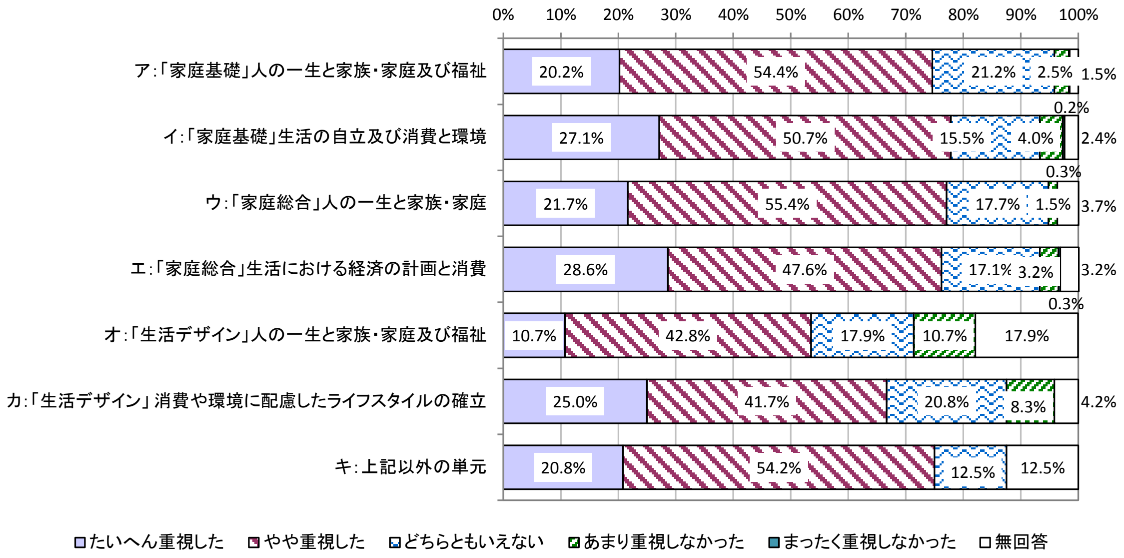

項目ごとの充実度合いについて尋ねたところ、「家庭基礎」及び「家庭総合」の各項目は、いずれも「とても充実させた」と「いくらか充実させた」を合わせて60%台であり、項目間で大きな差はみられない。

図表 36　家庭における法教育関連事項の充実度合い

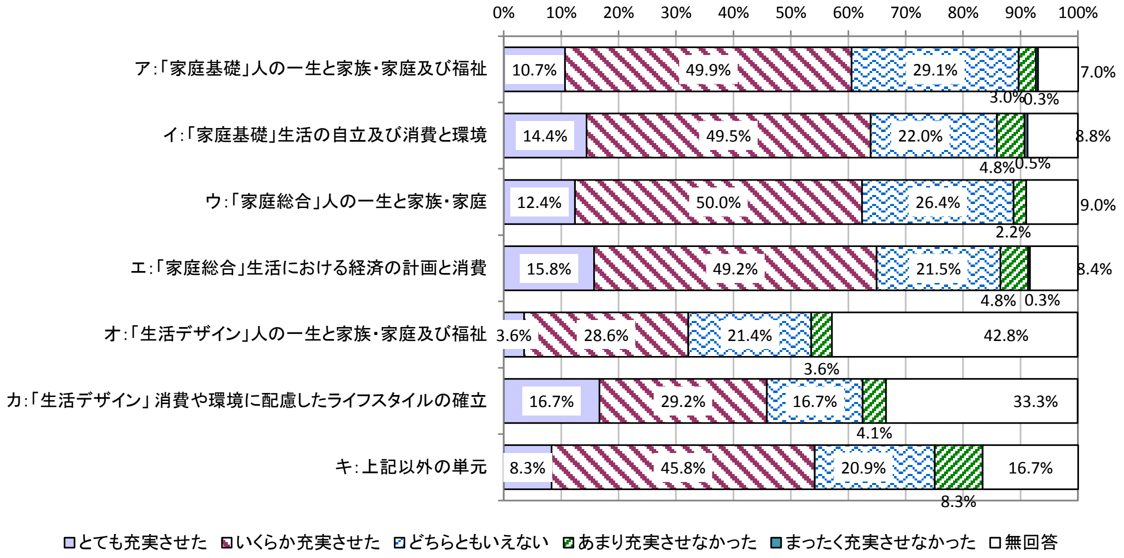

科目ごとの教材（教科書以外）の使用状況についてみると、「家庭基礎」「家庭総合」は、ほぼ同じ傾向で、「教科書に即した副教材」が最も多く、次に「新聞記事等」が多い。「生活デザイン」は、いずれの教材も、他の科目に比べ使用率が低い。その他としては「婚姻届の様式（実物）」「高齢者疑似体験セット」「県の高等学校家庭科教育研究会が作成した教材」等の回答がみられた。

図表 37　教科書以外の教材の使用状況

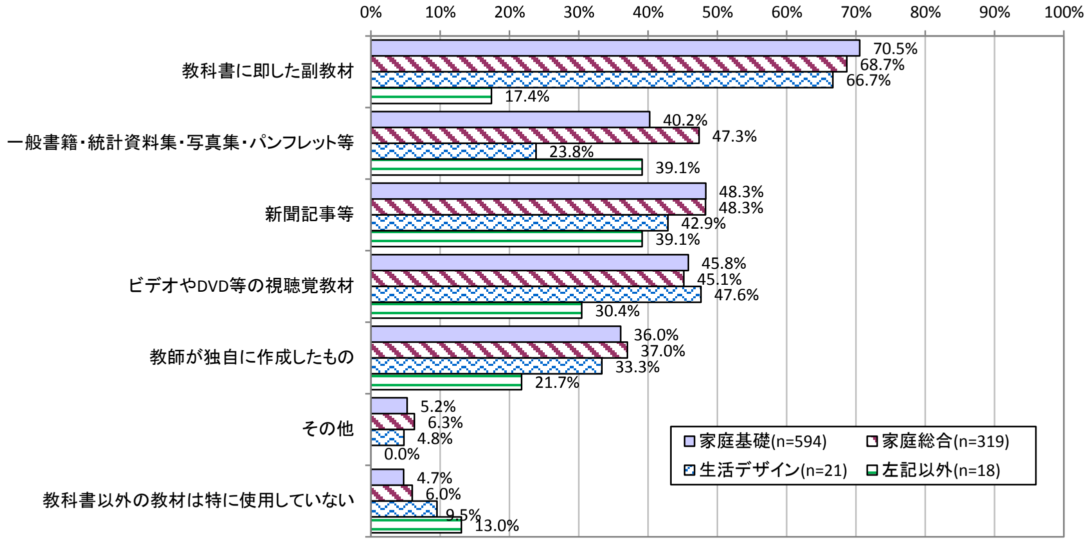

法務省が作成した教材の使用状況についてみると、提示した 5 教材について、いずれも使用したことがないとの回答が 60.4%で最も多く、使用が最も多かったのは、「身の回りにある法律的な問題（契約・婚姻・親族・相続・不法行為）」（26.2%）であった。

図表 38　法務省が作成した教材の使用状況（n=795）

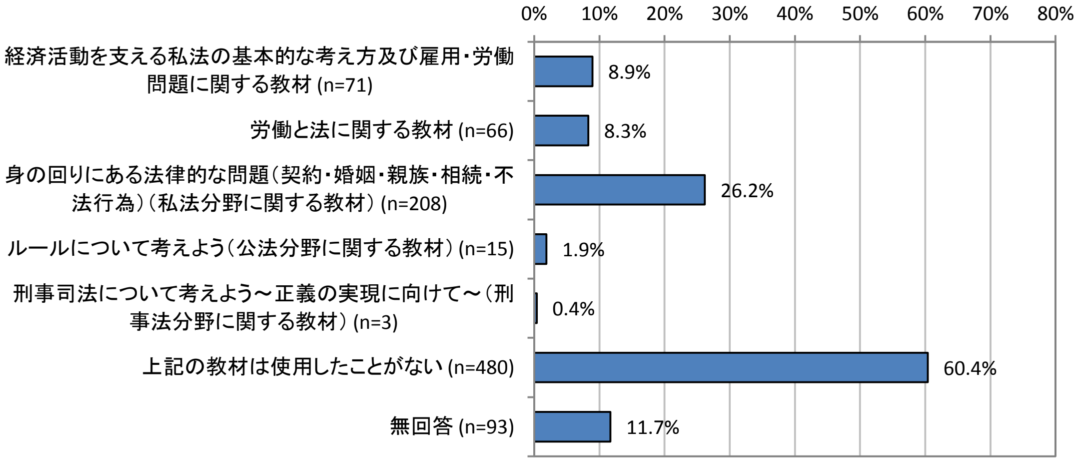

なお、法務省以外が作成した、法教育授業に有用な教材としては、いずれも金融広報中央委員会（知るぽると）の「これであなたもひとり立ち」や、「もしあなたが消費者トラブルにあったら～消費者センスを高めよう！～（消費者庁)」、「くらしの豆知識（国民生活センター)」「ミッションＲ3～悪質商法撃退法～（経済産業省)」等の資料があげられた。また、書籍として「民法の解説―家族法（一橋出版)」「家庭科ワークブック（国土社)」があげられた。

法律家・関係機関との連携による法教育の実施状況について尋ねたところ、「連携は行っていない」が 65.3%で最も多い。無回答も 23.6%みられ、法律家・関係機関との連携を行っている学校は 1 割程度である。その中でも「消費生活センター」（8.7%）の回答が比較的多くみられた。その他としては「日本年金機構」「携帯電話会社」「ファイナンシャルプランナー」等の回答がみられた。

図表 39　法律家・関係機関との連携による法教育の実施状況（n=795）

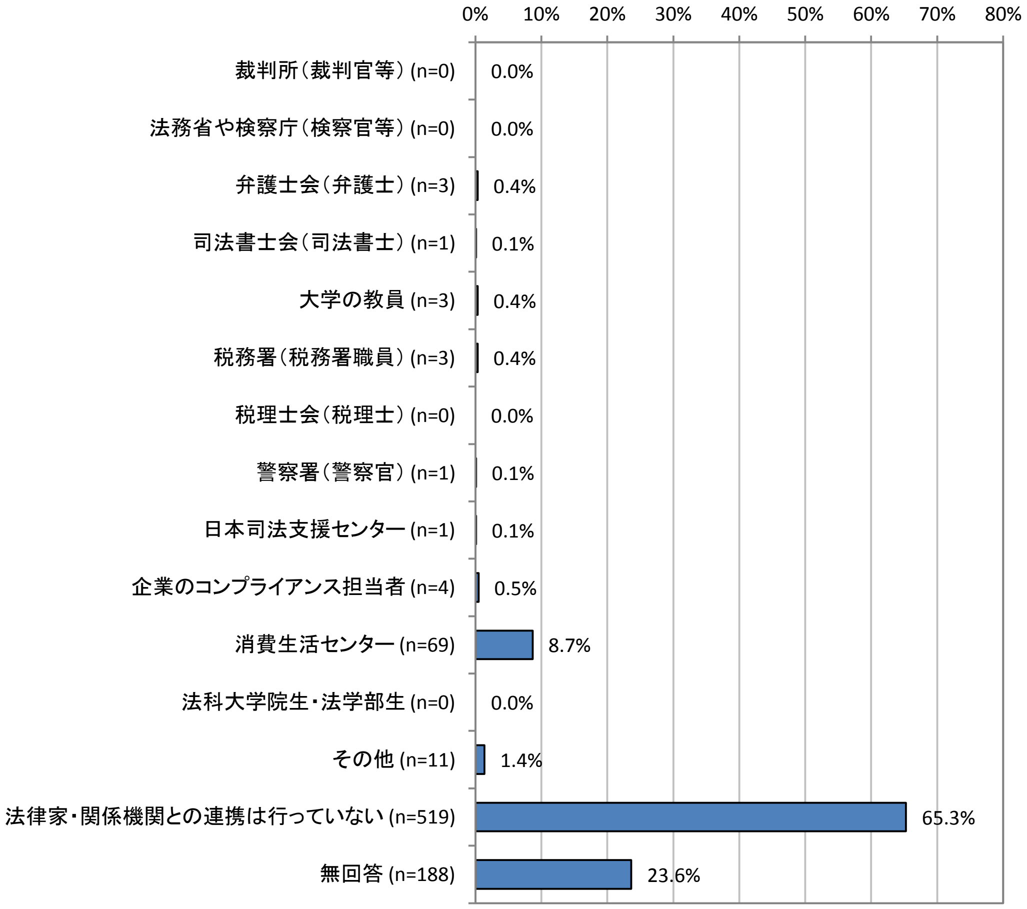

法教育に関する授業を充実させるために工夫した点について尋ねたところ、主として以下の回答が得られた。新聞や視聴覚教材の活用に関する意見が科目を問わず、広く回答されている。また、民法（親族法）の動向を意識した取組が目立った。

図表 40　授業の充実のために取り組んだ工夫（家庭科）

ア：「家庭基礎」人の一生と家族・家庭及び福祉	・民法改正についての議論（選択的夫婦別姓、嫡出推定等）を踏まえた授業の実施 ・海外における同性婚についての解説

	・届け出書類の実物を活用（婚姻届等） ・新聞記事の利用 ・クイズ形式で法律を理解させた
イ：「家庭基礎」生活の自立及び消費と環境	・視聴覚教材の活用 ・実際の利率（銀行、消費者金融）をもとに、利息の計算 ・カード会社の方を招いた講習 ・クイズやロールプレイを取り入れた ・時事問題を積極的に取り上げた
ウ：「家庭総合」人の一生と家族・家庭	・親等表の説明にあたり、アニメの登場人物を使用 ・届け出書類の実物を活用（婚姻届等） ・旧民法と現行民法の比較 ・視聴覚資料を活用 ・新聞記事の活用 ・離婚裁判の判決文を、生徒一人ひとりに書かせた ・複雑な家庭事情を抱えた生徒がつらい思いをしないように配慮した ・担当教員が消費生活センターの研修を受け、それをもとに授業を行った
エ：「家庭総合」生活における経済の計画と消費	・クーリングオフによる契約解除通知を実際に書かせた ・視聴覚資料を活用 ・消費生活相談員を講師に招いた ・クレジットの一括・分割・リボについて、生徒が購入しそうな実例を挙げ、それぞれの支払期間・総額を視覚化した ・ソシオドラマを取り入れた
オ：「生活デザイン」人の一生と家族・家庭及び福祉	・クーリングオフによる契約解除通知を実際に書かせた ・生徒の興味関心がわくよう、クイズ形式を取り入れた ・新聞記事の活用 ・グループワークの取り入れ
カ：「生活デザイン」 消費や環境に配慮したライフスタイルの確立	・視聴覚資料を活用 ・ロールプレイ ・悪質商法について、各自で調べる学習をさせた
キ：上記以外の単元	・管理衛生士を招いて授業（公衆衛生） ・食に関するニュースを法規と照らし合わせた（衛生法規） ・社会保険労務士会による講義（学校設定科目「健康ライフ」） ・具体的な事例の取り入れ（消費生活）

２－６　情報

「情報」において、各学習指導要領に関する教育の配当年次を尋ねた結果は以下のとおりであった。配当は低学年（主に１年生）に集中している。

なお、「上記以外の単元」としては科目「情報の科学」のうち「情報技術の進展と情報モラル」等が具体的にあげられた。また、「専門学科の科目で全て代替（農業情報処理や福祉情報処理等）しているため、情報科目は未実施」との記載もみられた。

図表 41　情報における法教育関連事項の配当年次

	1年生		2年生		3年生		回答校数
ア：「社会と情報」情報社会の課題と情報モラル	388	(80.0%)	105	(21.6%)	50	(10.3%)	485
イ：上記以外の単元	104	(78.8%)	37	(28.0%)	28	(21.2%)	132

※本問は、学年による教育課程の区分を設けていない場合、無回答を認めた。また、ひとつの領域を複数の学年で実施している場合を考慮し、複数回答を認めた。実施時間について、無回答または無回答として扱った学校、「0」と回答した学校を集計対象外とした。

項目ごとの重要度合いについて尋ねたところ、「情報社会の課題と情報モラル（「社会と情報」)」について「たいへん重視した」が 32.9%、「やや重視した」が 47.9%で、８割以上が重視している傾向となっている。

図表 42　情報における法教育関連事項の重要度合い

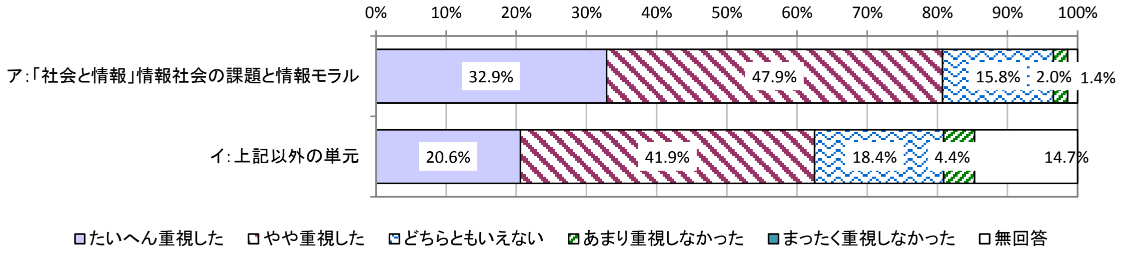

項目ごとの充実度合いについて尋ねたところ、「情報社会の課題と情報モラル（「社会と情報」）」について「とても充実させた」が 12.6%、「いくらか充実させた」が 55.4%で、7 割近くが充実させていると回答している。

図表 43　情報における法教育関連事項の充実度合い

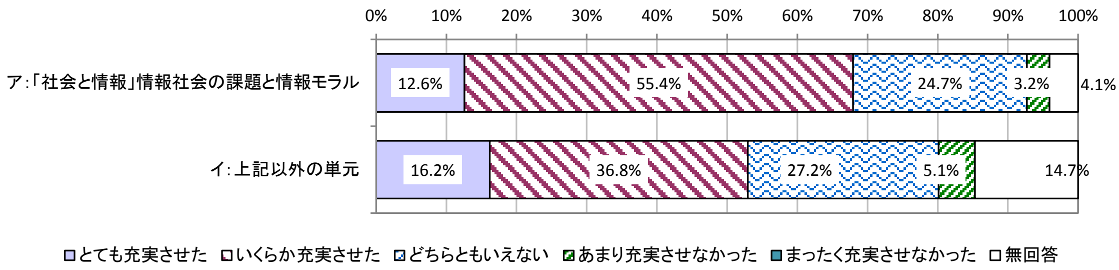

科目ごとの教材（教科書以外）の使用状況についてみると、「社会と情報」では、「教科書に即した副教材」（61.7％）が最も多く、次に「ビデオや DVD 等の視聴覚教材」（38.7％）が多い。以下「教師が独自に作成したもの」（31.8％）、「新聞記事等」（30.8％）が続いている。この傾向は、「社会と情報」以外の単元においても同様である。

なお、「その他」の教材としては、「情報技術検定試験標準問題集（全国工業高等学校長協会）」等の試験問題集、「事例からわかる情報モラル（実教出版）」等の出版物、またインターネットサイトとして、「はじめての著作権講座（公益財団法人著作権情報センター）」「著作権なるほど質問箱（文化庁）」「情報セキュリティ広場（警視庁）」等の回答がみられた。

図表 44　教科書以外の教材の使用状況

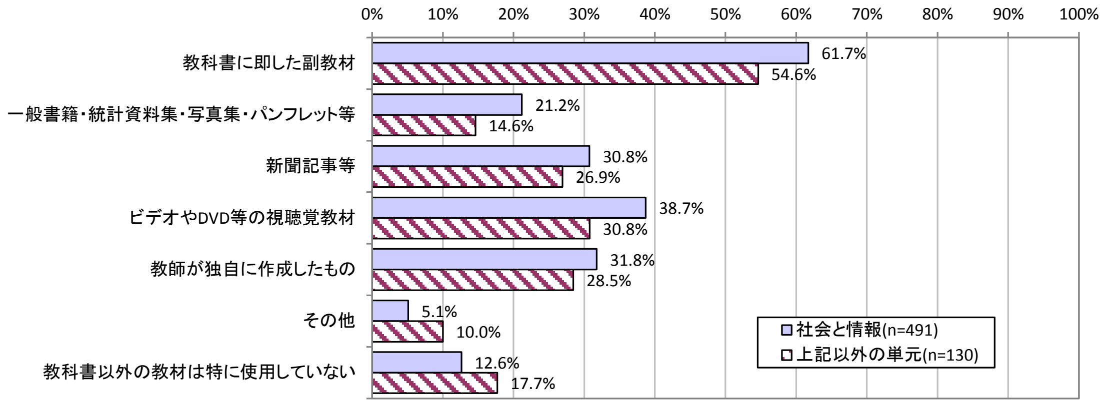

また、情報における法教育に関し、どのような内容・テーマの教材があるとよいかたずねたところ、以下のような回答がみられた。

・**著作権（違法ダウンロード、アップロードなど。また、事例集や判例集）**
・（上記に限らず）知的財産権全般
・肖像権
・パブリシティ権
・SNS に関する情報（使い方やマナー、モラル、利用時の注意点等）
・サイバー犯罪やその事例
・インターネット利活用に係わる法的トラブルや対処法
・オンデマンド等でたびたび更新される教材（DVD 教材は数年で陳腐化する）
・ネットバンキングやネットショッピングなどのオンライン商取引
・技術者倫理
・関連法規の改正内容についての、高校生向け解説
・インターネットと選挙に関する教材

※369 件の回答のうち主なものを示した。また、概ね 2 割以上の回答があったものを太字で示した。

法務省が作成した教材の使用状況についてみると、提示した 5 教材について、いずれも使用したことがないとの回答が 59.4%で最も多く、無回答も 31.9%であり、法務省が作成した教材の使用は 1 割程度に留まる。なお、法務省以外の作成した教材について、有用なものをたずねたところ、「IPA の映像コンテンツ」「警視庁制作のビデオ」「著作権情報センター資料（はじめての著作権等）」「文化庁の著作権テキスト」「経済産業省の産業財産権標準テキスト」等の回答がみられた。

図表 45　法務省が作成した教材の使用状況（n-795）

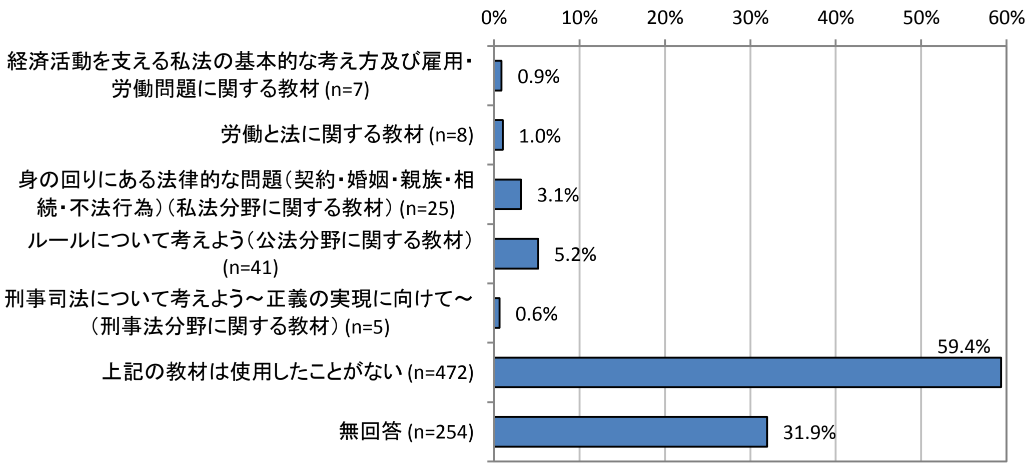

法律家・関係機関との連携による法教育の実施状況について尋ねたところ、「連携は行っていない」が 52.7%で最も多い。無回答も 42.0%みられ、法律家・関係機関との連携を行っている学校は 1 割に満たない。その他としては「弁理士」「情報通信会社」「コンピュータソフトウェア著作権協会」との回答があった。

図表 46　法律家・関係機関との連携による法教育の実施状況（n=795）

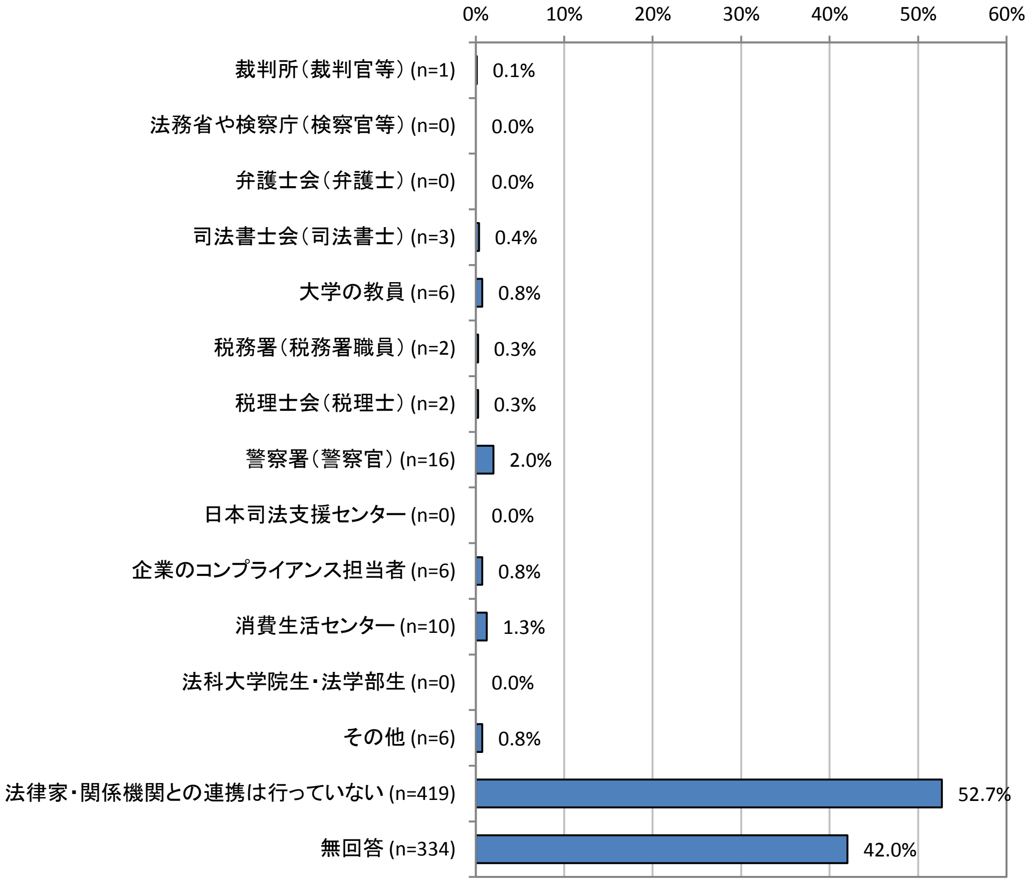

法教育に関する授業を充実させるために工夫した点について尋ねたところ、主として以下の回答が得られた。新聞や視聴覚教材の活用に関する意見が目立った。

図表 47　授業の充実のために取り組んだ工夫（情報）

ア：「社会と情報」情報社会の課題と情報モラル	・視聴覚資料を活用 ・スマートフォン、LINE、SNS等身近なものを題材とした ・情報モラル体験学習を行いレポートにまとめさせた ・IPA（独立行政法人 情報処理推進機構）主催の情報モラルコンクール

	に参加 ・e−ラーニングを活用
イ：上記以外の単元	・裁判の事例（商標権）を取り上げ、両者の主張や考え、消費者としてどう思うか考えさせ、知的財産権とは何か考えさせる。（知的財産権） ・ネットワークセキュリティについて科学的な視点と社会的（法律的）視点の両面から考える授業の実施（情報の科学） ・著作権情報センター「はじめての著作権講座」を活用（情報の科学）

２－７　特別活動

特別活動における法教育関連事項の重要度合い・充実度合いについて尋ねたところ、いずれも「どちらともいえない」が最も多い。

図表 48　特別活動における法教育関連事項の重要度合い・充実度合い

（上段：重要度合い　下段：充実度合い　n=795）

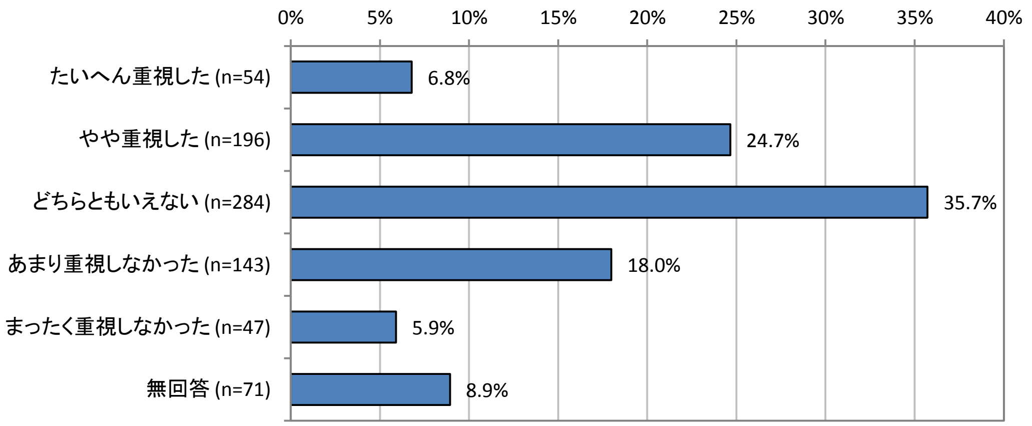

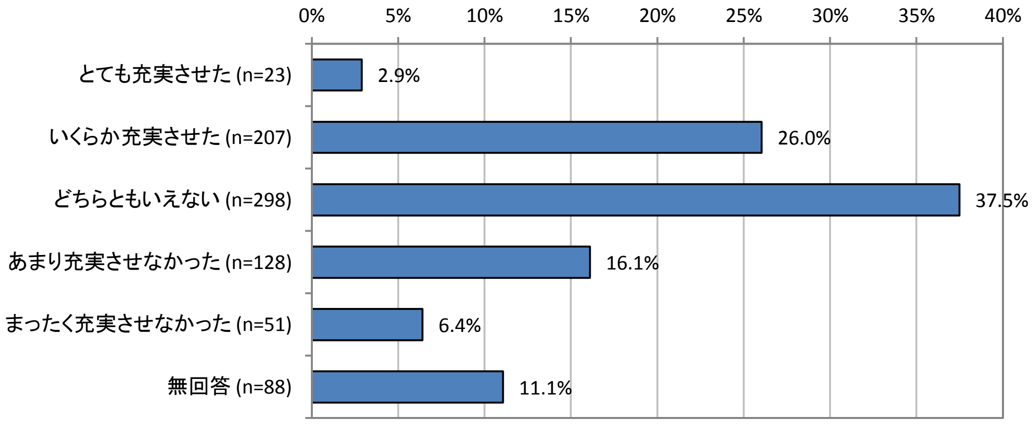

教科書以外の教材の使用状況についてみると、「ビデオや DVD 等の視聴覚教材」が24.0%で最も多く、以下「その他」(20.4%)、「教師が独自に作成したもの」「教科書以外の教材は特に使用していない」(各 17.5%)が続いている。公民や家庭等と比べ、回答が分散する結果となった。

なお、「その他」としては、「外部講師(の用意した資料)」が多く挙げられた。

図表 49　教科書以外の教材の使用状況(n=795)

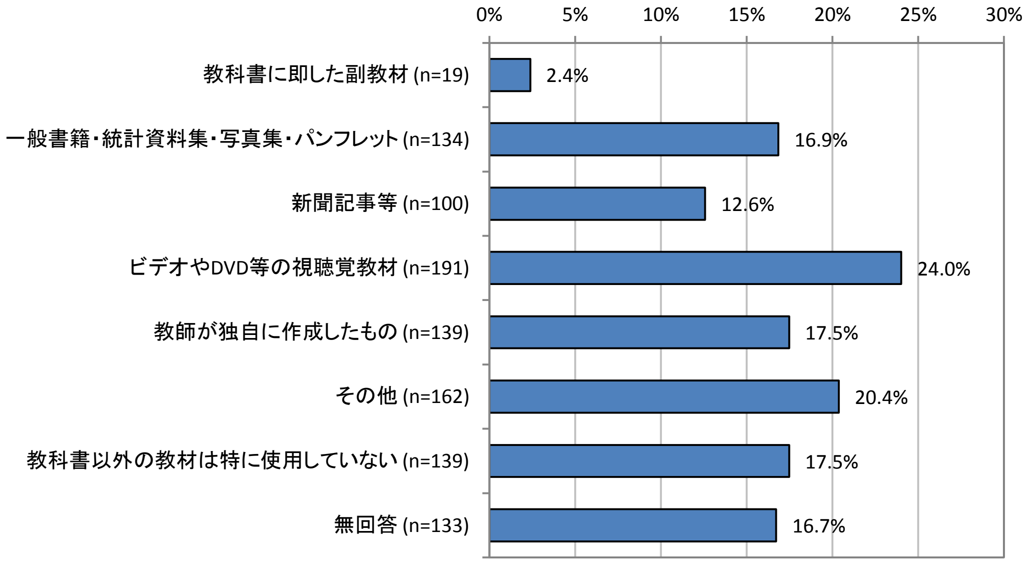

また、特別活動における法教育に関し、どのような内容・テーマの教材があるとよいかたずねたところ、以下のような回答がみられた。選挙権年齢の引き下げの動向もあり、選挙制度や公職選挙法、主権者教育について多数の回答がみられた。

- **選挙制度や公職選挙法、また主権者教育に関するもの**
- 薬物の乱用について注意を啓発するもの
- 交通安全に関するもの(道路交通法含む)
- 消費者教育、消費生活
- 労働法規(ブラック企業やブラックバイトについての情報を含む)
- 高校生が関わる法律全般
- 生徒が関心を持つ内容

※343 件の回答のうち主なものを示した。また、概ね 2 割以上の回答があったものを太字で示した。

法務省が作成した教材の使用状況についてみると、提示した5教材について、いずれも使用したことがないとの回答が71.1%で最も多く、無回答も14.6%であり、法務省が作成した教材の使用は1割程度に留まる。なお、法務省以外の作成した教材について、有用なものをたずねたところ、「県警の作成した道路交通法に関する資料」「税務局や金融庁が作成した資料」との回答がみられた。

図表 50 法務省が作成した教材の使用状況(n=795)

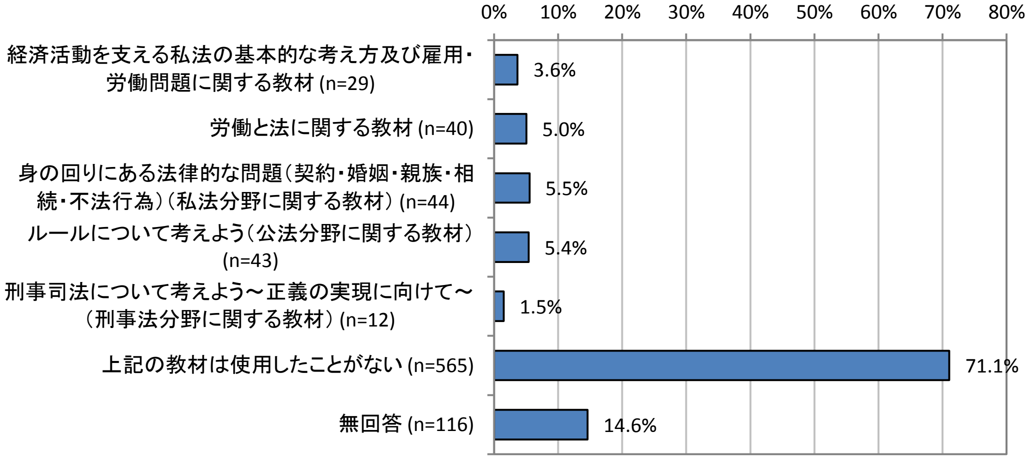

法律家・関係機関との連携による法教育の実施状況についてた尋たところ、「連携は行っていない」が 36.0％で最も多い。無回答も 21.4％みられる。具合的な連携先としては「警察署（警察官）」が 27.7％で最も多く、次に「消費生活センター」（7.3％）が多い。その他としては、「社会保険労務士」「厚生労働省麻薬取締部」「保健所」「薬剤師（学校薬剤師会）」「日本銀行の、地元に所在する支店」「日本年金機構、年金事務所」「ハローワーク」等の回答がみられた。

図表 51　法律家・関係機関との連携による法教育の実施状況（n=795）

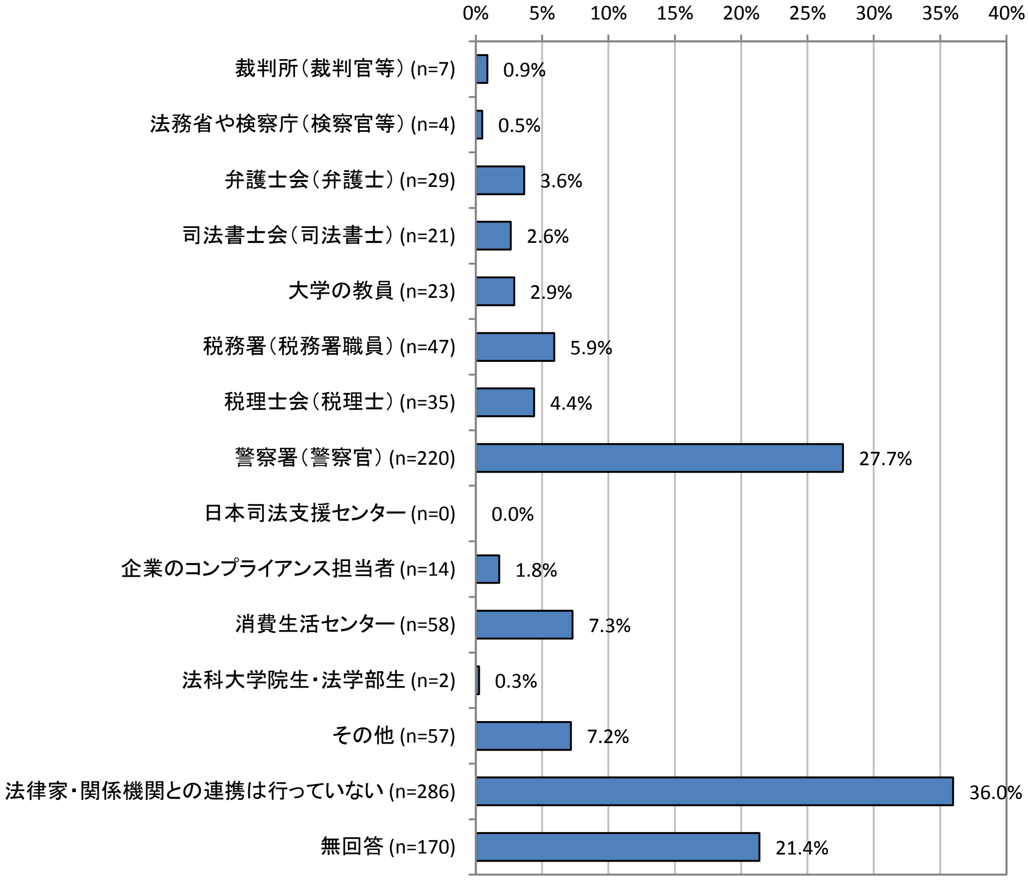

指導にあたっての工夫点については、「法律家や関係機関の活用（弁護士、司法書士、警察署、消費生活センター等）」「起業家精神育成事業等への参加」「模擬裁判の実施」「インターネット SNS を利用した選挙活動について注意喚起（通信制課程のため、成人の生徒が多数在籍している）」といった回答がみられた。

２－８　農業

「農業」において、各学習指導要領に関する教育の配当年次を尋ねた結果は以下のとおりであった。

「農業情報処理」は比較的早い年次において配当されているが、それ以外の科目は高年次配当となっており、１年生での配当は少ない。「上記以外」として、具体的には「食品製造」「生活園芸」「草花」「生物活用」等があげられた。

図表 52　農業における法教育関連事項の配当年次

	1年生		2年生		3年生		回答校数
ア：「農業情報処理」	99	(79.2%)	64	(51.2%)	25	(20.0%)	125
イ：「動物バイオテクノロジー」	4	(11.8%)	16	(47.1%)	26	(76.5%)	34
ウ：「農業経済」	2	(7.4%)	5	(18.5%)	23	(85.2%)	27
エ：「森林経営」	0	(0.0%)	6	(30.0%)	18	(90.0%)	20
オ：「造園技術」	3	(6.5%)	29	(63.0%)	38	(82.6%)	46
カ：上記以外	2	(10.5%)	15	(78.9%)	17	(89.5%)	19

※本問は、学年による教育課程の区分を設けていない場合、無回答を認めた。また、ひとつの領域を複数の学年で実施している場合を考慮し、複数回答を認めた。実施時間について、無回答または無回答として扱った学校、「0」と回答した学校を集計対象外とした。

項目ごとの重要度合いについて尋ねたところ、「たいへん重視した」が比較的多かったのは、「農業情報処理」（30.2%）、「動物バイオテクノロジー」（20.0%）であった。「農業情報処理」「農業経済」は、「たいへん重視した」と「やや重視した」をあわせ 60%以上が重視していると回答した。

図表 53　農業における法教育関連事項の重要度合い

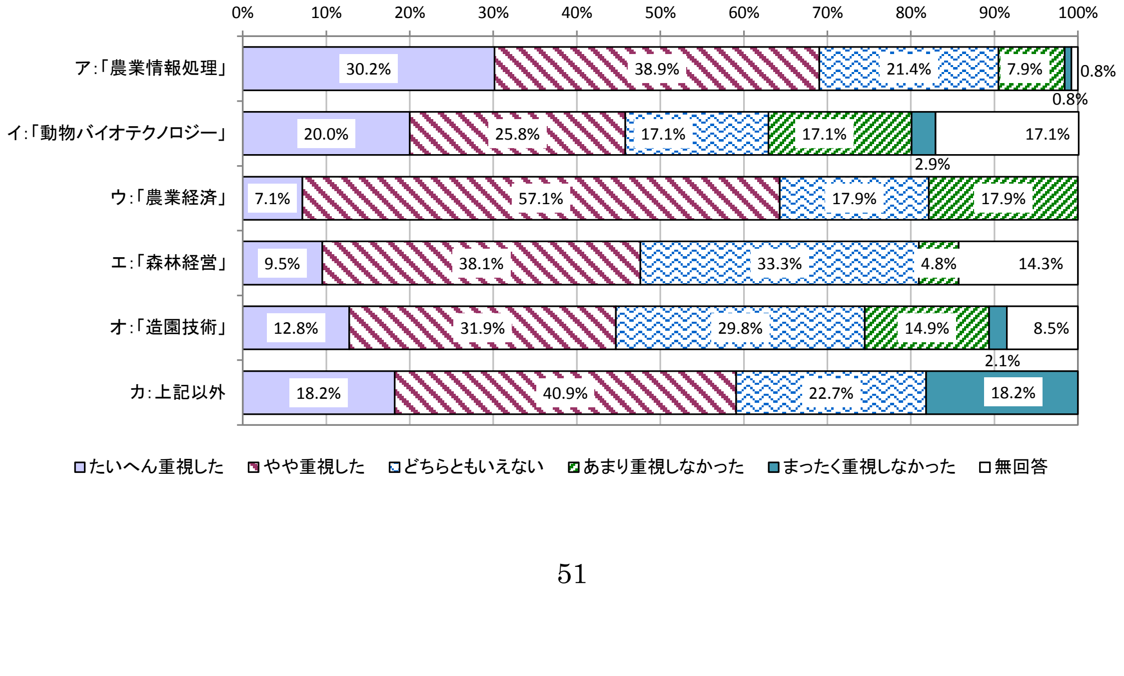

項目ごとの充実度合いについて尋ねたところ、「とても充実させた」が比較的多かったのは、「農業情報処理」（13.5%）であり、「いくらか充実させた」とあわせて60%以上となった唯一の科目であった。また、「食品製造」等を中心とした「上記以外の単元」についても「とても充実させた」（13.6%）の回答が多かった。（ただし、他の科目については無回答が多いことに留意する必要がある）

図表 54　農業における法教育関連事項の充実度合い

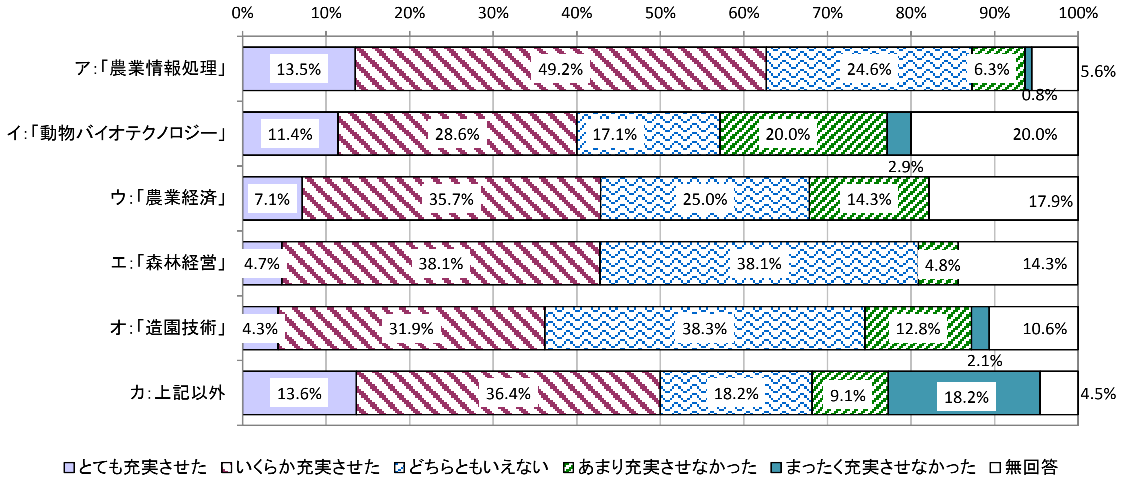

科目ごとの教材（教科書以外）の使用状況についてみると、「農業情報処理」「造園技術」では「教科書に即した副教材」が最も多かったのに対し、「農業経済」では「新聞記事等」が、「動物バイオテクノロジー」では「教師が独自に作成したもの」が最も多かった。その他としては「産業財産権標準テキスト」「改訂 食品衛生責任者のしおり」「県立総合教育センターの教材」「種苗法についての資料（インターネットを活用)」との回答があった。

図表 55　教科書以外の教材の使用状況

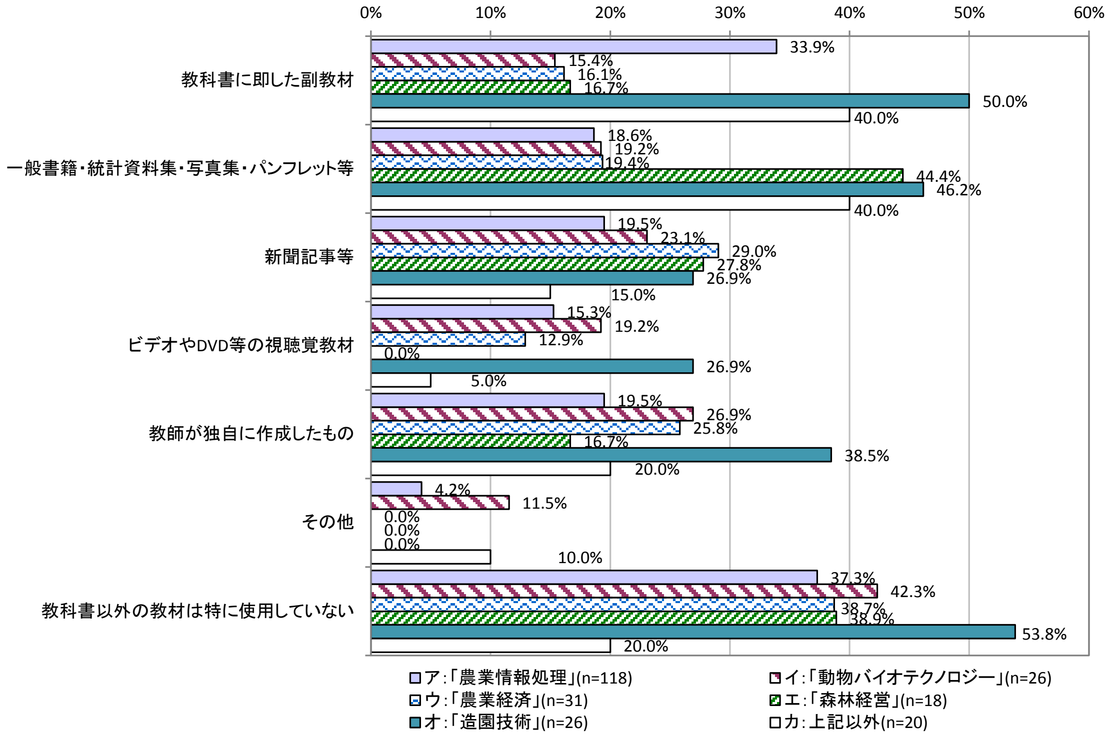

また、農業における法教育に関し、どのような内容・テーマの教材があるとよいかたずねたところ、以下のような回答がみられた。

・資格取得と資格の持つ意味や役割、作業の安全と技術の進歩の関連などがわかるような教材
・造園・農業土木に関するもの（安全配慮義務等）
・TPP 等、貿易に関するもの
・食品表示や食品衛生に関するもの
・新規品種の開発や登録（種苗法含む)、知的財産権等の関係

※76 件の回答のうち主なものを示した。

法務省が作成した教材の使用状況についてみると、提示した5教材について、いずれも使用したことがないとの回答が74.7%で最も多かった。使用が最も多かったのは、「経済活動を支える私法の基本的な考え方及び雇用・労働問題に関する教材」（6.8%）であった。法務省以外の作成する教材で、法教育に有用なものとしては、「農業経営を実践するにあたっての法的な環境についての資料」「農業政策と法律についての解説」、「技術士取得のためのテキスト」との回答がみられた。

図表 56　法務省が作成した教材の使用状況（n=146）

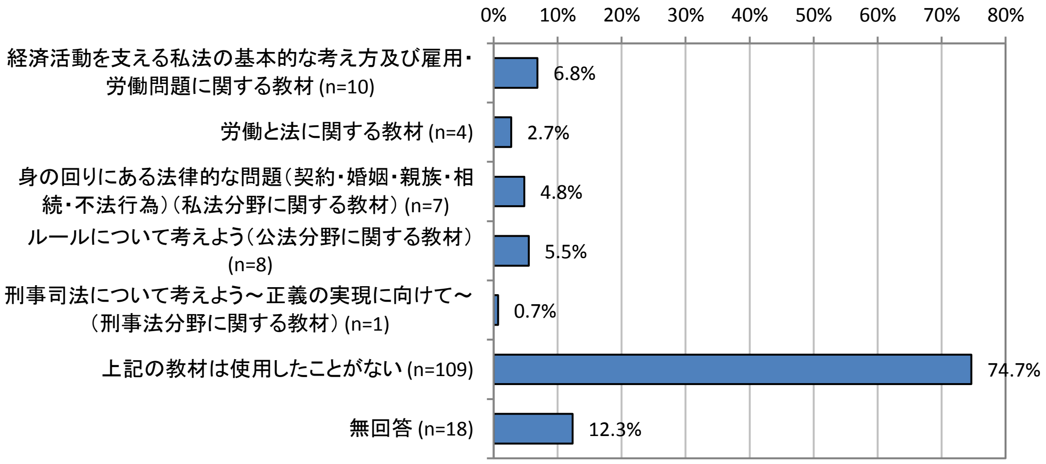

※図表 52 で、いずれかの科目を集計対象とした学校を対象として集計

法律家・関係機関との連携による法教育の実施状況について尋ねたところ、「連携は行っていない」が 66.4%で最も多い。無回答も 28.8%みられ、法律家・関係機関との連携を行っている学校は 1 割に満たない。その他としては「弁理士」「資格取得で関わりのある団体」との回答があった。

図表 57　法律家・関係機関との連携による法教育の実施状況（n=146）

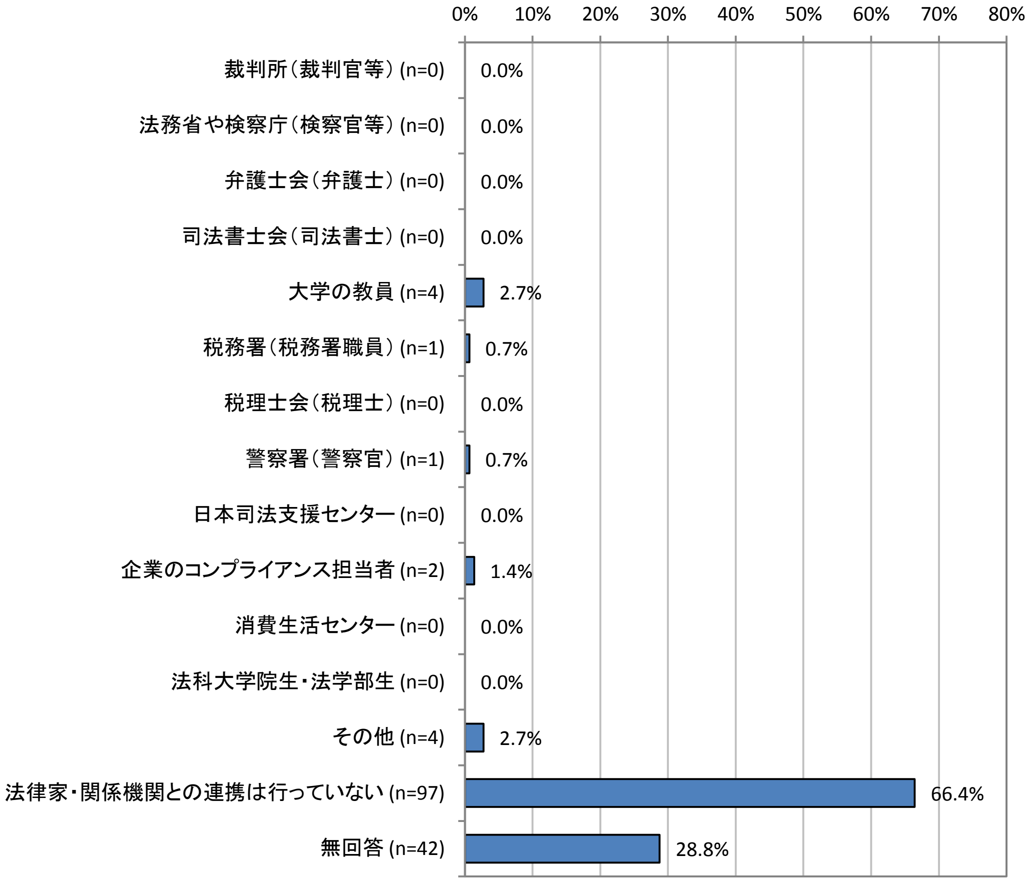

※図表 52 で、いずれかの科目を集計対象とした学校を対象として集計

法教育に関する授業を充実させるために工夫した点について尋ねたところ、主として以下の回答が得られた。外部講師の活用に関する意見が比較的多くみられた。

図表 58　授業の充実のために取り組んだ工夫（農業）

ア：「農業情報処理」	・技術面よりも情報モラル、セキュリティ、知的財産権等に重きを置いて説明した

	・新聞記事を活用 ・SNSを例にするなど、生徒がわかりやすい内容にすることを心掛けた ・視聴覚資料を活用
イ：「動物バイオテクノロジー」	・家畜保健衛生所、と畜場で講義を実施 ・視聴覚資料を活用
ウ：「農業経済」	・GAP（農業生産工程管理）に関する法律・条例を調べた ・商品に貼られているラベルを題材に授業を行った ・視聴覚資料を活用
エ：「森林経営」	・森林管理署の技官を招いて講義 ・林業就業支援講習を実施する中で、外部講師による指導を受けている
オ：「造園技術」	・自然公園法、都市緑地法、景観法、文化財保護法などについて、また、身近な条例をあげて説明 ・造園と近隣トラブルについて、事例を示して説明 ・外部講師の活用（樹匠、エクステリアデザイナー、造園協会、造園組合等） ・資格試験に関連する法規についての教育
カ：上記以外	・新品種とパテント料について解説（野菜） ・ワシントン条約、種苗（学校設定科目「植物バイオ草花」） ・食品衛生法や酒税法（食品製造）

２－９　工業

「工業」において、各学習指導要領に関する教育の配当年次を尋ねた結果は以下のとおりであった。

「情報技術基礎」は１年生のうちに配当する学校が多い（88.1%）。その他の単元は多くが３年生で配当されている。「上記以外」としては、「工業技術（基礎・実習・課題研究）」「情報通信法規」「プログラミング技術」「電力技術」「電子情報技術」「自動車工学」「建築構造」「建築計画」等、また、学校設定科目として「工業デザイン（製図・実習）」「電気に関する法規」「自動車法規」「危険物」等があげられた。

図表 59　工業における法教育関連事項の配当年次

	1年生		2年生		3年生		回答校数
ア：「情報技術基礎」	177	(88.1%)	31	(15.4%)	13	(6.5%)	201
イ：「工業管理技術」	2	(6.1%)	11	(33.3%)	23	(69.7%)	33
ウ：「環境工学基礎」	6	(15.8%)	10	(26.3%)	25	(65.8%)	38
エ：「通信技術」	3	(4.1%)	32	(43.8%)	57	(78.1%)	73
オ：「ソフトウェア技術」	4	(4.9%)	25	(30.5%)	64	(78.0%)	82
カ：「建築法規」	1	(1.3%)	11	(13.9%)	72	(91.1%)	79
キ：「設備計画」	2	(9.5%)	8	(38.1%)	17	(81.0%)	21
ク：「土木施工」	3	(5.2%)	39	(67.2%)	48	(82.8%)	58
ケ：上記以外	10	(29.4%)	19	(55.9%)	26	(76.5%)	34

※本問は、学年による教育課程の区分を設けていない場合、無回答を認めた。また、ひとつの領域を複数の学年で実施している場合を考慮し、複数回答を認めた。実施時間について、無回答または無回答として扱った学校、「0」と回答した学校を集計対象外とした。

項目ごとの重要度合いについて尋ねたところ、「たいへん重視した」が比較的多かったのは、「建築法規」（58.0％）、「土木施工」（42.4％）であった。また、いずれの単元も「たいへん重視した」と「やや重視した」をあわせると50％以上となっている。

図表 60　工業における法教育関連事項の重要度合い

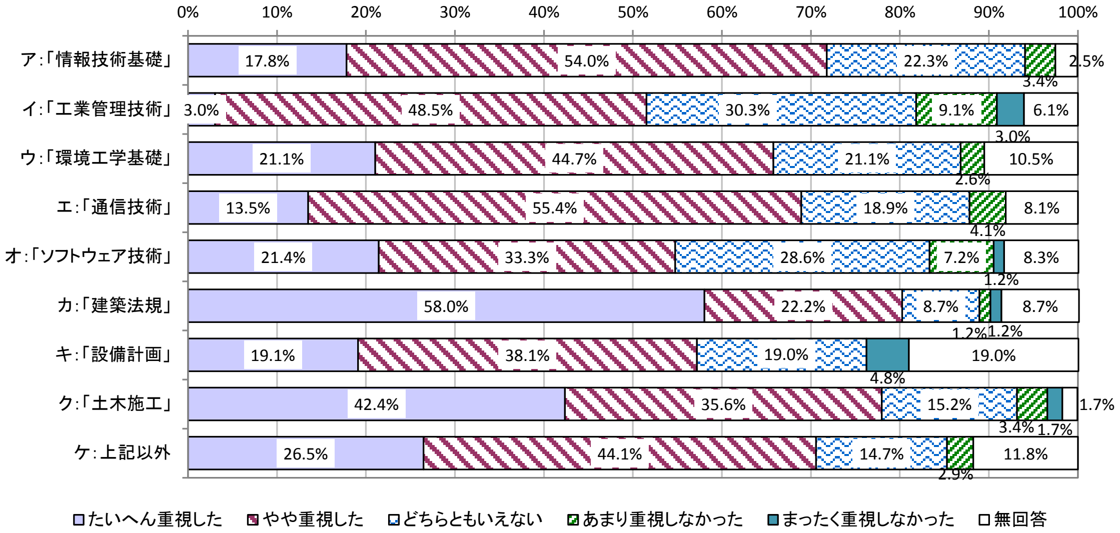

項目ごとの充実度合いについて尋ねたところ、「とても充実させた」が比較的多かったのは、「建築法規」（37.1％）、「土木施工」（32.2％）であった。

図表 61　工業における法教育関連事項の充実度合い

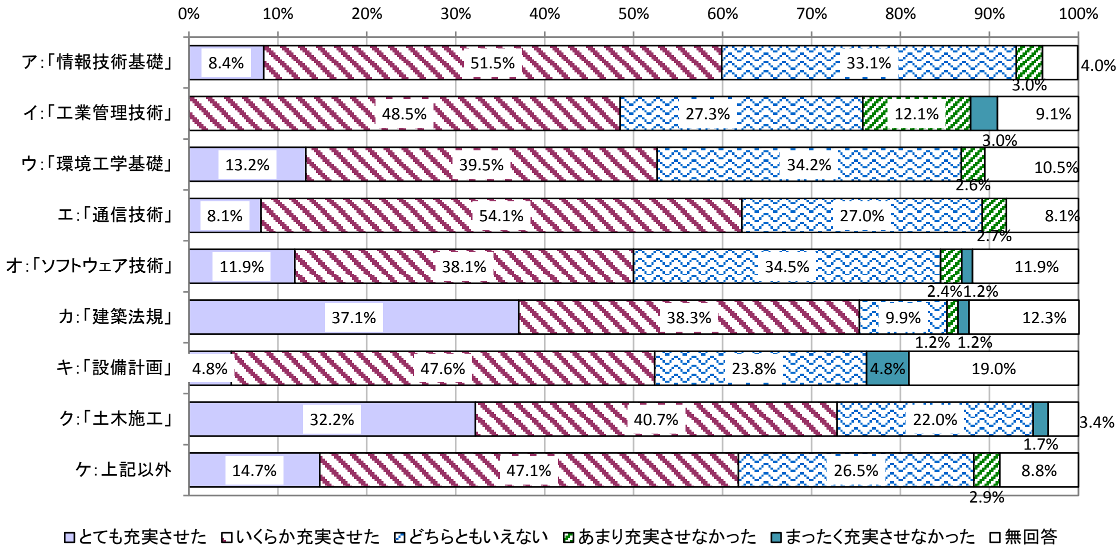

科目ごとの教材（教科書以外）の使用状況についてみると、「情報技術基礎」「工業管理技術」「通信技術」「ソフトウェア技術」「建築法規」「設備計画」「土木施工」の７科目について、「教科書に即した副教材」の回答が最も多かった（但し、「工業管理技術」においては、「教師が独自に作成したもの」も同率である）。

その他として「情報技術検定問題集（全国工業高等学校長協会）」「電気設備の技術基準の解釈（経済産業省）」「建築基準法令集」「産業財産権標準テキスト」等があげられた。

図表 62　教科書以外の教材の使用状況

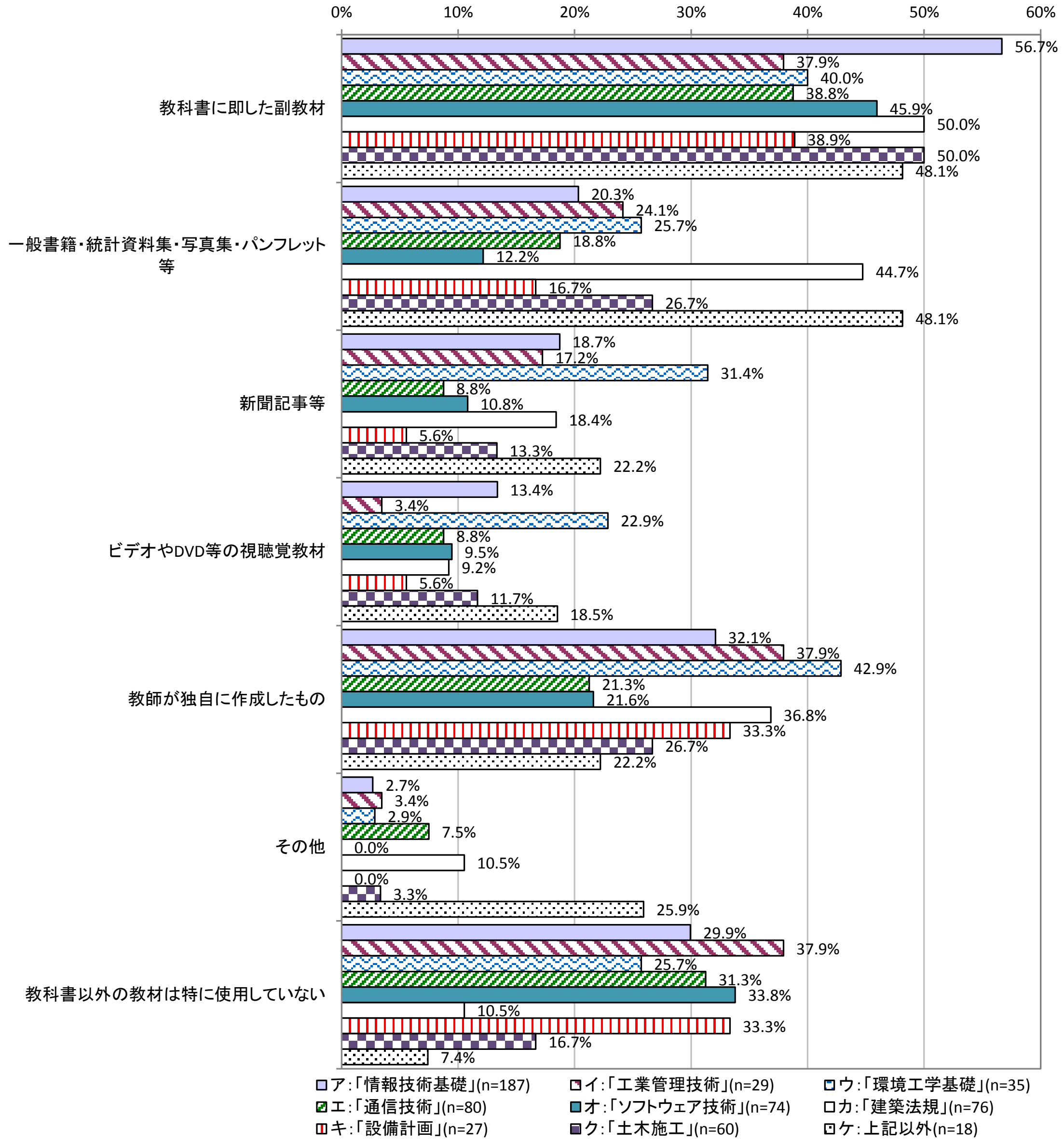

また、工業における法教育に関し、どのような内容・テーマの教材があるとよいかたずねたところ、以下のような回答がみられた。

- **知的財産権（工業所有権、著作権、意匠権等含む）に関するもの**
- 情報モラル
- 技術者倫理に関するもの
- 過去に裁判になった欠陥工事などの事例集、判例集
- 製造物責任法等、製造者に関連する法規
- 労働法規（高卒後就職者が多いため）

※76 件の回答のうち主なものを示した。また、概ね 2 割以上の回答があったものを太字で示した。

法務省が作成した教材の使用状況についてみると、提示した 5 教材について、いずれも使用したことがないとの回答が 76.3%で最も多かった。使用が最も多かったのは、「労働と法に関する教材」(7.1%)、次いで「ルールについて考えよう」(5.4%) であった。法務省以外の作成する教材で、法教育に有用なものとしては、「建築関係法令集」「工業所有権テキスト」「警察庁作成のサイバー犯罪に関する映像資料」「電気設備技術基準とその解釈（電気書院）」等の回答がみられた。

図表 63　法務省が作成した教材の使用状況（n=224）

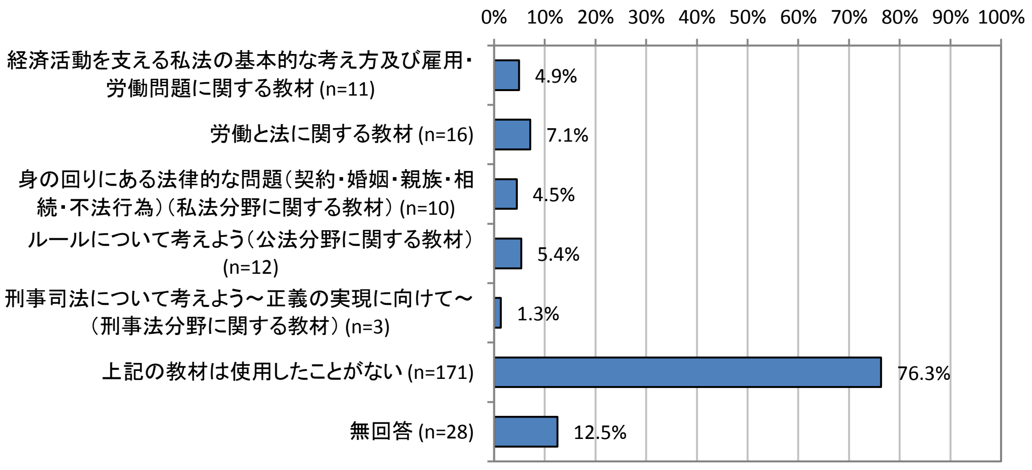

※図表 59 で、いずれかの科目を集計対象とした学校を対象として集計

法律家・関係機関との連携による法教育の実施状況について尋ねたところ、「連携は行っていない」が 69.2%で最も多い。無回答も 20.5%みられ、法律家・関係機関との連携を行っている学校は 1 割程度である。「その他」としては具体的に「弁理士」の回答が複数みられた。

図表 64　法律家・関係機関との連携による法教育の実施状況（n=224）

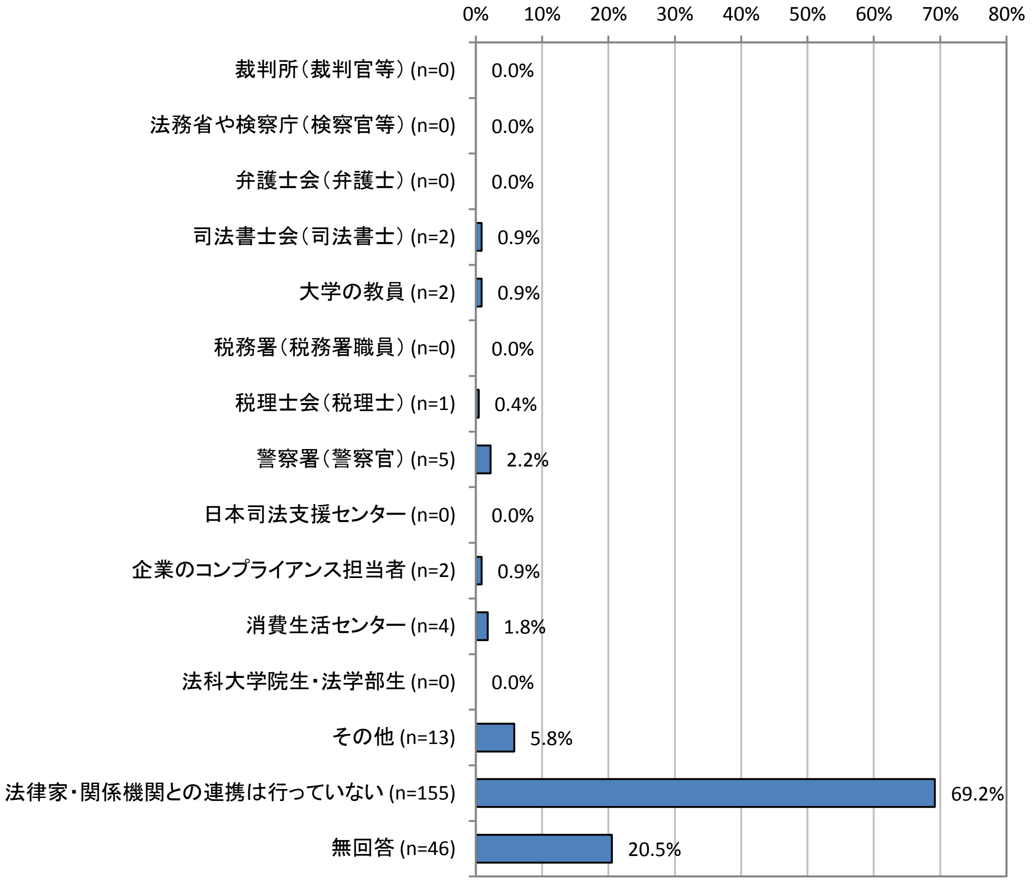

※図表 59 で、いずれかの科目を集計対象とした学校を対象として集計

法教育に関する授業を充実させるために工夫した点について尋ねたところ、主として以下の回答が得られた。資格試験に関連した法規に関する工夫が多くみられた。

図表 65　授業の充実のために取り組んだ工夫（工業）

ア：「情報技術基礎」	・インターネット・SNS等を題材とした ・情報モラル教室の開催 ・視聴覚資料を活用

	・新聞記事を活用 ・法律家・関係機関の活用(発明協会・弁理士会) ・検定試験(情報技術検定試験等)の受検を通した意識醸成
イ:「工業管理技術」	・QC検定(品質管理検定)の受検 ・視聴覚資料を活用
ウ:「環境工学基礎」	・環境に関する法整備の推移を重点的に扱った ・電波法等、実際の法に触れさせた ・新聞記事を活用
エ:「通信技術」	・ネットワーク社会における、トラブルやモラルについて身近な教材を活用 ・「工事担当者試験」「第一級陸上特殊無線技士試験」の演習問題を利用 ・主に有線電気通信法、電波法等を中心に学習している
オ:「ソフトウェア技術」	・ソフトウェアインストール時の使用許諾等、生徒が経験したことのある例を出した ・セキュリティやIT機器の利用に対して注意すべき点など身近な例を取り上げた ・理解しづらい難語を解説
カ:「建築法規」	・過去の欠陥工事等の事例と解決策を紹介 ・建築基準法法令集を活用 ・都市計画図を利用し、学校の敷地の用途地域を確認させた ・グループワークにより、建築基準法の改正案を考えさせた
キ:「設備計画」	・避難計画を考えさせて、法に照らし合わせた ・防災、安全に建築技術者はどう取り組むべきか考えさせることに重点を置いた ・法規の遵守だけでなく、技術者としての倫理観を持たせることを目標に指導 ・身近な場所で見ることのできる建築現場の写真を電子黒板で示し、その設備と関係の深い法規について取り上げた
ク:「土木施工」	・土木施工、管理技術検定に関連した土木法規の教育 ・現場の具体例に即して講義 ・現場見学
ケ:上記以外	・建築現場における安全作業を労働基準法を基に指導(インテリア装備) ・インターンシップの中で企業より説明してもらうようお願いしている(工業全般) ・車両検査登録事務所の見学・担当者による法令説明(自動車法規) ・労働安全衛生法について、衛生管理者などを取り扱った(建築施工) ・オリンピックのエンブレム問題を題材とした(デザイン技術)

２－１０　商業

「商業」において、各学習指導要領に関する教育の配当年次を尋ねた結果は以下のとおりであった。

「ビジネス基礎」は１年生のうちに配当する学校が多い（74.9%）。その他の単元は多くが２～３年生で配当されていて、特に「経済活動と法」は３年生が 91.8%となっている。

「上記以外」としては、「情報処理」「マーケティング」「簿記」との回答があった。

図表 66　商業における法教育関連事項の配当年次

	1年生		2年生		3年生		回答校数
ア：「ビジネス基礎」	209	(74.9%)	67	(24.0%)	20	(7.2%)	279
イ：「経済活動と法」	7	(3.8%)	20	(10.9%)	168	(91.8%)	183
ウ：「電子商取引」	9	(7.4%)	34	(28.1%)	92	(76.0%)	121
エ：上記以外	8	(20.0%)	21	(52.5%)	26	(65.0%)	40

※本問は、学年による教育課程の区分を設けていない場合、無回答を認めた。また、ひとつの領域を複数の学年で実施している場合を考慮し、複数回答を認めた。実施時間について、無回答または無回答として扱った学校、「0」と回答した学校を集計対象外とした。

項目ごとの重要度合いについて尋ねたところ、「たいへん重視した」が比較的多かったのは、「経済活動と法」（41.9%）であり、「やや重視した」とあわせると 80%を超える。

図表 67　商業における法教育関連事項の重要度合い

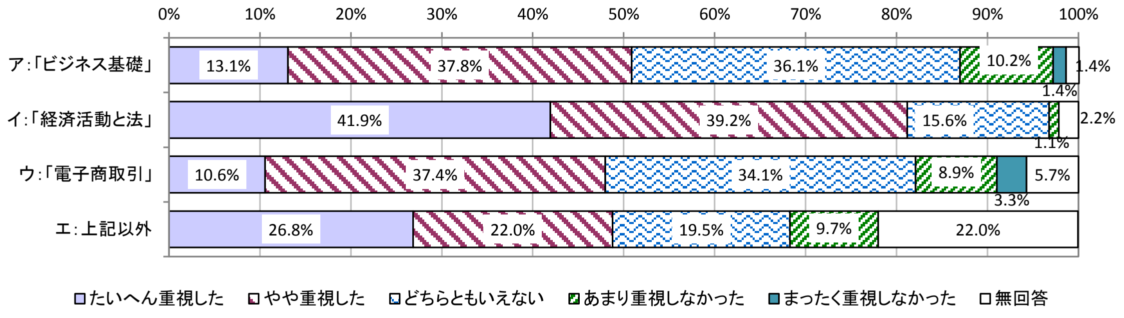

項目ごとの充実度合いについて尋ねたところ、「とても充実させた」が比較的多かったのは、「経済活動と法」（26.4％）で、「いくらか充実させた」と合わせると70％を超える。「ビジネス基礎」「電子商取引」及びこれら以外については、「とても充実させた」「いくらか充実させた」を合わせて、50％未満であった。

図表 68　商業における法教育関連事項の充実度合い

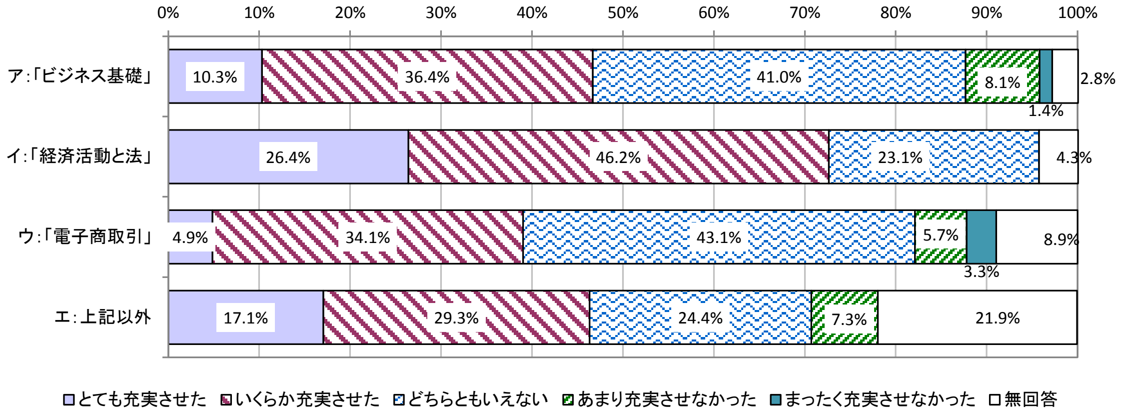

科目ごとの教材（教科書以外）の使用状況についてみると、いずれも「教科書に即した副教材」の回答が最も多かった。また、「経済活動と法」や「ビジネス基礎」は、「新聞記事等」の回答が２番目に多い。その他としては「NHK 高校講座－ビジネス基礎テキスト（実教出版）」「インターネットで入手した資料」「（商品開発の授業において）過去に学校が開発した製品現物」等の回答がみられた。

図表 69　教科書以外の教材の使用状況

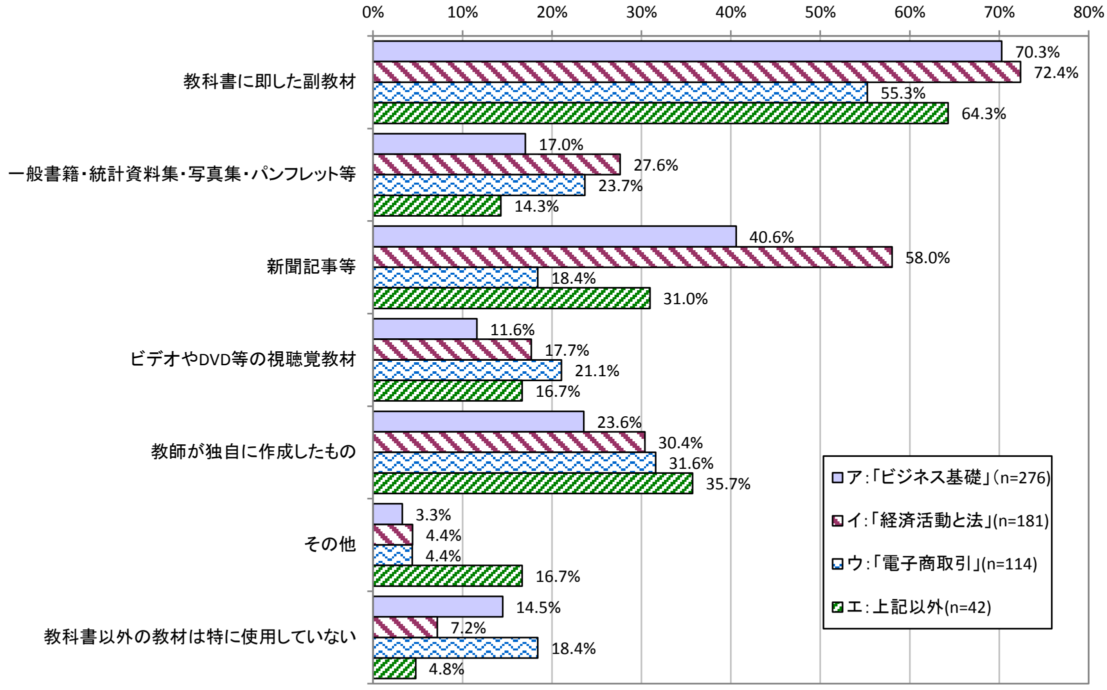

また、商業における法教育に関し、どのような内容・テーマの教材があるとよいかたずねたところ、以下のような回答がみられた。

- **日常生活に関する法律や、消費生活に関するもの（契約、クレジット・サラ金問題、悪質商法等含む）**
- **商事法（会社法、手形法小切手法、金融取引法、特定商取引法、電子商取引法等）**
- ビジネスに関する法律（コンプライアンス、起業に必要な法律、知的財産権、景品表示法等）
- 労働法
- 税法
- 様々な事例を掲載した事例集や判例集

※168 件の回答のうち主なものを示し、おおむね２割以上の回答があったものを太字で示す。

法務省が作成した教材の使用状況についてみると、提示した5教材について、いずれも使用したことがないとの回答が71.5%で最も多かった。実際に使用されている教材についてみると、「経済活動を支える私法の基本的な考え方及び雇用・労働問題に関する教材」「労働と法に関する教材」「身の回りにある法律的な問題（契約・婚姻・親族・相続・不法行為）」「ルールについて考えよう」のいずれも一定の件数使用されていて、回答が分散する結果となった。法務省以外の作成する教材で、法教育に有用なものとしては、「裁判員制度広報DVD（最高裁判所）」「かしこい消費者になるために（日本銀行協会）」「産業財産権指導カリキュラムと指導マニュアル（独立行政法人工業所有権情報・研修館）」「はじめての金融教育（金融広報中央委員会）」「雑学　知って得する民法（ナツメ社）」「情報モラル（実教出版）」「判例百選（有斐閣）」「六法」「行政書士試験テキスト」といった回答がみられた。

図表 70　法務省が作成した教材の使用状況（n=323）

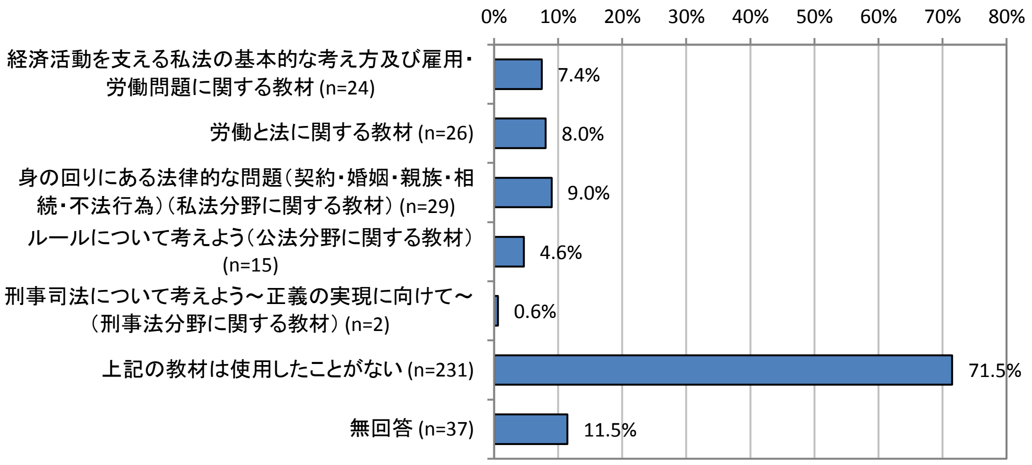

※図表66で、いずれかの科目を集計対象とした学校を対象として集計

法律家・関係機関との連携による法教育の実施状況について尋ねたところ、「連携は行っていない」が 50.0%で最も多く、無回答も 24.8%みられる。具体的な連携先としては「税務署（税務署職員)」（11.8%）や「税理士会（税理士)」（9.6%）との回答が多かった。「その他」としては具体的に「弁理士」「社会保険労務士」「特許庁（見学)」「税関（見学)」等の回答がみられた。

図表 71　法律家・関係機関との連携による法教育の実施状況（n=322）

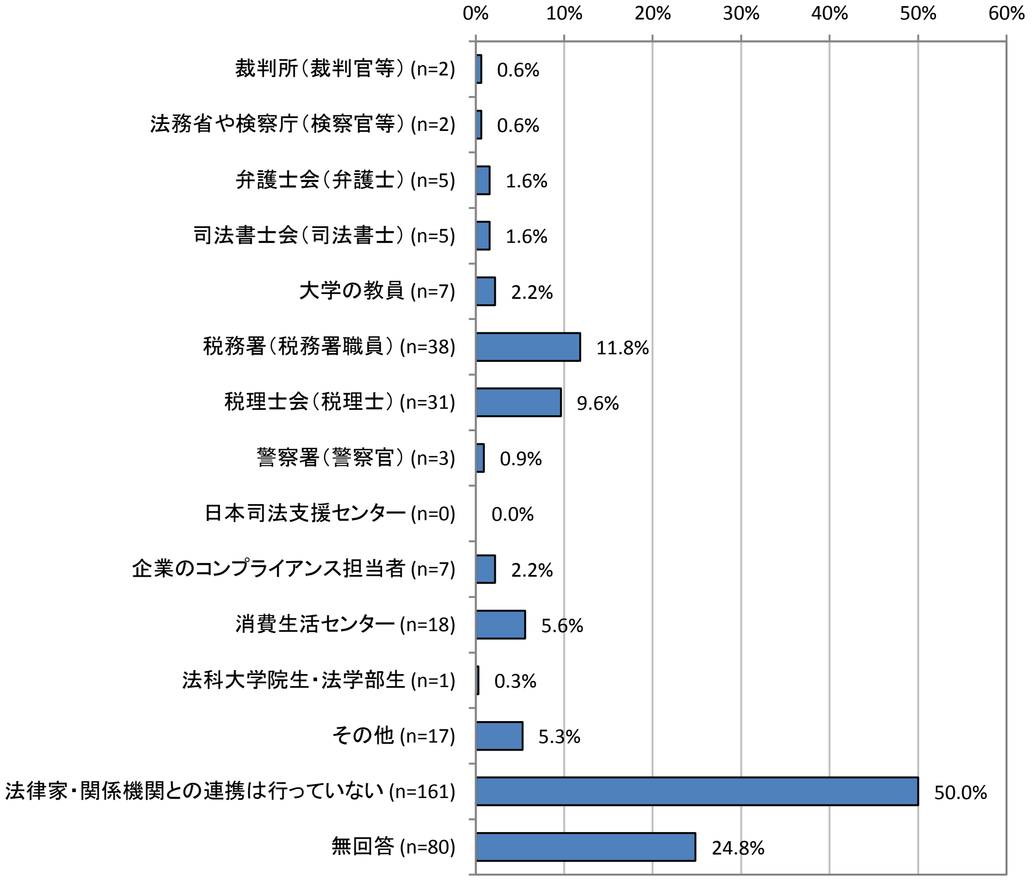

※図表 66 で、いずれかの科目を集計対象とした学校を対象として集計

法教育に関する授業を充実させるために工夫した点について尋ねたところ、主として以下の回答が得られた。外部講師や新聞記事、視聴覚資料等の活用に関する工夫が多くみられた。

図表 72　授業の充実のために取り組んだ工夫（商業）

ア：「ビジネス基礎」	・外部講師の活用（消費生活センター、税務署長等） ・新聞記事を活用 ・視聴覚資料を活用 ・売買契約書の作成を試行
イ：「経済活動と法」	・外部講師の活用（消費生活センター、税務署長等） ・教科書の事例を題材にディベートを実施 ・新聞記事を活用 ・視聴覚資料を活用 ・ニュースから法に関する話題を取り上げ、生徒同士で話し合いを行わせた ・様々な判例を活用
ウ：「電子商取引」	・外部講師の活用（Web デザイナー） ・身近な例としてネットオークションを取り上げた ・知的財産の部分にウェートを置き、実際的・体験的学習を行った
エ：上記以外	・グループワークを通して情報モラルのあり方について討論・発表を行う（情報処理） ・デザインパテントコンテスト応募（課題研究） ・知的財産権に関する学習を深めるために特許庁等の見学を行った（課題研究）

専門科目「経済活動と法」の授業を行うに当たっての苦労について尋ねたところ、「法に関する知識が多く求められる」が最も多く 50.8%であった。回答理由としては、「専門的な知識が少ないので、授業の教材作りに苦労している」「教員側の理解が足りず、生徒の質問に答えられないことがある」等があげられた。

次に多くあげられたのは「生徒の学習意欲及び理解度の向上」（47.7%）であった。その他としては「研修に参加したり、専門家の指導を受けたいが、地方在住のため困難」「生徒が理解しやすい授業の準備（資料作成等）に時間がかかる」「法改正への対応が大変である（改正点・変更点のみがわかるような資料が欲しい）」等の回答がみられた。

図表 73　専門科目「経済活動と法」の授業を行うに当たっての苦労(n=193)

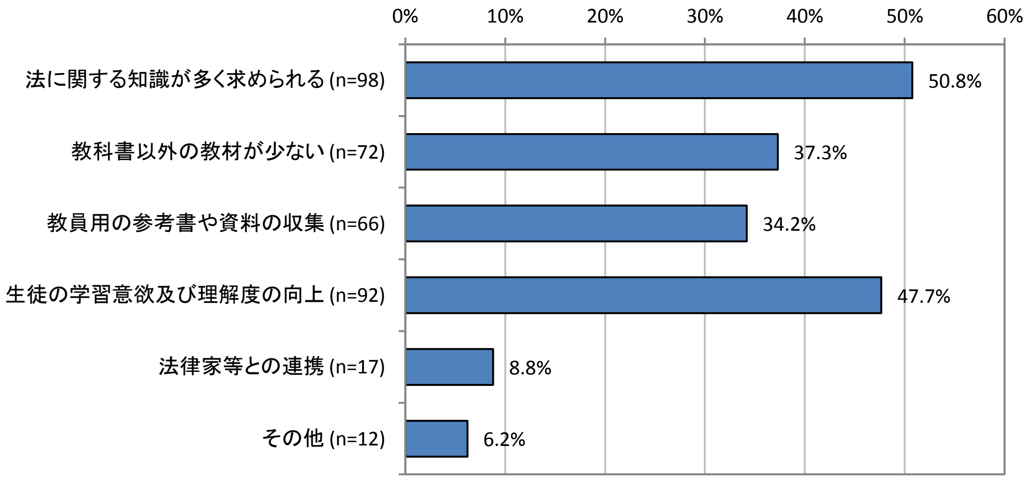

※図表 66 で、いずれかの科目を集計対象とした学校を対象として集計。但し、本問につき無回答の回答を除外した。

授業を行うのに当たって苦労について、各選択肢の回答理由（主なもの）は以下のとおりである。

＜法に関する知識が多く求められる＞
・「現代社会」「家庭」等、他教科と重なる部分に関する整理・調整が困難
・教員自身が専門教育を受けておらず、知識が不足している
・生徒が身近に感じない
・教育内容が多岐にわたるため、精選の必要がある
＜教科書以外の教材が少ない＞
・教科書だけでは内容が不足している（事例の掲載が不足している、との意見もあり）
・事例を集めて教材化するのに時間がかかる
・生徒の関心を惹くような資料がない（少ない）

・ケーススタディができる教材・事例集が必要 ・教材が少なく、あったとしても高校生には難しい <教員用の参考書や資料の収集> ・教科書は一つの単元に一つの事例を載せているが、もっと多くの実社会でおきている事例を紹介したい ・生徒に法律用語をよりわかりやすく教える参考書が欲しい ・専門的な参考書がない <生徒の学習意欲及び理解度の向上> ・生徒の学力に対し内容が複雑であり、生徒が興味を持ちづらい。 ・生徒にとって、言葉（法律用語）が難しい ・本校では「経済活動と法」は3年生配当のため、生徒が進路決定をして以降、モチベーションが保ちづらい ・就職希望者に比べ、進学希望者についてはこの科目の必要性に対する実感がなく、意欲が低い ・もっと生徒が興味の持てる例題が欲しい。教科書に掲載のあるような事例は、生徒が興味を持てない <法律家等との連携> ・法律家の先生に高校生にわかりやすく説明していただくのは助かるが、専門的な話になり、生徒が理解できるのか不安である ・学校の近隣に法律家が少ない、法律家との接点がない <その他> ・本学は週2時間配当の科目で実施しているが、授業時間が少ない。授業を充実させるのに限界がある（教科書の内容を教育するので精いっぱいである）

専門科目「経済活動と法」を担当するのに、更に必要な知識を尋ねたところ、前項の自由回答でも多くみられた、「具体的な事例」を挙げる回答が最も多かった（61.6%）。各法規については、比較的高校生にとっても身近な「消費者関係法規」が 59.6%で最も多かったものの、提示した各法規にはまんべんなく回答があった。特定の法規だけでなく、幅広い法規についての知識が必要と考えられている。

他方「最も必要なもの」についての回答は「具体的な事例」に集中しており、「経済活動と法」の教育現場においては事例集や判例集等が強く求められているものと考えられる。

図表 74　専門科目「経済活動と法」を担当するのに、更に必要な知識

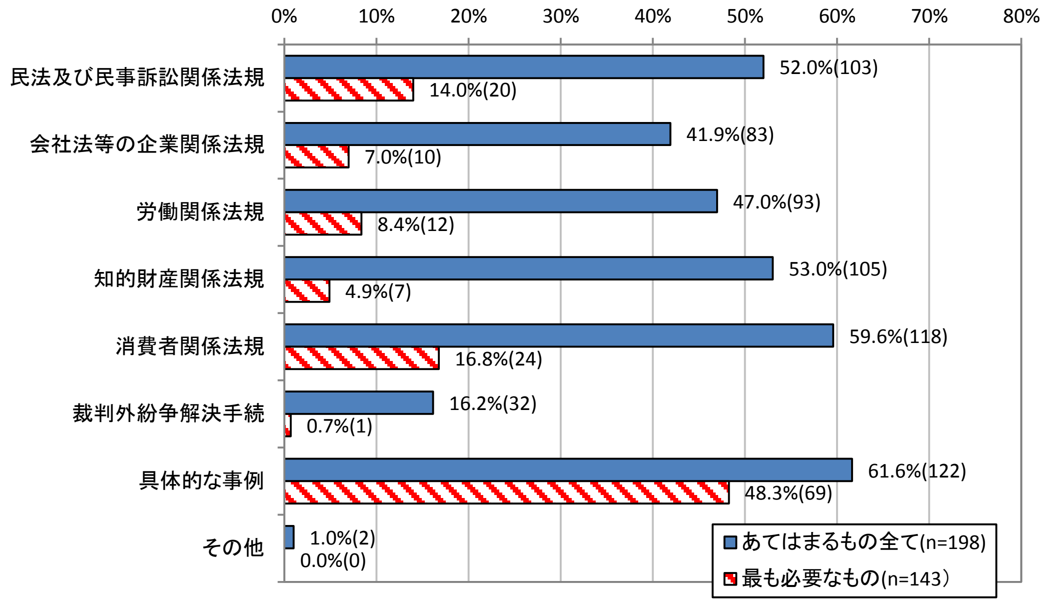

※図表 66 で、いずれかの科目を集計対象とした学校を対象として集計。但し、本問につき無回答の回答を除外した。

最も必要な知識として、回答した理由や、知識を得ることにより期待できる効果（主なもの）は以下のとおりである。

＜民法及び民事訴訟関係法規＞

・民法は全般（総則、物権、債権など）にわたって指導しなければならないため

・「経済活動と法」において民法は最も基本であり、学習の中心と考える。民法の特別法である商法、会社法、労働法等は民法を理解していなければ、理解できないと考える

・最も身近な法で、人が生まれてから死ぬまでの社会生活上、避けることができない法である。知識として得ることにより、円滑な社会生活を送ることができる

・民法を教科書ではなく、専門書レベルまで理解できて、具体的な世の中の出来事に法を適用できるようになる

＜会社法等の企業関係法規＞
・商業という科目の特性上、会社法を中心に身につけ、企業で必要とされる法令順守の精神を養いたい。
・就職者も多いため、興味がある生徒が多数いる。
・法律的な視点で物事を考え、ビジネス社会で卒業生が活躍してほしいため
・起業をする若年層が増えている今、生徒自身の関心も高いと考える。学習を進める上で、生徒の興味・関心を引き出す内容が適している
＜労働関係法規＞
・生徒が卒業後、社会人として労働力を提供する側になるため、労働関係法規は知っておくべきである
・6割の生徒が就職するにあたり理解させていくため
・企業の法令遵守（コンプライアンス）はこれから一層重要になる。この知識を生徒に伝え、法を知り、身に付け、それを活かしていくことが出来る人材を育成する
・労働基準法等、労働関係法規を学んでおけば、就業の中で発生したトラブルに多少役立つと思われる
＜知的財産関係法規＞
・特に著作権と、違法コピーについての知識が不足している生徒が多い
・今後日本にも最も必要な法関係の一つ
・ネット社会でも知的財産については知識を身に付けておかなければならない。社会に出てから知るのと今知るのとは差が大きい
・生徒による商品開発や作品制作の授業にて、著作権や産業財産権について知ることで、社会のルールを学べる
・情報化の進展が著しいため、知的財産の様々な権利の特徴や注意点などを知っておかなければならない
＜消費者関係法規＞
・商業人としての括りではなく、広く消費生活に関わる人間として必要な知識
・生徒が知識不足のために法的損失をうける可能性があり、一人の消費者としての法的知識は身に付けさせたい
・生活の中でのトラブル解消のための法律、自らを守るための法理解が必要である
＜裁判外紛争解決手続＞
・専門的な内容がより一段と深いことから、教材研究がままならないのが実情
＜具体的な事例＞
・生徒に身近な具体的事例が提供できれば、生徒の興味・関心が高まると思う
・授業の深化、アクティブラーニングへの取り組みに繋がる
・法律に興味を持たせ、学習する動機づけとして事例が必要

・法規そのものを覚える授業ではないと思っているので、生徒たちが社会に出た時に、今後社会生活のうえで起こりうる諸問題について、多くの事例があると理解させやすい
・社会の変化に即した内容にするためにも、最新の事例集をハンドブックにするか、資料として巻末に付けると、生徒にも法が身近に感じられるのではないか

専門科目「経済活動と法」を担当する教員に、法学の高等教育を受けた者がいるかどうかを尋ねたところ、「いずれもいない」が 95.7%であった。

図表 75　専門科目「経済活動と法」を担当する教員の学歴（法学の高等教育を受けた者がいるか）(n=186)

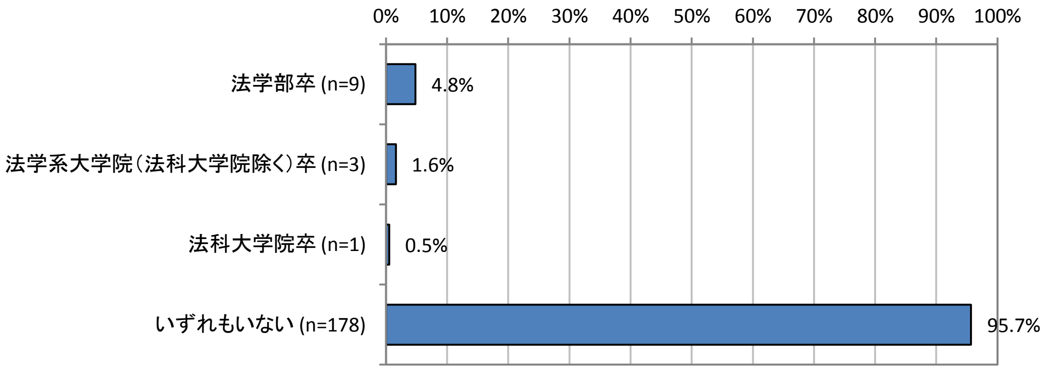

※図表 66 で、いずれかの科目を集計対象とした学校を対象として集計。但し、本問につき無回答の回答を除外した。

図表 75 に関し、いずれかの法学の高等教育を受けたものがいると回答した学校に対し、「商業」及び「経済活動と法」の担当教員の状況についてたずねたところ、法学の高等教育を受けた者がいる場合、その多くで「経済活動と法」に、該当教員を配置していた。

図表 765　商業及び経済活動と法を担当する教員の状況

ア:「商業」担当教員数		イ:「経済活動と法」担当教員数		ウ:イのうち法学部・法学系大学院・法科大学院卒の者の数	
1名	2（　28.6%)	1名	3（　42.9%)	1名	5（　83.3%)
9名	2（　28.6%)	2名	1（　14.3%)	3名	1（　16.7%)
13名	2（　28.6%)	3名	2（　28.6%)	合計	6（　100.0%)
15名	1（　14.3%)	4名	1（　14.3%)		
合計	7（　100.0%)	合計	7（　100.0%)		

※図表 75 で、いずれかの高等教育を受けた者がいると回答した学校を対象として集計。但し、各問につき無回答の回答を除外した。

２－１１　その他教科

以上に示した教科の他については、自由回答形式で専門教科名・専門科目名を回答いただいた。

回答のあった教科・科目名は以下のとおりである。

図表 77　農業・工業・商業以外の専門教科（法教育を実施しているもの）

教科	科目
水産	水産海洋基礎、課題研究、総合実習、海洋情報技術、漁業、航海・計器、船舶運用、船用機関、海洋通信技術、資源増殖、海洋環境、小型船舶、食品製造、食品管理、水産流通、ダイビング、海事法規*
家庭／調理*／食物栄養*	生活産業基礎、生活産業情報、消費生活、子どもの発達と保育、子ども文化，生活と福祉、リビングデザイン、フードデザイン、調理、栄養、食品、食品衛生、公衆衛生、衛生法規*
看護	基礎看護、人体と看護、疾病と看護、生活と看護、成人看護、老年看護、精神看護、母性看護、小児看護、看護情報活用、関連法規*、看護と倫理*
情報	情報産業と社会、ネットワークシステム、情報デザイン
福祉／介護*	社会福祉基礎、介護福祉基礎、コミュニケーション技術、生活支援技術、介護過程、介護総合演習、こころとからだの理解、社会福祉援助技術*、社会福祉研究*
理数	理数数学Ⅰ，理数数学Ⅱ，理数数学特論，理数物理，理数化学，理数生物，理数地学，課題研究
体育／武道*	スポーツ概論、スポーツⅠ～Ⅵ、武道論*、野外実習*
英語／国際*／国際教養*／外国語*	異文化理解、時事英語、国際社会*、国際文化*
美術／音楽／芸術*	美術概論、映像表現、写真*、グラフィック基礎（美術科）*、グラフィック応用（美術科）*、専攻実習（美術領域・デザイン領域）*、構成（美術科)、音楽理論、音楽史
その他（主なもの）	教科：鉄道*－旅客営業*、運転法規* 教科：環境防災*－社会環境と防災* 教科：人間と社会*－社会福祉基礎

※学習指導要領上記載のない、学校が独自に設定している教科・科目に*を付した。

自由回答のあった教科・科目の配当年次については、特に水産系の教科・科目で3年生配当が多い。また、水産系では単位時間（平均）も14.89で比較的高い。

図表 78　自由回答教科・科目における法教育関連事項の配当年次

	1年生	2年生	3年生	回答件数	単位時間-平均
全体	142 (33.5%)	224 (52.8%)	225 (53.1%)	424	8.04
水産系	18 (29.0%)	27 (43.5%)	49 (79.0%)	62	14.89
家庭系	13 (24.1%)	25 (46.3%)	26 (48.1%)	54	8.71
看護系	20 (39.2%)	23 (45.1%)	29 (56.9%)	51	6.97
情報系	7 (63.6%)	5 (45.5%)	3 (27.3%)	11	1.81
福祉系	57 (34.8%)	108 (65.9%)	75 (45.7%)	164	6.14
理数系	7 (25.9%)	14 (51.9%)	16 (59.3%)	27	3.67
体育系	9 (52.9%)	7 (41.2%)	9 (52.9%)	17	25.40
芸術系	4 (26.7%)	9 (60.0%)	7 (46.7%)	15	3.33
外国語系	2 (33.3%)	2 (33.3%)	2 (33.3%)	6	2.50
その他	5 (29.4%)	4 (23.5%)	9 (52.9%)	17	2.36

※本問は、学年による教育課程の区分を設けていない場合、無回答を認めた。また、ひとつの領域を複数の学年で実施している場合を考慮し、複数回答を認めた。実施時間について、無回答または無回答として扱った学校、「0」と回答した学校を集計対象外とした。

重要度合いについては、「水産系」において「大変重視した」の割合が44.9%で特に高かった。また、「大変重視した」「やや重視した」を合わせて80%を超えたのは、「水産系」「看護系」「情報系」であった。

図表 79　自由回答教科・科目における法教育関連事項の重要度合い

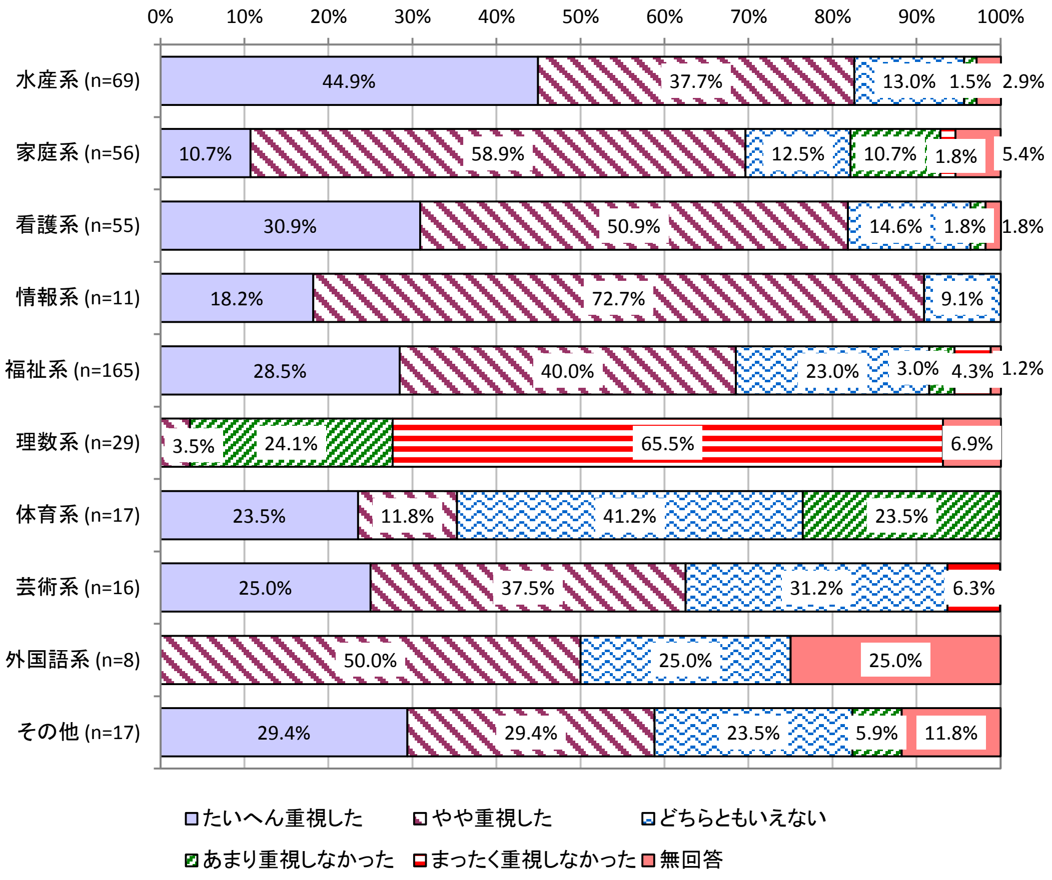

※0.0%の項目については、グラフ中の表記を略した。

充実度合いについては、「水産系」において「とても充実させた」の割合が 31.9%で特に高かった。また、「とても充実させた」「いくらか充実させた」を合わせて 50%以上となったのは、「水産系」「看護系」「福祉系」「芸術系」「外国語系」であった。なお、「看護系」「情報系」「外国語系」については無回答が多い点にも注意を要する。

図表 80　自由回答教科・科目における法教育関連事項の充実度合い

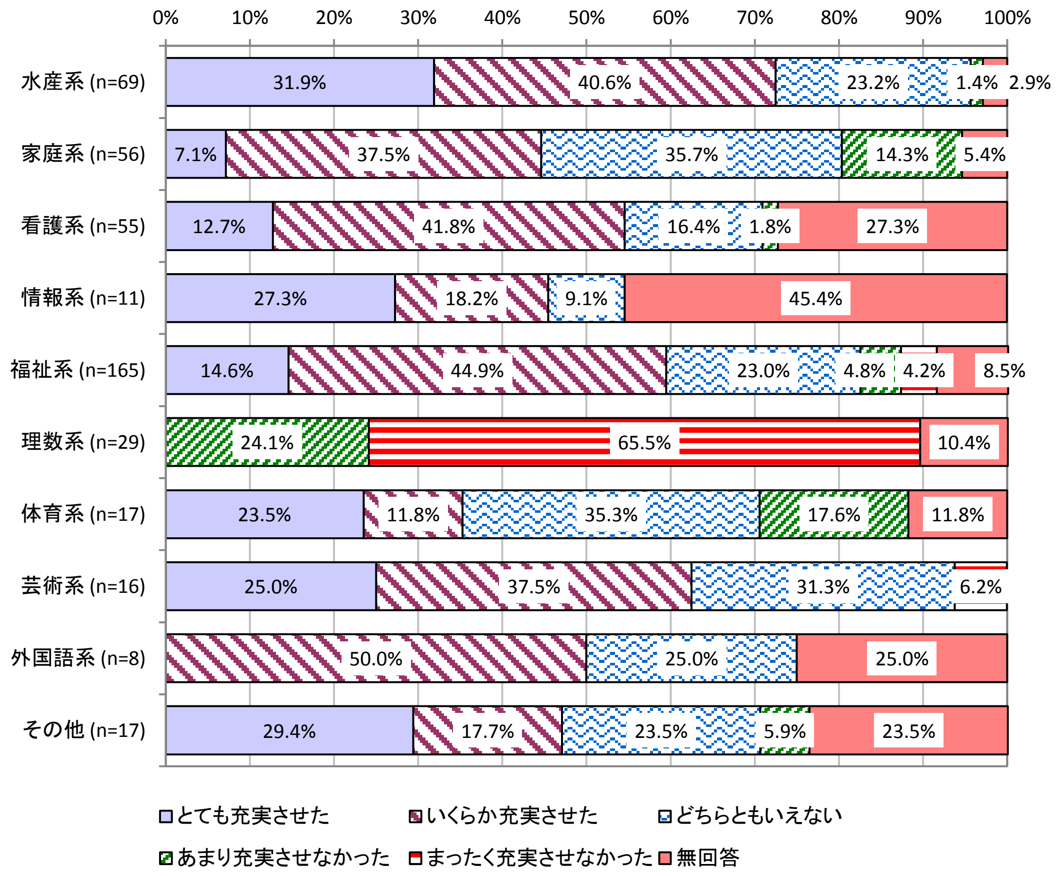

※0.0%の項目については、グラフ中の表記を略した。

教材の使用状況については、「教科書に即した副教材」が最も多かったのは「家庭系」「看護系」「情報系（教師が独自に作成したものも同率)」「体育系」であった。また、「教科書以外は特に利用していない」は「水産系」「理数系」で最も多かった。

図表 81　教科書以外の教材の使用状況

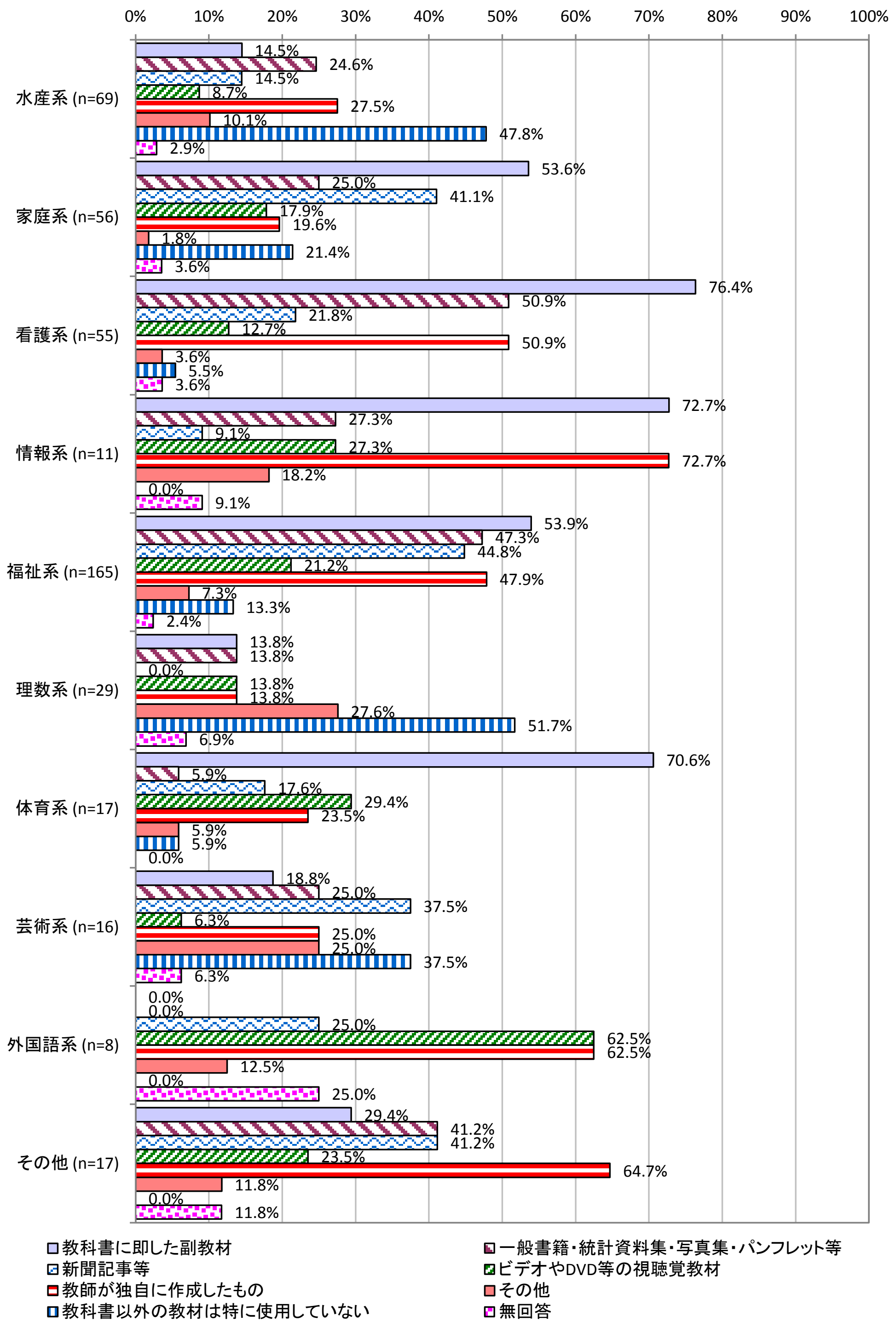

また、具体的に求められる教材の内容・テーマとして挙げられたもの（主なもの）を以下に示す。

図表 82　農業・工業・商業以外の専門教科（法教育を実施しているもの）において求められる教材の内容・テーマ

教科	科目
水産	・海上衝突予防法、海上交通安全法、港則法、その他の海事法規 ・法規に関する内容が、実社会でどのように関わってくるのかが分かるもの
家庭／調理／食物栄養	・著作権、産業財産権などの知的財産権 ・食品に関する法律 ・介護保険制度 ・児童虐待・集団保育関係
看護	・医療事故の事例 ・保健師助産師看護師法について ・法教育を考えさせる事例演習（アクティブ・ラーニング）
情報	・知的財産やネットワークとセキュリティ関連の法規について、未来を担う情報技術者の視点から具体的な例をあげた教材。 ・不正アクセス法、改正著作権法、TPP 導入後の著作権法等 ・企業活動における法務についての例、用語、解説が多く必要
福祉／介護	・コンプライアンス、パワーハラスメントなどについて、福祉施設や実際の日常生活で該当する法律をまとめたもの。 ・日本国憲法と福祉のつながり（社会福祉基礎） ・社会保障制度、介護保険法、福祉関係法の視聴覚教材（社会福祉基礎、介護福祉基礎、介護総合演習） ・生活保護法に関するもの。
理数	・著作権、論文引用の仕方について
体育	・オリンピックに向け、ドーピングに関する教材 ・マナーやフェアプレーについての教材
国際／外国語	・国際法 ・各国における法教育の違い（考え方やマナーも含めて）
芸術／音楽	・音楽の著作権について ・デザインについての著作権、特許権、商標権、知的財産権を動画などで配信されるとよい。（専門機関で）

※各教科につき、主な回答を示した。

法務省が作成した教材の使用状況については、いずれも「使用したことがない」が多い。比較的利用割合が高いのは、「芸術系」における「ルールについて考えよう」（25.0%）であった。法務省以外の作成する教材で、法教育に有用なものとしては、「電波法要説（情報系）」「注解 鉄道六法（その他のうち、鉄道科）」との回答がみられた。

図表 83　法務省が作成した教材の使用状況

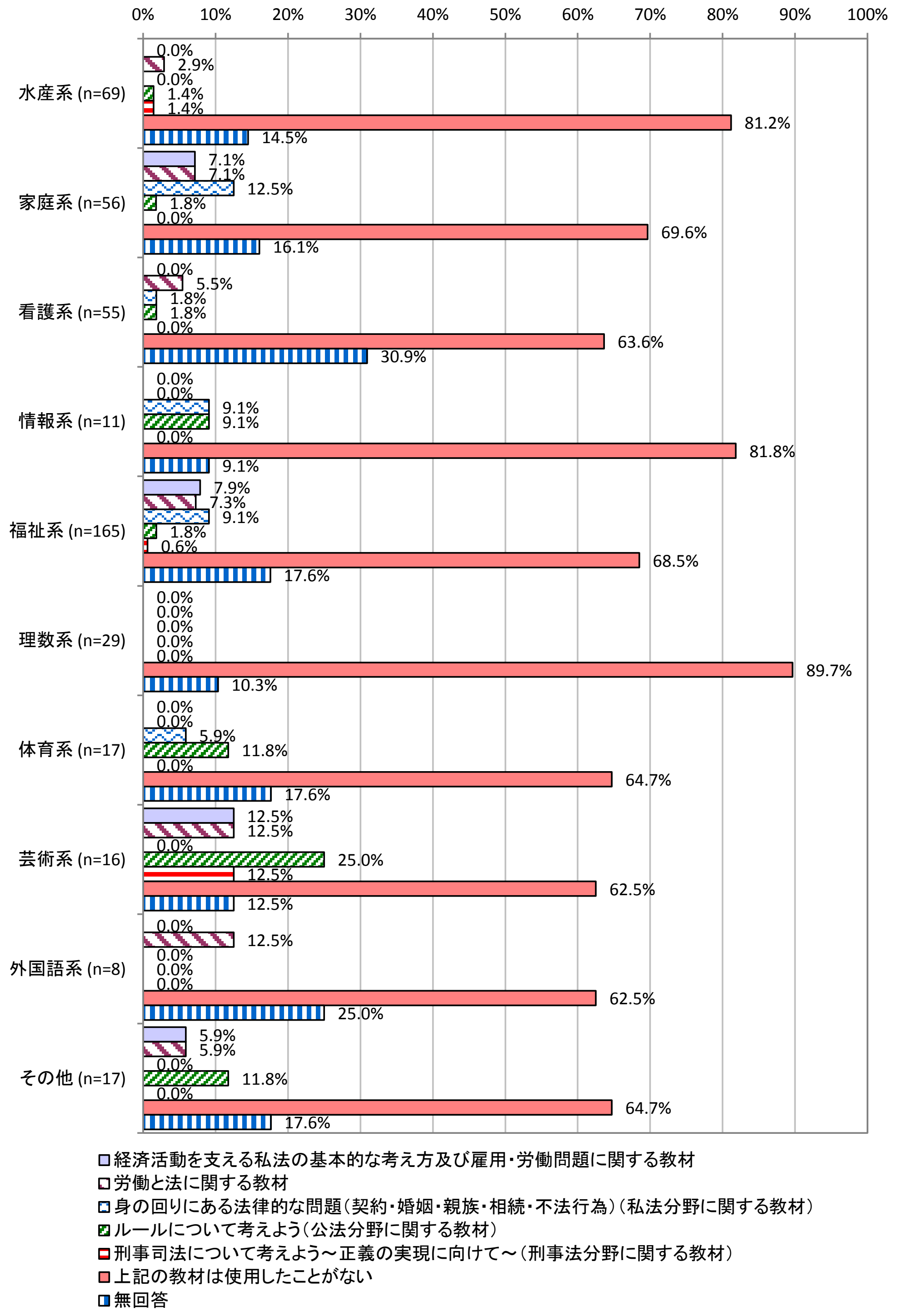

法律家・関係機関との連携状況についてみると、多くの回答が「連携は行っていない」または無回答であった。比較的連携が多かったのは「福祉系」や「体育系」、「芸術系」における「大学の教員」であった。なお、「その他」としては、「市役所」「社会福祉協議会」「包括支援センター」といった回答がみられた。

図表 84　法律家・関係機関との連携による法教育の実施状況

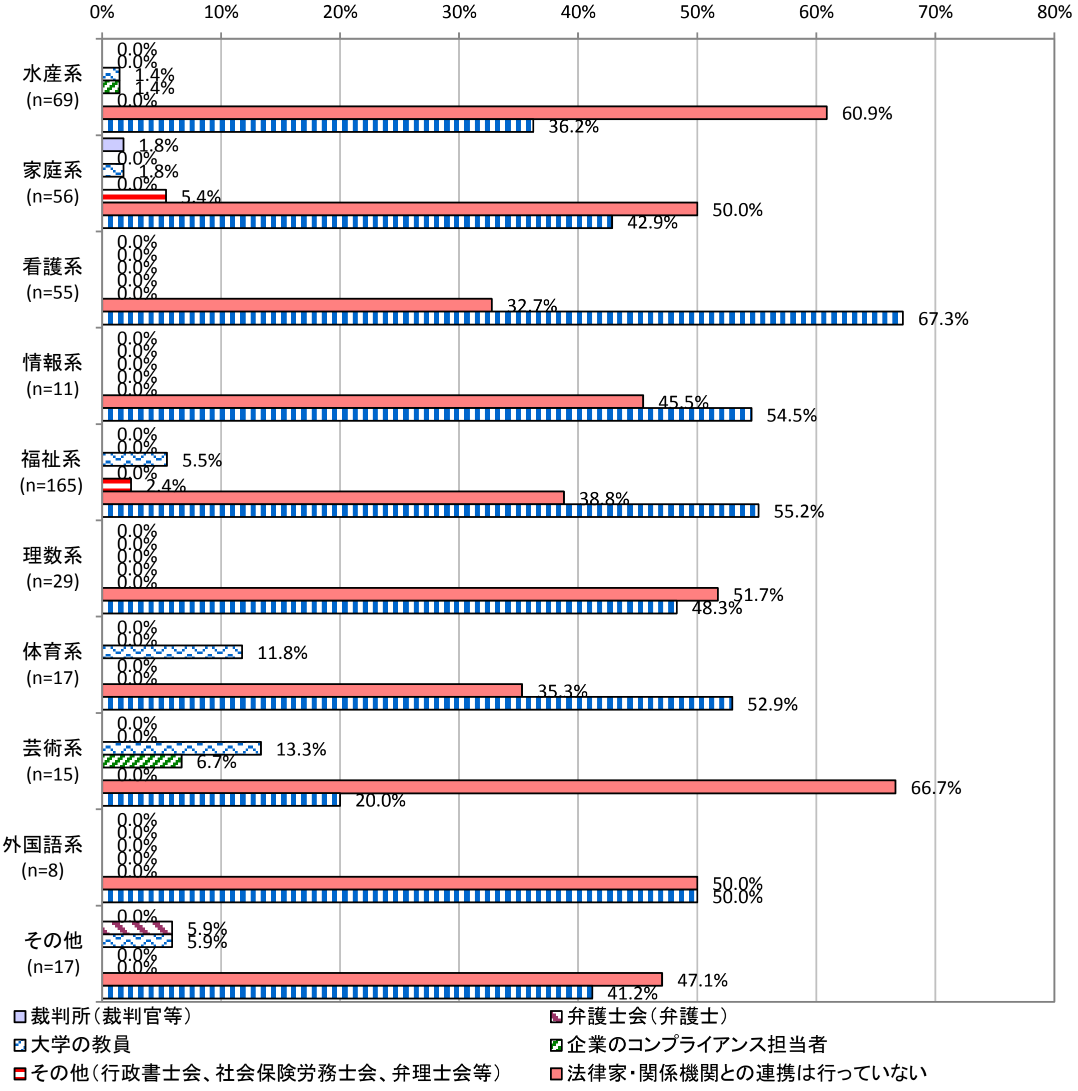

※いずれの教科でも回答がなかった選択肢は、表記を省略した。

２－１２　その他の取組、要望

公民、保健体育（体育）、家庭、情報、特別活動および専門教科以外の科目等における法教育の状況についてたずねたところ、91 件の回答が得られた。多くは「総合的な学習の時間」の実施に関する回答であった。その他には LHR(ロングホームルーム)等での実施についての回答が得られた。

＜総合的な学習の時間＞

・学年毎に消費者講座や模擬裁判講座（弁護士会協力）を実施
・3 年生を対象に労働局講師による労働法の講演を実施
・総合的な学習の中の 2 年次における学問・学部学科研究において、法学分野を調べるグループがある。当該グループは裁判傍聴も経験した
・租税教室
・課題研究をさせるにあたり、著作権について注意するように指導している
・情報リテラシーや論文作成にかかわる法教育を行っている
・選挙制度についての学習

＜LHR（ロングホームルーム）＞

・年金事務所の方をお招きし、「年金に関わる講話」を実施した
・司法書士を招き「消費者教育」の講演会を行い、悪質商法・多重責務等の消費者被害について学習し、法的な知識を身に付けさせている（3 年生）
・働くことに関する理解を深める目的で、社会保険労務士による講和を行っている

＜地理歴史＞

・近世ヨーロッパにおける立憲主義国家の成立について、国王の恣意を制限する強制力としての「法」
・オスマン帝国の 19 世紀の改革の試みと挫折（アジア初の成文憲法）※日本との対比
・ナポレオン民法典→民法と刑法／日本への影響（民法典論争）

＜理科＞

・「資源の再利用」として、循環型社会形成推進基本法の紹介を行うとともに、その目標である 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の内容や自分たちが実際に取り組めること等について考えさせる
・外来生物法について

＜国語・書道＞

・著作権法についての内容について紹介

＜音楽＞

・楽譜のコピー等、著作権について

※概ね回答の割合が 2 割を超えたものを太字で示した。また、回答件数の多い教科の順に示した。

専門学科・総合学科を設置する高等学校等の現場から見た、法教育に対する意見・要望について、151 件の回答が得られた。主な意見・要望は以下のとおりである。回答内容は様々であるが、選挙権年齢の引き下げに関連する意見・要望が複数みられた。

＜支援内容＞

〇提供資料の内容

・学習内容が多岐化・細密化する中での学びであるので、できるだけ精選されわかりやすい資料の提供を求める。

・身近な事例から具体的に深めて行ける内容の教材があれば活用しやすい。

・各学科の学習内容に即した、法教育の指導資料があるとありがたい。

・体験参加型の教材開発を望む。

・倫理観を持った職業人材の育成には、法の理解とともに道徳的な視点も重要である。道徳と法を結びつけて考える教材があれば、教科や特別活動等様々な場面で活用できる。

〇先進的な法教育取組事例の紹介

・子供たちに有意義な法教育を提供していくための実践例をどんどん紹介してほしい。

・先進的に取り組まれている学校の事例や特別活動で実施されている内容等を集約した事例集を求める。

・具体的に「このような時間でこのような活動が展開できる」といった案・事例があれば大いに参考になる。

〇位置づけの明確化

・各教科の中で、法教育に関する項目の充実や、教材等が整備されれば、学校現場でも取り組みやすくなる。

・学習指導要領における明確な位置付けを図るとともに、それに則したテキスト、授業資料の作成、及び教員向け研修の充実（義務化）などを検討いただきたい。

＜支援方法＞

〇講師派遣（出前授業含む）

・2016 年中の改正公職選挙法施行を控え、特に、政治的教養を高める教育と選挙運動に係る生徒指導の対策は急務である。総務省や文部科学省の配布資料も有用であるが、外部講師の派遣等、一層の支援充実を期待する。

・主権者教育については、社会科以外の教員が行うことも想定され、指導のための知識・能力等の向上が不可欠となってくる。そこでそのための研修等を行うのが望ましいが、教員が多忙な現状では、講師派遣がより一層望ましい。

・専門家の学校への派遣が必要。ただし学校には財政的な裏付けがないので、財政面の支援もお願いしたい。

・現在、活動型授業を推進中ですので、グループワークに長じた指導員の方の派遣を願いたい。
・専門教科、科目に深く関連する法律について、理解しやすい教材や出前授業等があれば取り入れやすい。
○教員研修
・教員が研修するための Web ページの充実をお願いしたい。
・法教育に関する研修の機会を充実させていただきたい。
○時期について
・年度の当初から資料や一覧が揃うと便利である。
・現在は、各機関からそれぞれ情報提供をいただいているため、はん雑であり活用計画がたてにくいのが現状。適切なタイミングで情報提供を受けたい。
○その他
・定型的なカリキュラムではなく、学校の年間指導計画に即した内容として、柔軟に対応できる支援をお願いしたい。
・必要な時にいつでも法についての知識を習得できるような施設等があれば法教育ももっと深化させることができるのではないか
・ＩＣＴ利活用ができる教材の開発（DVD などではなく、デジタル教材的なもの）

＜内容・方法以外の記述＞
・選挙権年齢の引き下げについては、指導の方法が確立していない中で、施行されてしまうことで戸惑っている。
・高等学校等の現場においてはいわゆる「法教育」というと、とても堅苦しいイメージがあるので、より日常生活において興味・関心を持てるような内容であってほしい。
・本校（工業高校）では、卒業後の進路に関して言えば、就職者の割合が高く、租税や年金等、法に関する知識を身に付けることが重要である。これらの現状を踏まえた法務省からの支援を希望する。
・法教育として行うべきことが増えており、時間確保が大変である。現在教えている内容の見直しも必要になってくる。
・地歴・公民科の教員は言うまでもなく、全教科の教員が一丸となって、「法教育」に取り組んでいかねばならないことを実感している。
・全国の同じ発達段階の生徒が、機会均等に受けられるように配慮して欲しい。
・法教育のみを行う時間の確保は難しいので、各教科や特別活動の時間の中での充実を図りたい。
・平成 11 年告示学習指導要領より現代社会の標準単位数が削減され、本校では公民科を専門科目とする教員がいない。公民科の授業時間数を確保することが「急がば回れ」で、法教育に資するのではないか。

第３章　まとめ・考察

３－１　学校全体の取組

（１）　連携による法教育の取組

法律家や関係機関と連携した法教育の取組については、回答校のうち 28.7%の実施に留まっており（図表 7)、連携の取組を行う学校は少数派である。具体的な連携先としては「警察署（警察官)」が最も多く挙げられており、公的な関係機関のうち、特に身近な機関が多く選択されている（図表 8)。この他に「税務署（税務署職員)」「弁護士会（弁護士)」「税理士会（税理士)」「消費生活センター」および「その他」が、10%以上の回答であった。

連携の取組については、半数以上の学校が「まあ充実した」(5 段階評価で 2 番目の評価）としており、一定の効果が得られているものと考えられる（図表 9)。効果を得られた取組としては、「確定申告書の作成」「デザインパテントコンテストへの参加」「卒業後も活用できる資料が得られた」等が示された。

今後の連携意向については、意向「あり」が 32.5%、「なし」が 27.9%、「未定」が 37.5%と、回答が分散する結果となった（図表 10)。しかし、26 年度に何らかの取組を行っている学校は意向「あり」が 69.3%（「未定」は 20.2%）であり、一たび連携の取組を行うと、継続を考える学校が多い。他方で 26 年度の取組がない学校では「あり」は 17.3%に留まる（「未定」は 44.9%)（図表 11)。未実施校が新規に取組を開始する、という点では二の足を踏むケースが多いものと考えられる。連携意向がない、または未定の理由としては「法律家や関係各機関と連携するだけの時間的余裕がないから」というリソース面、「どのような連携が可能かわからないから」という、情報・ノウハウ面での問題の両面が特に多く回答された（図表 12)。

法務省への要望としては、時事を反映し、「主権者教育」「選挙権年齢の引下げ」に触れる意見が多くみられた。

（２）　研修会・勉強会

学校内での研修会・勉強会はほとんど行われておらず（図表 14)、その理由としては、「研修会・勉強会等を開催する時間的余裕がないから」というリソース面を挙げる回答が最も多かった（図表 17)。

実施した学校について、7 割以上が法律家・関係機関との連携を行っているが、連携先についての回答は分散した。回答が多く集まったのは「弁護士会（弁護士)」「警察署（警察官)」であるが、いずれも 15.6%の回答に留まる（図表 15)。

学校外での研修会の派遣についても、ほとんど行われていない（図表 18)。理由として、リソース面の問題である「教職員に研修会に参加する時間的余裕がないから」が最も多く挙げられている点は、学校内の研修会・勉強会と同じ傾向である（図表 21)。

（３） 学校全体での法教育の位置付け

学校全体での法教育の充実度、位置付けについてはいずれも、5 段階評価で 3（どちらともいえない）という回答が最も多く（図表 22、図表 23)、必ずしも重要視されていない。

３－２ 個別の教科・科目等について

（１） 公民

「公民」では、特に「現代社会と人間としての在り方生き方（「現代社会」)」や「現代の政治（「政治・経済」)」について、重要度・充実度ともに比較的高い傾向がみられた（図表 25、図表 26)。

教科書以外の教材の使用については、「現代社会」「倫理」「政治・経済」のいずれも「教科書に即した副教材」が最も多く挙げられている。次に多いのは、「倫理」については「教師が独自に作成したもの」であり、これ以外の２科目は「新聞記事等」である（図表 27)。法務省の作成教材は必ずしも多くは使用されていないが、調査票において提示した 5 種類の資料のいずれも、一定の割合で回答が集まった（図表 28)。

法律家・関係機関との連携も多くはみられないが、比較的多いのは、「税務署（税務署職員)」との連携であった（図表 29)。

（２） 保健体育（体育）

「体育」において、法教育の重要度は「やや重視した」が最も多く回答されたものの、「どちらともいえない」もほぼ同率の回答であった。充実度については「どちらともいえない」が「いくらか充実させた」を 10 ポイント以上上回って最も多く回答されており、重要度に比すると充実度は低い（図表 31)。

教科書以外の教材の使用については、「教科書に即した副教材」（42.1%）が最も多く挙げられている。次に多いのは、「ビデオや DVD 等の視聴覚教材」（23.6%）であった（図表 32)。

法律家・関係機関との連携については、ほとんど行われていない（図表 33)。

（３） 家庭

「家庭」においては、提示した単元のうち「人の一生と家族・家庭及び福祉（「生活デザイン」)」の重要度（「たいへん重視した」と「やや重視した」を合わせた値）が他に比べて 10 ポイント以上低い。一方で「家庭基礎」「家庭生活」の各科目における単元は、重要度・充実度ともおおむね同じ程度である（

図表 35、図表 36)。

「家庭基礎」「家庭総合」の間では、教科書以外の教材の使用状況も似ており、いずれも「教科書に即した副教材」が最も多く、次に「新聞記事等」が多い（図表 37)。

法務省が作成した教材の使用経験がある学校は約 3 割弱であり、特に「身の回りにある法律的な問題」の教材の使用率が高かった（図表 38)。

法律家・関係機関との連携については、ほとんど行われておらず、行っている場合の連携先は「消費生活センター」に集中する傾向がみられた（図表 39)。

（４） 情報

「情報」においては、提示した単元である「情報社会の課題と情報モラル（「社会と情報」)」について、重要度は「たいへん重視した」と「やや重視した」を合わせて約 80%、充実度は「とても充実させた」と「いくらか充実させた」を合わせて約 70%と、重要度・充実度とも比較的高い（図表 42、図表 43)。

教科書以外の教材の使用については、「教科書に即した副教材」が最も多く、次に「ビデオや DVD 等の視聴覚教材」が多い。以下「教師が独自に作成したもの」「新聞記事等」が続いている。(図表 44)

法務省が作成した教材の使用経験がある学校は約 1 割程度であり、その中で比較的使用が多かったのは「ルールについて考えよう」であった（図表 45)。

法律家・関係機関との連携については、ほとんど行われていない（図表 46)。

（５） 特別活動

「特別活動」において、法教育の重要度・充実度とも「どちらともいえない」(5 段階中 3 つめ）が最も多かった。(図表 48)

教科書以外の教材の使用状況についてみると、「ビデオや DVD 等の視聴覚教材」が 24.0%で最も多く、以下「その他」(20.4%)、「教師が独自に作成したもの」「教科書以外の教材は特に使用していない」(各 17.5%）が続いている（図表 49)。

法律家・関係機関との連携については、特に「警察署（警察官)」を相手方とした連携が多い（図表 51)。

（６） 農業

「農業」では、特に「農業情報処理」について、重要度・充実度ともに比較的高い傾向がみられた。また、重要度については「農業経済」も比較的高い（図表 53、図表 54)。

教科書以外の教材の使用については、「農業情報処理」「造園技術」では「教科書に即した副教材」が最も多かった（図表 55)。

法務省の作成教材は必ずしも多くは使用されていないが、調査票において提示した 5 種類の中では、「経済活動を支える私法の基本的な考え方及び雇用・労働問題に関する教材」（6.8%）が最も多く使用されている（図表 56)。

法律家・関係機関との連携を行っている学校は１割未満である（図表 57)。

（7） 工業

「工業」では、重要度が特に高いものとして「建築法規」「土木施工」が挙げられる。この２科目については、充実度についても高い傾向がみられた（図表 60、図表 61)。

教科書以外の教材の使用については、「教科書に即した副教材」が全体的に多い。また「建築法規」では、「一般書籍・統計資料集・写真集・パンフレット等」も比較的多い（図表 62)。

法務省の作成教材は必ずしも多くは使用されていないが、調査票において提示した 5 種類の中では、「労働と法に関する教材」、「ルールについて考えよう」が比較的多く使用されている（図表 63)。

法律家・関係機関との連携を行っている学校は 1 割程度であり、連携先としては「その他」として弁理士が複数挙げられたのが特徴的である（図表 64)。

（8） 商業

「商業」では、重要度が特に高いものとして「経済活動と法」が挙げられ、充実度も他に比べて高い傾向がみられた（図表 67、図表 68)。

教科書以外の教材の使用については、「教科書に即した副教材」が全体的に多い。また全体的に「教科書以外の教材は特に使用していない」が少ないのも特徴である。（図表 69)。

法務省の作成教材は必ずしも多くは使用されていないが、調査票において提示した 5 種類のうち、「刑事司法について考えよう～正義の実現に向けて～」を除く 4 種については、いずれも一定数の使用がみられる（図表 70)。

法律家・関係機関との連携を行っている学校は 3 割未満である。連携先としては「税務署（税務署職員)」「税理士会（税理士)」といった、税に関する専門家・機関との連携が目立つ。「消費生活センター」も比較的多い（図表 71)。

３－３ 考察

（１） 法教育に関する情報発信の充実

専門学科・総合学科を設置する高等学校において、法教育は、主に専門教科の学習指導の内容の中で実践されている傾向にあるほか、総合的な学習の時間やＬＨＲ（ロングホームルーム）等においても実践されている傾向にある。

一方で、回答では、法律用語を教えるための参考書の提供を求める声が上がるなど、法

や司法制度の基礎になっている価値を理解することに重点が置かれている「法教育」そのものの概念や目的への理解が十分ではない様子や、法律家や裁判所、法務省や検察庁、弁護士会といった関係機関との連携も十分に進んでいない状況がうかがえるとともに、生徒が身近に感じ、それを契機として法教育に関する理解を深めていけるような具体的な事例や、先進的な取組も含め、法教育に関する取組の具体的な実践方法等の情報を求める意見が多く見られた。

以上から、今後は法教育に関する情報発信・情報提供の一層の充実が必要と考えられるところであり、各学校が自律的に法教育に関する取組を展開できるよう、大半の教職員が大学等において法律に関する専門的学習を経ていないことを念頭に、法教育の学習指導要領における位置付けを踏まえ、学校現場において具体的な事例に則した形で法教育をどのように実践することが可能か、教育活動の各場面において、法律家や関係機関とどのような連携が可能かといった多くの具体例や実践例を学校や教師に負担にならない適宜な方法で示すことが期待されているものと考えられる。

（２） 教職員研修の充実

各学校で法教育を展開していくためにはそれを担う教職員の育成も重要である。しかし、そもそも法教育に関してどのような研修会等が実施されている状況にあるのか理解されていないほか、学校現場には、研修会等に参加できるだけの時間的・人的な余裕がなく、現実的には多くの学校で法教育に関する研修会・勉強会の開催や外部の研修会等への教職員の派遣は実施されていない状況にあるため、法務省職員等が実施する教職員研修等に関する情報発信・情報提供の充実とともに、教職員が時間的・経済的負担なく研修を受けやすい環境を整備していくことが優先的に求められると考えられる。具体的には、法務省のみで実施できる取組ではなく、一朝一夕に実現できるものではないが、教育委員会等とより一層連携し、教育委員会等が主催する研修会等、既に多くの教職員が受講しているものに法教育に関する内容を組み入れることを含め、法教育に関する教職員研修の充実が検討される必要があるのではないかと考えられる。

（３） 教材の開発・提供

各学校で法教育を展開していくためには、教職員が負担なく、法教育授業を実践することができるための教材の開発・提供も期待されていると考えられる。

本調査では、専門学科・総合学科を設置する高等学校においても、普通科の高等学校と同様、いずれの教科等でも法教育に関する学習指導に多くの時間を確保することは一般的に難しく、主に教科書の内容に即した副教材を利用しながら、学習指導要領に記載されている内容を実施、充実させている傾向にあることが確認できたほか、前記⑴で指摘したように、学校の現場では、生徒が身近に感じ、それを契機として法教育に関する理解を深めていけるような具体的な事例や、先進的な取組も含め、法教育に関する取組の実践方法等

の情報が求められていることが確認できた。

以上から、大学等において法律に関する専門的学習を経ていない教職員が負担なく法教育授業を実践できることを念頭に、学習指導要領に対応した形で、生徒が自然と関心を持てるような身近な事例に基づきロールプレイイングやディスカッション等を行えるような、生徒参加型の法教育教材を開発・提供する必要があると考えられるほか、「法教育」に関する抵抗感のある教職員に教材を活用した法教育授業を実施してもらえるよう、実際に法務省職員等が学校現場に足を運んで実践方法を示すなど、開発した教材の普及方法についても工夫をしていく必要があるのではないかと考えられる。

＜法務省委託調査＞専門学科及び総合学科高等学校における法教育の実践状況に関する調査

【ご協力のお願い】

2015 年 11 月

この度、法務省では専門学科及び総合学科を設置する全国すべての高等学校を対象として、今後の更なる法教育の充実・発展に役立てることを目的として、法教育の実践状況を把握するための調査を実施することになりました。ご回答内容について、上記の目的以外で使用することはございませんので、調査の趣旨にご理解を賜り、調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。ご記入が終わりましたら、同封の返送用封筒（切手不要）に入れて**平成 27 年 12 月 18 日（金）**までに投函してください。
本アンケート調査についてご不明な点、ご質問等がございましたら、下記【 調査実施に関するお問合せ先 】までご連絡をお願いいたします。

また、ご回答にあたり、電子媒体が必要な場合は、[houkyouiku@libertas.co.jp]までご連絡いただくか、WEB ページ[http://www.libertas.co.jp/houkyouiku]よりダウンロードいただき、ご利用ください。

※本調査は、設問によりご回答いただく方が異なります。1～4 頁及び最終頁では管理職（校長・副校長・教頭等）の先生に、学校に関すること並びに貴校の情報及び取りまとめていただいた方の情報を、5～24 頁では各教科等の担当の先生に各教科等における状況をお聞きします。また、最終頁のうち、「その他の取組、要望について」は、教職員のどなたがご回答いただいても構いません。それぞれの質問について、学校の状況に最も近いものを選んで、あてはまる番号・記号に○をつけるか、空欄に回答を記入してください。

【 調査主体 】
○法務省大臣官房司法法制部

【 調査実施に関するお問合せ先 】
○株式会社 リベルタス･コンサルティング
〒102-0085　東京都千代田区六番町2-14 東越六番町ビル2F
担当者:菊池、八田、傍島(きくち、はった、そばじま)
TEL:0120－575－334(フリーダイヤル)
e-mail:houkyouiku@libertas.co.jp
受付:平日 10:00～17:00(土･日･祝を除く)

たいせつにしますプライバシー 10822382(04)

【目次】

Ⅰ　法律家や関係各機関と連携した教育活動（各教科・科目及び特別活動以外）について　･･･問 1～問 4
Ⅱ　教職員向け研修会の状況（学校全体）　･･･問 5～問 9
Ⅲ　法教育の取組とその位置づけ（学校全体）　･･･問 10～問 12-1
Ⅳ　法教育に関する学習指導の状況＜公民科＞　･･･問 13～問 18
Ⅴ　法教育に関する学習指導の状況＜保健体育科（体育）＞　･･･問 19～問 24
Ⅵ　法教育に関する学習指導の状況＜家庭科＞　･･･問 25～問 31
Ⅶ　法教育に関する学習指導の状況＜情報科＞　･･･問 32～問 38
Ⅷ　法教育に関する学習指導の状況＜特別活動＞　･･･問 39～問 45
Ⅸ　法教育に関する学習指導の状況＜農業＞　･･･問 46～問 52
Ⅹ　法教育に関する学習指導の状況＜工業＞　･･･問 53～問 59
Ⅺ　法教育に関する学習指導の状況＜商業＞　･･･問 60～問 69-1
Ⅻ　法教育に関する学習指導の状況＜農業・工業・商業以外の専門教科＞　･･･問 70～問 76
XⅢ　その他の取組、要望について　･･･問 77～問 78
「最後に」（貴校の情報，取りまとめていただいた方の情報）

※Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び「最後に」については管理職の先生において、Ⅳ～Ⅻについては各教科等の担当の先生において、それぞれご回答ください。
なお、XⅢについては、管理職の先生若しくは各教科等の担当の先生のどなたにご記入いただいても構いません。

問 1～問 12-1 は管理職の方がご回答ください。

Ⅰ 法律家や関係各機関と連携した教育活動（各教科・科目及び特別活動以外）について

【問1】平成 26 年度に、法教育に関して、法律家（裁判官、検察官、弁護士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士等）や関係各機関（裁判所、法務省、検察庁、弁護士会、司法書士会等）と連携した教育活動を行いましたか。（各教科・科目及び特別活動の授業に関しては、問 13 以降でお聞きしますので、ここではこれらを除いた教育活動についてお答えください。）

1．ある	**2**．ない　→問２へお進みください

【問 1-1】　連携先について、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1．裁判所（裁判官等）	**6**．税務署（税務署職員）	**10**．企業のコンプライアンス担当者
2．法務省や検察庁（検察官等）	**7**．税理士会（税理士）	**11**．消費生活センター
3．弁護士会（弁護士）	**8**．警察署（警察官）	**12**．法科大学院生・法学部生
4．司法書士会（司法書士）	**9**．日本司法支援センター（法テラス）	**13**．その他（行政書士会、社会保険労務士会、弁理士会等）（具体的に：　　　　　）
5．大学の教員		

【問 1-2】　連携先を選ぶ際に参考にしたウェブサイトや冊子等があれば、教えてください。

【問 1-3】　平成 26 年度に、法教育に関して、法律家（裁判官、検察官、弁護士等）や関係各機関と連携した教育活動（各教科・科目及び特別活動以外）を行ったことにより、学校の法教育の取組は充実しましたか。あてはまる番号ひとつに○をつけ、そのように回答した理由をご記入ください。また、「1.とても充実した」「2.まあ充実した」を回答した場合、特にどのような連携が効果的であったのかをご記入ください。

1．とても充実した	**2**．まあ充実した	**3**．どちらともいえない
4．あまり充実しなかった	**5**．まったく充実しなかった	**6**．わからない

＜回答した理由（すべての方がご記入ください）＞

＜特に効果的であった連携（選択肢 1 または 2 を回答した場合にご記入ください）＞

（回答後は問２へお進みください）

【問2】今後何らかの形で法律家（裁判官、検察官、弁護士等）や関係各機関と連携して法教育を行う予定（希望）はありますか。あてはまる番号ひとつに○をつけてください。

1．ある　→問３へお進みください
2．ない　→引き続き問 2-1 にお進みください
3．未定　→引き続き問 2-1 にお進みください

【問 2-1】　今後、法律家（裁判官、検察官、弁護士等）や関係各機関と連携して法教育を行う予定がない（または未定）の理由について、あてはまるものをすべてお選びください。

1．法律家や関係各機関と連携しなくても、法教育に取り組んでいけると考えるから
2．連携先を見つける方法がよくわからないから
3．どのような連携が可能かわからないから
4．連携のための予算を確保できないから
5．学校として、法律家や関係各機関と連携するだけの人的な余裕がないから
6．学校として、法律家や関係各機関と連携するだけの時間的な余裕がないから
7．以前に連携を試みたが、うまくいかなかったから：試みた連絡先（　　　　　　　　）
8．その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（回答後は引き続き問 3 にお進みください）

【問3】 法律家（裁判官、検察官、弁護士等）や関係各機関と連携した法教育に関する情報提供について、法務省に期待することはありますか。あてはまるものすべてに〇をつけてください。※各教科・科目及び特別活動を除いてお答えください。

1． どのような連携先があるのか（種類）	**5．** 他校の実践例
2． どのような連携が可能なのか	**6．** その他（　　　　　　　　　　）
3． 連携にかかる費用	**7．** 特に知りたい情報はない
4．教職員対象研修会（対象・内容・費用等）	

【問4】 その他、法務省が、高等学校に対して、法律家（裁判官、検察官、弁護士等）や関係各機関と連携した法教育に関する支援を行っていくにあたり、ご意見・ご要望等がありましたら、以下にご記入ください。

Ⅱ　教職員向け研修会の状況（学校全体）

【問5】　平成 26 年度に、学校内で法教育に関する教職員の研修会・勉強会を開催しましたか。

1．ある	2．ない　→問６へお進みください

【問 5-1】　平成 26 年度に、法教育に関して行った教職員の研修会・勉強会について、連携先となった法律家（裁判官、検察官、弁護士等）や関係機関にあてはまるものすべてをお選びください。

1．裁判所（裁判官等）	6．税務署（税務署職員）	10．企業のコンプライアンス担当者
2．法務省や検察庁（検察官等）	7．税理士会（税理士）	11．消費生活センター
3．弁護士会（弁護士）	8．警察署（警察官）	12．法科大学院生・法学部生
4．司法書士会（司法書士）	9．日本司法支援センター（法テラス）	13．その他（行政書士会、社会保険労務士会、弁理士会等）（具体的に：　　　）
5．大学の教員		14．法律家・関係機関との連携は行っていない

（選択肢 14 を回答した方は問 6 へお進みください。選択肢 1～13 のいずれかを回答した方は続けて問 5-2 へお進みください）

【問 5-2】　法律家や専門機関と連携した教職員の研修会・勉強会について、課題に感じていることはありますか。あてはまるものをすべてお選びください。

1．研修会・勉強会開催の回数・頻度が少ない	4．その他（生徒の興味や反応、就職試験との関連等）（　　　）
2．内容が充実していない	
3．関わりをもつ教職員が少ない	5．特に課題と感じることはない

（回答後は問 6 にお進みください）

【問6】　法教育に関する教職員の研修会・勉強会を開催していない理由についてあてはまるものすべてをご回答ください。

1．研修会・勉強会等を開催しなくても法教育に取り組んでいけると考えるから
2．学校外で開催される研修会等でまかなえているから
3．どのように研修会・勉強会等を行えばよいかよくわからないから
4．研修会・勉強会等を開催する時間的余裕がないから
5．研修会・勉強会等を開催する人的余裕がないから
6．その他（　　　）

【問7】　貴校では平成 26 年度に、学校外で行われた法教育に関する教職員研修会等に、教職員を派遣したことはありますか。

1．派遣したことがある　→問７－１へお進みください	2．派遣したことはない　→問８へお進みください

【問 7-1】　平成 26 年度に教職員を派遣した研究会等の派遣状況について、①派遣回数（合計）、②費用（1 回あたり平均）、③有効と感じたテーマ及び参加者の分掌・役職（5 テーマまで）についてご記入ください。

①派遣回数　[　　　]　**（回）**　　**②参加 1 回あたり平均費用**　[　　　]　**（円）**

③有効と感じたテーマとその参加者

テーマの内容 1		参加者の分掌・役職	
テーマの内容 2		参加者の分掌・役職	
テーマの内容 3		参加者の分掌・役職	
テーマの内容 4		参加者の分掌・役職	
テーマの内容 5		参加者の分掌・役職	

（回答後は、引き続き次頁の問 8 にお進みください）

【問7-2】　教職員の派遣について、現在課題と感じるものはありますか。あてはまるものをすべてお選びください。

1．研修会の開催情報を得る手段が不足している	**5**．学校内に、関わりを持つ教職員が少ない
2．日時の面で、参加可能な研修会が少ない	**6**．その他
3．費用面で、参加可能な研修会が少ない	（　　　　　　　　　　　　　　　）
4．内容面で魅力的な研修会が少ない	**7**．特に課題と感じることはない

（回答後は問9にお進みください）

【問8】　教職員の派遣について実施していない理由につき、あてはまるものをすべてお選びください。

1．研修会等に参加しなくても法教育に取り組んでいけると考えるから
2．学校内で開催している研修会等でまかなえているから
3．どのような研修会等があるのかよくわからないから
4．役に立つと思われる研修会等が開催されていないから
5．研修にかかる費用を確保できないから
6．教職員に研修会に参加する時間的余裕がないから
7．その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

【問9】　その他、法務省が、高等学校に対して、法教育に関する教職員の研修会等の支援を行っていくにあたり、ご意見・ご要望がありましたら、ご記入ください。

Ⅲ　法教育の取組とその位置づけ（学校全体）

【問10】貴校では、法教育にどのように取り組まれていますか。平成 26 年度以降に、どの科目、どの指導項目、どの行事等の、どのようなところで取り組まれているか、具体的にご記入ください。

【問11】問 10 で回答いただいた貴校での法教育の取組状況について、現状をどのようにお考えですか。（○は１つ）

1．とても充実させている　**2**．やや充実させている　**3**．どちらともいえない　**4**．あまり充実させていない
5．まったく充実させていない

＜回答した理由（すべての方がご記入ください）＞

＜特に効果的であった取組（<u>選択肢１または２を回答した場合</u>にご記入ください）＞

【問12】現在、貴校の学校経営において、法教育はどのような位置付けですか。（○は１つ）

1．たいへん重視している　**2**．やや重視している　**3**．どちらともいえない　**4**．あまり重視していない
5．まったく重視していない

【問 12-1】　「4.あまり重視していない」「5.まったく重視していない」と回答した理由と、現在学校経営において重点を置いている活動についてご記入ください。

＜理由＞

＜学校経営において重点を置いている活動＞

問 13～問 18 は、公民科をご担当の先生がご回答ください。

Ⅳ　法教育に関する学習指導の状況＜公民科＞

※平成 26 年度に開講した科目についてお答えください。開講していない場合は空欄で構いません。

※表の「学習指導要領での記載内容」には新学習指導要領の内容を記載していますが、新学習指導要領の内容に限定した質問ではありません。高等学校３年生、中等教育学校６年生については、旧学習指導要領の内容に読み替えてご回答ください。

【問13】　貴校では、平成 26 年度に公民科で、法教育に関する学習指導内容に 1 学級あたり年間でどのくらい時間をあてましたか。実施学年及び単位時間数でお答えください。（学級やコースにより異なる場合には、それらの平均値をお答えください。また、複数の領域をまとめて、あるいは他の内容とあわせて 1 単位時間で実施している場合には、それぞれの領域に費やした概ねの時間を小数にてお答えください。）

学習指導要領での記載内容	※学年 (○をつけてください)	単位時間 (年間)
ア：「現代社会」私たちの生きる社会 ・幸福、正義、公正などの理解	１・２・３	
イ：「現代社会」現代社会と人間としての在り方生き方 ・日本国憲法に定める政治の在り方/・民主政治における個人と国家についての考察/ ・個人の尊重/・国民の権利の保障/・法の支配/・法や規範の意義及び役割/・司法制度の在り方/・裁判員制度/・市場経済の機能と限界/・雇用、労働問題/・経済活動を支える私法に関する基本的な考え方/・消費者に関する問題	１・２・３	
ウ：「倫理」現代と倫理 ・民主社会における人間の在り方	１・２・３	
エ：「政治・経済」現代の政治 ・国会、内閣、裁判所などの政治機構の概観/・法の意義と機能/・権利と義務の関係/ ・基本的人権の保障と法の支配/・裁判員制度	１・２・３	
オ：「政治・経済」現代の経済 ・市場経済の機能と限界 /・消費者に関する問題	１・２・３	
カ：「政治・経済」現代社会の諸課題 ・雇用と労働を巡る問題	１・２・３	
キ：上記以外の単元等において実施している場合は、以下に具体的に記入してください。 （　　　　　　　　　　　　　　　　　　）	１・２・３	

※学年による教育課程の区分を設けていない場合には学年欄は無回答のままお進みください。

【問14】　平成 26 年度の公民科年間指導計画において、問 13 に示した法教育に関する内容をどの程度重視し、また、充実させましたか。重要度・充実度それぞれひとつずつ、あてはまる番号・記号に○をつけてください。

学習指導要領での記載内容	重要度					充実度				
	たいへん重視した	やや重視した	どちらともいえない	あまり重視しなかった	まったく重視しなかった	とても充実させた	いくらか充実させた	どちらともいえない	あまり充実させなかった	まったく充実させなかった
ア：「現代社会」私たちの生きる社会 ・幸福、正義、公正などの理解	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
イ：「現代社会」現代社会と人間としての在り方生き方 ・日本国憲法に定める政治の在り方/・民主政治における個人と国家についての考察/ ・個人の尊重/・国民の権利の保障/・法の支配/・法や規範の意義及び役割/・司法制度の在り方/・裁判員制度/・市場経済の機能と限界/・雇用、労働問題/・経済活動を支える私法に関する基本的な考え方/・消費者に関する問題	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
ウ：「倫理」現代と倫理 ・民主社会における人間の在り方	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
エ：「政治・経済」現代の政治 ・国会、内閣、裁判所などの政治機構の概観/・法の意義と機能/・権利と義務の関係/ ・基本的人権の保障と法の支配/・裁判員制度	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
オ：「政治・経済」現代の経済 ・市場経済の機能と限界 /・消費者に関する問題	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
カ：「政治・経済」現代社会の諸課題 ・雇用と労働を巡る問題	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
キ：上記以外 **（具体的に記入：**　　　　　　　　　　　　）	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E

【問15】　平成 26 年度の公民科における法教育に関する学習指導では、教科書以外にどのような教材を利用しましたか。それぞれの内容

に関して、利用した教材すべてに○をつけてください。なお、インターネットから入手したものについては、アないしエに分類できる場合は当該項目に、いずれにも該当しない場合は６に○をつけてください。

	現代社会	倫理	政治・経済
ア：教科書に即した副教材	1	1	1
イ：一般書籍・統計資料集・写真集・パンフレット等	2	2	2
ウ：新聞記事等	3	3	3
エ：ビデオやDVD等の視聴覚教材	4	4	4
オ：教師が独自に作成したもの	5	5	5
カ：その他　※	6	6	6
キ：教科書以外の教材は特に利用していない	7	7	7
ク：平成26年度は履修させていない	8	8	8

（※その他を選択した場合は、科目名と具体的な教材の内容をご記入ください）

【問16】 法務省では、法教育に関する教材を作成しています。平成 26 年度に、次に挙げる教材を公民科の授業で利用したことがありますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 経済活動を支える私法の基本的な考え方及び雇用・労働問題に関する教材
2. 労働と法に関する教材
3. 身の回りにある法律的な問題（契約・婚姻・親族・相続・不法行為）（私法分野に関する教材）
4. ルールについて考えよう（公法分野に関する教材）
5. 刑事司法について考えよう～正義の実現に向けて～（刑事法分野に関する教材）
6. 上記の教材は使用したことがない

（６を選択した場合であって法務省以外が作成した教材を利用したことがある場合、法教育授業にとって特に有用と思われる教材がありましたら、その教材名及び発行元をご記入ください）

【問17】 平成 26 年度に、公民科において、法律家（裁判官、検察官、弁護士等）や関係各機関と連携した法教育に関する授業を行いましたか。あてはまる連携先をすべてお答えください。

1．裁判所（裁判官等）
2．法務省や検察庁（検察官等）
3．弁護士会（弁護士）
4．司法書士会（司法書士）
5．大学の教員
6．税務署（税務署職員）
7．税理士会（税理士）
8．警察署（警察官）
9．日本司法支援センター（法テラス）
10．企業のコンプライアンス担当者
11．消費生活センター
12．法科大学院生・法学部生
13．その他（行政書士会、社会保険労務士会、弁理士会等）（具体的に：　　　　　　　　）
14．法律家・関係機関との連携は行っていない

【問18】 平成26年度の公民科における法教育に関する授業を充実させるために、工夫した点があれば教えてください。（教材、他教科（科目）や外部の法律家等との連携等、総合的な視点でお答えください）

学習指導要領での記載内容	工夫したこと
ア：「現代社会」私たちの生きる社会 ・幸福、正義、公正などの理解	
イ：「現代社会」現代社会と人間としての在り方生き方 ・日本国憲法に定める政治の在り方/・民主政治における個人と国家についての考察/・個人の尊重/・国民の権利の保障/・法の支配/・法や規範の意義及び役割/ ・司法制度の在り方/・裁判員制度/・市場経済の機能と限界/・雇用、労働問題/ ・経済活動を支える私法に関する基本的な考え方/・消費者に関する問題	
ウ：「倫理」現代と倫理 ・民主社会における人間の在り方	
エ：「政治・経済」現代の政治 ・国会、内閣、裁判所などの政治機構の概観/・法の意義と機能/・権利と義務の関係/・基本的人権の保障と法の支配/・裁判員制度	
オ：「政治・経済」現代の経済 ・市場経済の機能と限界 /・消費者に関する問題	
カ：「政治・経済」現代社会の諸課題 ・雇用と労働を巡る問題	
キ：その他 **（具体的な科目、単元を記入：　　　　　　　　　　　　　）**	

問 19～問 24 は、保健体育科をご担当の先生がご回答ください。

Ⅴ　法教育に関する学習指導の状況＜保健体育科（体育）＞

※平成 26 年度に開講した科目についてお答えください。開講していない場合は空欄で構いません。

※「学習指導要領」の記載内容として、新学習指導要領の内容を記載していますが、新学習指導要領の内容に限定した質問ではありません。高等学校３年生、中等教育学校６年生については、旧学習指導要領の内容に読み替えてご回答ください。

※専門教科「体育」各科目の履修をもって、保健体育科（体育）の履修の一部又は全部に替えている場合も、以下の質問にご回答ください。

【問19】　貴校では、平成 26 年度に保健体育科（体育）で、法教育に関する学習指導内容（「ルールやマナーを大切にしようとすること」「フェアなプレイを大切にしようとすること」「スポーツのルールは、用具や用品、施設などの改良によって変わり続けていること」が学習指導要領に記載されています）に、1 学級あたり年間でどのくらい時間をあてましたか。学年別に単位時間数をお答えください。（学級やコースにより異なる場合には、それらの平均値をお答えください。また、複数の領域をまとめて、あるいは他の内容とあわせて１単位時間で実施している場合には、それぞれの領域に費やした概ねの時間を小数にてお答えください。）

1 年生	**（時間）**	**2 年生**	**（時間）**	**3 年生**	**（時間）**

【問20】　貴校では、平成 26 年度に保健体育科（体育）で、法教育に関する内容をどの程度重視し、また、充実させましたか。重要度・充実度それぞれひとつずつ、あてはまる番号・記号に○をつけてください。

①　重要度	②　充実度
1．たいへん重視した	**A**．とても充実させた
2．やや重視した	**B**．いくらか充実させた
3．どちらともいえない	**C**．どちらともいえない
4．あまり重視しなかった	**D**．あまり充実させなかった
5．まったく重視しなかった	**E**．まったく充実させなかった

【問21】　平成 26 年度の保健体育科（体育）における法教育に関する学習指導では、教科書以外にどのような教材を利用しましたか。それぞれの内容に関して、利用した教材すべてに○をつけてください。なお、インターネットから入手したものについては、1 ないし4に分類できる場合は当該項目に、いずれにも該当しない場合は6に○をつけてください。

1． 教科書に即した副教材
2． 一般書籍・統計資料集・写真集・パンフレット
3． 新聞記事等
4．ビデオや DVD 等の視聴覚教材
5． 教師が独自に作成したもの
6． その他
（　　　　　　　　　　　　　　）
7． 教科書以外の教材は特に使用していない

【問22】　保健体育科（体育）における法教育に関し、どのような内容・テーマの教材があるとよいと思いますか。

【問23】　平成 26 年度に、保健体育科（体育）において、法律家（裁判官、検察官、弁護士等）や関係各機関と連携した法教育に関する授業を行いましたか。あてはまる連携先をすべてお答えください。（○はあてはまるものすべて）

1．裁判所（裁判官等）
2．法務省や検察庁（検察官等）
3．弁護士会（弁護士）
4．司法書士会（司法書士）
5．大学の教員
6．税務署（税務署職員）
7．税理士会（税理士）
8．警察署（警察官）
9．日本司法支援センター（法テラス）
10．企業のコンプライアンス担当者
11．消費生活センター
12．法科大学院生・法学部生
13．その他（行政書士会、社会保険労務士会、弁理士会等）
（具体的に：　　　　　　　　　　）
14．法律家・関係機関との連携は行っていない

【問24】　平成 26 年度の保健体育科（体育）における法教育に関する授業を充実させるために、工夫した点があれば教えてください。（教材、他教科（科目）や外部の法律家等との連携等、総合的な視点でお答えください。）

問25～問31は、家庭科（家庭基礎、家庭総合、生活デザイン）をご担当の先生がご回答ください。

Ⅵ　法教育に関する学習指導の状況＜家庭科＞

※平成26年度に開講した科目についてお答えください。開講していない場合は空欄で構いません。

※「学習指導要領」の記載内容として、新学習指導要領の内容を記載していますが、新学習指導要領の内容に限定した質問ではありません。高等学校３年生、中等教育学校６年生については、旧学習指導要領の内容に読み替えてご回答ください。

※学年による教育課程の区分を設けていない場合は、学年の欄は空けていただいて構いません。

※専門教科「家庭」各科目の履修をもって、家庭基礎、家庭総合、生活デザインの履修の一部又は全部に替えている場合も、以下の質問にご回答ください。また、問25、問26及び問31についてはキの欄に、問27については「左記以外」欄に、具体的に記入してください。

【問25】　貴校では、平成26年度に家庭科で、法教育に関する学習指導内容に1学級あたり年間でどのくらい時間をあてましたか。実施学年及び単位時間数でお答えください。（学級やコースにより異なる場合には、それらの平均値をお答えください。また、複数の領域をまとめて、あるいは他の内容とあわせて1単位時間で実施している場合には、それぞれの領域に費やした概ねの時間を小数にてお答えください。）

学習指導要領での記載内容	※学年（○をつけてください）	単位時間（年間）
ア：「家庭基礎」人の一生と家族・家庭及び福祉 ・家族に関する法律	１・２・３	
イ：「家庭基礎」生活の自立及び消費と環境 ・消費生活の現状と課題、消費者の権利と責任/・契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題	１・２・３	
ウ：「家庭総合」人の一生と家族・家庭 ・家族・家庭と法律	１・２・３	
エ：「家庭総合」生活における経済の計画と消費 ・消費行動における意思決定 ／ ・消費者としての権利と責任/・契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題	１・２・３	
オ：「生活デザイン」人の一生と家族・家庭及び福祉 ・家族に関する法律	１・２・３	
カ：「生活デザイン」　消費や環境に配慮したライフスタイルの確立 ・消費生活の現状と課題、消費者の権利と責任/・契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題	１・２・３	
キ：上記以外の単元等において実施している場合は、以下に具体的に記入してください。 （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）	１・２・３	

※学年による教育課程の区分を設けていない場合には学年欄は無回答のままお進みください。

【問26】　平成26年度の家庭科年間指導計画において、問25に示した法教育に関する内容をどの程度重視し、また、充実させましたか。重要度・充実度それぞれひとつずつ、あてはまる番号・記号に○をつけてください。

学習指導要領での記載内容	重要度：たいへん重視した	重要度：やや重視した	重要度：どちらともいえない	重要度：あまり重視しなかった	重要度：まったく重視しなかった	充実度：とても充実させた	充実度：いくらか充実させた	充実度：どちらともいえない	充実度：あまり充実させなかった	充実度：まったく充実させなかった
ア：「家庭基礎」人の一生と家族・家庭及び福祉 ・家族に関する法律	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
イ：「家庭基礎」生活の自立及び消費と環境 ・消費生活の現状と課題、消費者の権利と責任/・契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
ウ：「家庭総合」人の一生と家族・家庭 ・家族・家庭と法律	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
エ：「家庭総合」生活における経済の計画と消費 ・消費行動における意思決定 ／ ・消費者としての権利と責任/・契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
オ：「生活デザイン」人の一生と家族・家庭及び福祉 ・家族に関する法律	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
カ：「生活デザイン」　消費や環境に配慮したライフスタイルの確立 ・消費生活の現状と課題、消費者の権利と責任/・契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
キ：上記以外 **（具体的に記入：　　　　　　　　　　　　　　）**	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E

【問27】 平成 26 年度の家庭科における法教育に関する学習指導では、教科書以外にどのような教材を利用しましたか。それぞれの内容に関して、利用した教材すべてに○をつけてください。なお、インターネットから入手したものについては、アないしエに分類できる場合は当該項目に、いずれにも該当しない場合は6に○をつけてください。

	家庭基礎	家庭総合	生活デザイン	左記以外（ ）
ア：教科書に即した副教材	1	1	1	1
イ：一般書籍・統計資料集・写真集・パンフレット等	2	2	2	2
ウ：新聞記事等	3	3	3	3
エ：ビデオやDVD等の視聴覚教材	4	4	4	4
オ：教師が独自に作成したもの	5	5	5	5
カ：その他 ※	6	6	6	6
キ：教科書以外の教材は特に利用していない	7	7	7	7
ク：平成26年度は履修させていない	8	8	8	8

（※その他を選択した場合は、科目名と具体的な教材の内容をご記入ください）

【問28】 家庭科における法教育に関し、どのような内容・テーマの教材があるとよいと思いますか。

【問29】 法務省では、法教育に関する教材を作成しています。平成 26 年度に、次に挙げる教材を家庭科の授業で利用したことがありますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 経済活動を支える私法の基本的な考え方及び雇用・労働問題に関する教材
2. 労働と法に関する教材
3. 身の回りにある法律的な問題（契約・婚姻・親族・相続・不法行為）（私法分野に関する教材）
4. ルールについて考えよう（公法分野に関する教材）
5. 刑事司法について考えよう～正義の実現に向けて～（刑事法分野に関する教材）
6. 上記の教材は使用したことがない

（6を選択した場合であって法務省以外が作成した教材を利用したことがある場合、法教育授業にとって特に有用と思われる教材がありましたら、その教材名及び発行元をご記入ください）

【問30】 平成 26 年度に、家庭科において、法律家（裁判官、検察官、弁護士等）や関係各機関と連携した法教育に関する授業を行いましたか。あてはまる連携先をすべてお答えください。

1．裁判所（裁判官等）
2．法務省や検察庁（検察官等）
3．弁護士会（弁護士）
4．司法書士会（司法書士）
5．大学の教員
6．税務署（税務署職員）
7．税理士会（税理士）
8．警察署（警察官）
9．日本司法支援センター（法テラス）
10．企業のコンプライアンス担当者
11．消費生活センター
12．法科大学院生・法学部生
13．その他（行政書士会、社会保険労務士会、弁理士会等）（具体的に： ）
14．法律家・関係機関との連携は行っていない

**【問31】 平成26年度の家庭科における法教育に関する授業を充実させるために、工夫した点があれば教えてください。
（教材、他教科（科目）や外部の法律家等との連携等、総合的な視点でお答えください）**

学習指導要領での記載内容	工夫したこと
ア：「家庭基礎」人の一生と家族・家庭及び福祉 ・家族に関する法律	
イ：「家庭基礎」生活の自立及び消費と環境 ・消費生活の現状と課題、消費者の権利と責任/・契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題	
ウ：「家庭総合」人の一生と家族・家庭 ・家族・家庭と法律	
エ：「家庭総合」生活における経済の計画と消費 ・消費行動における意思決定/・消費者としての権利と責任/・契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題	
オ：「生活デザイン」人の一生と家族・家庭及び福祉 ・家族に関する法律	
カ：「生活デザイン」 消費や環境に配慮したライフスタイルの確立 ・消費生活の現状と課題、消費者の権利と責任/・契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題	
キ：その他 **（具体的な科目、単元を記入： ）**	

問 32～問 38 は、情報科をご担当の先生がご回答ください。

Ⅶ　法教育に関する学習指導の状況＜情報科＞

※平成 26 年度に開講した科目についてお答えください。開講していない場合は空欄で構いません。

※「学習指導要領」の記載内容として、新学習指導要領の内容を記載していますが、新学習指導要領の内容に限定した質問ではありません。高等学校３年生、中等教育学校６年生については、旧学習指導要領の内容に読み替えてご回答ください。

※学年による教育課程の区分を設けていない場合は、学年の欄は空けていただいて構いません。

※専門教科「情報」各科目の履修をもって、社会と情報、情報の科学の履修の一部又は全部に替えている場合も、以下の質問にご回答ください。また、問 32、問 33 及び問 38 についてはイの欄に、問 34 については「左記以外」欄に、具体的に記入してください。

【問32】　貴校では、平成 26 年度に情報科で、法教育に関する学習指導内容に 1 学級あたり年間でどのくらい時間をあてましたか。実施学年及び単位時間数でお答えください。（学級やコースにより異なる場合には、それらの平均値をお答えください。また、複数の領域をまとめて、あるいは他の内容とあわせて 1 単位時間で実施している場合には、それぞれの領域に費やした概ねの時間を小数にてお答えください。）

学習指導要領での記載内容	学年 （○をつけてください）	単位時間 （年間）
ア：「社会と情報」情報社会の課題と情報モラル ・情報を保護することの必要性/・法規及び個人の責任/・知的財産や個人情報の保護	1・2・3	
イ：上記以外の単元等において実施している場合は、以下に具体的に記入してください。 （　　　　　　　　　　　　）	1・2・3	

【問33】　平成 26 年度の情報科年間指導計画において、法教育に関する内容をどの程度重視し、また、充実させましたか。重要度・充実度それぞれひとつずつ、あてはまる番号・記号に○をつけてください。

学習指導要領での記載内容	重要度					充実度				
	たいへん重視した	やや重視した	どちらともいえない	あまり重視しなかった	まったく重視しなかった	とても充実させた	いくらか充実させた	どちらともいえない	あまり充実させなかった	まったく充実させなかった
ア：「社会と情報」情報社会の課題と情報モラル ・情報を保護することの必要性/・法規及び個人の責任/・知的財産や個人情報の保護	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
イ：上記以外 （具体的に記入：　　　　　　　）	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E

【問34】　平成 26 年度の情報科における法教育に関する学習指導では、教科書以外にどのような教材を利用しましたか。それぞれの内容に関して、利用した教材すべてに○をつけてください。なお、インターネットから入手したものについては、アないしエに分類できる場合は当該項目に、いずれにも該当しない場合は６に○をつけてください。

	「社会と情報」 （情報社会の課題と情報モラル）	左記以外 （　　　　　）
ア：教科書に即した副教材	**1**	**1**
イ：一般書籍・統計資料集・写真集・パンフレット等	**2**	**2**
ウ：新聞記事等	**3**	**3**
エ：ビデオや DVD 等の視聴覚教材	**4**	**4**
オ：教師が独自に作成したもの	**5**	**5**
カ：その他	**6**	**6**
キ：教科書以外の教材は特に利用していない	**7**	**7**
ク：平成 26 年度は履修させていない	**8**	**8**

（※その他を選択した場合は、科目名と具体的な教材の内容をご記入ください）

【問35】 情報科における法教育に関し、どのような内容・テーマの教材があるとよいと思いますか。

【問36】 法務省では、法教育に関する教材を作成しています。平成 26 年度に、次に挙げる教材を情報科の授業で利用したことがありますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1．経済活動を支える私法の基本的な考え方及び雇用・労働問題に関する教材
2．労働と法に関する教材
3．身の回りにある法律的な問題（契約・婚姻・親族・相続・不法行為）（私法分野に関する教材）
4．ルールについて考えよう（公法分野に関する教材）
5．刑事司法について考えよう～正義の実現に向けて～（刑事法分野に関する教材）
6．上記の教材は使用したことがない

（６を選択した場合であって法務省以外が作成した教材を利用したことがある場合、法教育授業にとって特に有用と思われる教材がありましたら、その教材名及び発行元をご記入ください）

【問37】 平成 26 年度に、情報科において、法律家（裁判官、検察官、弁護士等）や関係各機関と連携した法教育に関する授業を行いましたか。あてはまる連携先をすべてお答えください。

1．裁判所（裁判官等）
2．法務省や検察庁（検察官等）
3．弁護士会（弁護士）
4．司法書士会（司法書士）
5．大学の教員
6．税務署（税務署職員）
7．税理士会（税理士）
8．警察署（警察官）
9．日本司法支援センター（法テラス）
10．企業のコンプライアンス担当者
11．消費生活センター
12．法科大学院生・法学部生
13．その他（行政書士会、社会保険労務士会、弁理士会等）
（具体的に：　　　　　　　　　　）
14．法律家・関係機関との連携は行っていない

【問38】 平成 26 年度の情報科における法教育に関する授業を充実させるために、工夫した点があれば教えてください。
（教材、他教科（科目）や外部の法律家等との連携等、総合的な視点でお答えください）

学習指導要領での記載内容	工夫したこと
ア：「社会と情報」情報社会の課題と情報モラル ・情報を保護することの必要性/・法規及び個人の責任/・知的財産や個人情報の保護	
イ：その他 （具体的な科目、単元を記入：　　　　　　　　）	

問 39～問 45 は、特別活動をご担当の先生がご回答ください。

Ⅷ　法教育に関する学習指導の状況<特別活動>

【問39】　貴校では、平成 26 年度に特別活動で、法教育に関する学習指導内容（「ホームルーム活動」「生徒会活動」、よりよい生活を築くために自分たちできまりをつくって守る活動などを充実するよう工夫することが学習指導要領に記載されています）に、1 学級あたり年間でどのくらい時間をあてましたか。学年別に単位時間数をお答えください。（学級やコースにより異なる場合には、それらの平均値をお答えください。また、複数の領域をまとめて、あるいは他の内容とあわせて 1 単位時間で実施している場合には、それぞれの領域に費やした概ねの時間を小数にてお答えください。）

1 年生	（時間）	2 年生	（時間）	3 年生	（時間）

【問40】　貴校では、平成 26 年度に特別活動で、法教育に関する内容をどの程度重視し、また、充実させましたか。重要度・充実度それぞれひとつずつ、あてはまる番号・記号に○をつけてください。

①　重要度	②　充実度
1．たいへん重視した	A．とても充実させた
2．やや重視した	B．いくらか充実させた
3．どちらともいえない	C．どちらともいえない
4．あまり重視しなかった	D．あまり充実させなかった
5．まったく重視しなかった	E．まったく充実させなかった

【問41】　平成 26 年度の特別活動における法教育に関する学習指導では、どのような教材を利用しましたか。それぞれの内容に関して、利用した教材すべてに○をつけてください。なお、インターネットから入手したものについては、１ないし４に分類できる場合は当該項目に、いずれにも該当しない場合は６に○をつけてください。

1．教科書に即した副教材
2．一般書籍・統計資料集・写真集・パンフレット
3．新聞記事等
4．ビデオや DVD 等の視聴覚教材
5．教師が独自に作成したもの
6．その他
（　　　　　　　　　　　　　　　）
7．教科書以外の教材は特に使用していない

【問42】　特別活動における法教育に関し、どのような内容・テーマの教材があるとよいと思いますか。

【問43】　法務省では、法教育に関する教材を作成しています。平成 26 年度に、次に挙げる教材を特別活動で利用したことがありますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1．経済活動を支える私法の基本的な考え方及び雇用・労働問題に関する教材
2．労働と法に関する教材
3．身の回りにある法律的な問題（契約・婚姻・親族・相続・不法行為）（私法分野に関する教材）
4．ルールについて考えよう（公法分野に関する教材）
5．刑事司法について考えよう～正義の実現に向けて～（刑事法分野に関する教材）
6．上記の教材は使用したことがない

（６を選択した場合であって法務省以外が作成した教材を利用したことがある場合、法教育授業にとって特に有用と思われる教材がありましたら、その教材名及び発行元をご記入ください）

【問44】 平成 26 年度に、特別活動において、法律家（裁判官、検察官、弁護士等）や関係各機関と連携した法教育に関する授業を行いましたか。あてはまる連携先をすべてお答えください。

1．裁判所（裁判官等）
2．法務省や検察庁（検察官等）
3．弁護士会（弁護士）
4．司法書士会（司法書士）
5．大学の教員
6．税務署（税務署職員）
7．税理士会（税理士）
8．警察署（警察官）
9．日本司法支援センター（法テラス）
10．企業のコンプライアンス担当者
11．消費生活センター
12．法科大学院生・法学部生
13．その他（行政書士会、社会保険労務士会、弁理士会等）
（具体的に：　　　　　　　　　　）
14．法律家・関係機関との連携は行っていない

【問45】 平成 26 年度の特別活動における法教育に関する授業を充実させるために、工夫した点があれば教えてください。（教材、他教科（科目）や外部の法律家等との連携等、総合的な視点でお答えください。）

問 46～問 52 は、専門教科「農業」をご担当の先生がご回答ください。貴校において平成 26 年度に専門教科「農業」が開講されなかった場合は問 53 にお進みください。

Ⅸ　法教育に関する学習指導の状況＜農業＞

※平成 26 年度に開講した科目についてお答えください。開講していない場合は空欄で構いません。

※表の「学習指導要領での記載内容」には新学習指導要領の内容を記載していますが、新学習指導要領の内容に限定した質問ではありません。高等学校３年生、中等教育学校６年生については、旧学習指導要領の内容に読み替えてご回答ください。

【問46】　貴校では、平成 26 年度に専門教科「農業」で、法教育に関する学習指導内容に 1 学級あたり年間でどのくらい時間をあてましたか。実施学年及び単位時間数でお答えください。（学級やコースにより異なる場合には、それらの平均値をお答えください。また、複数の領域をまとめて、あるいは他の内容とあわせて 1 単位時間で実施している場合には、それぞれの領域に費やした概ねの時間を小数にてお答えください。）

学習指導要領での記載内容	※学年（○をつけてください）	単位時間（年間）
ア：「農業情報処理」 ・情報モラルとセキュリティ	１・２・３	
イ：「動物バイオテクノロジー」 ・動物バイオテクノロジーの基礎/展望/実践（遺伝子組み換えに関連する法規の概要を扱う）	１・２・３	
ウ：「農業経済」 ・農業・食料政策と関係法規	１・２・３	
エ：「森林経営」 ・森林経営と森林政策（森林関係法規）	１・２・３	
オ：「造園技術」 ・造園土木施工、植物及び工作物の管理、合理的な施工管理（関係法規と関連づけて扱う）	１・２・３	
カ：上記以外の科目、単元等において実施している場合は、以下に具体的に記入してください。（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）	１・２・３	

※学年による教育課程の区分を設けていない場合には学年欄は無回答のままお進みください。

【問47】　平成 26 年度の専門教科「農業」年間指導計画において、問 46 に示した法教育に関する内容をどの程度重視し、また、充実させましたか。重要度・充実度それぞれひとつずつ、あてはまる番号・記号に○をつけてください。

学習指導要領での記載内容	重要度					充実度				
	たいへん重視した	やや重視した	どちらともいえない	あまり重視しなかった	まったく重視しなかった	とても充実させた	いくらか充実させた	どちらともいえない	あまり充実させなかった	まったく充実させなかった
ア：「農業情報処理」 ・情報モラルとセキュリティ	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
イ：「動物バイオテクノロジー」 ・動物バイオテクノロジーの基礎/展望/実践（遺伝子組み換えに関連する法規の概要を扱う）	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
ウ：「農業経済」 ・農業・食料政策と関係法規	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
エ：「森林経営」 ・森林経営と森林政策（森林関係法規）	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
オ：「造園技術」 ・造園土木施工、植物及び工作物の管理、合理的な施工管理（関係法規と関連づけて扱う）	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
カ：上記以外 （具体的に記入：　　　　　　　　　　　　　　　）	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E

【問48】 平成 26 年度の専門教科「農業」における法教育に関する学習指導では、教科書以外にどのような教材を利用しましたか。それぞれの内容に関して、利用した教材すべてに○をつけてください。なお、インターネットから入手したものについては、アないしエに分類できる場合は当該項目に、いずれにも該当しない場合は６に○をつけてください。

	農業情報処理	動物ﾊﾞｲｵﾃｸﾉﾛｼﾞｰ	農業経済	森林経営	造園技術	左記以外（　　）
ア：教科書に即した副教材	**1**	**1**	**1**	**1**	**1**	**1**
イ：一般書籍・統計資料集・写真集・パンフレット等	**2**	**2**	**2**	**2**	**2**	**2**
ウ：新聞記事等	**3**	**3**	**3**	**3**	**3**	**3**
エ：ビデオやDVD等の視聴覚教材	**4**	**4**	**4**	**4**	**4**	**4**
オ：教師が独自に作成したもの	**5**	**5**	**5**	**5**	**5**	**5**
カ：その他　※	**6**	**6**	**6**	**6**	**6**	**6**
キ：教科書以外の教材は特に利用していない	**7**	**7**	**7**	**7**	**7**	**7**
ク：平成26年度は履修させていない	**8**	**8**	**8**	**8**	**8**	**8**

（※その他を選択した場合は、科目名と具体的な教材の内容をご記入ください）

【問49】 専門教科「農業」における法教育に関し、どのような内容・テーマの教材があるとよいと思いますか。

【問50】 法務省では、法教育に関する教材を作成しています。平成 26 年度に、次に挙げる教材を専門教科「農業」で利用したことがありますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

１． 経済活動を支える私法の基本的な考え方及び雇用・労働問題に関する教材
２． 労働と法に関する教材
３． 身の回りにある法律的な問題（契約・婚姻・親族・相続・不法行為）（私法分野に関する教材）
４．ルールについて考えよう（公法分野に関する教材）
５． 刑事司法について考えよう～正義の実現に向けて～（刑事法分野に関する教材）
６． 上記の教材は使用したことがない

（６を選択した場合であって法務省以外が作成した教材を利用したことがある場合、法教育授業にとって特に有用と思われる教材がありましたら、その教材名及び発行元をご記入ください）

【問51】 平成 26 年度に、専門教科「農業」において、法律家（裁判官、検察官、弁護士等）や関係各機関と連携した法教育に関する授業を行いましたか。あてはまる連携先をすべてお答えください。

1．裁判所（裁判官等）
2．法務省や検察庁（検察官等）
3．弁護士会（弁護士）
4．司法書士会（司法書士）
5．大学の教員
6．税務署（税務署職員）
7．税理士会（税理士）
8．警察署（警察官）
9．日本司法支援センター（法テラス）
10．企業のコンプライアンス担当者
11．消費生活センター
12．法科大学院生・法学部生
13．その他（行政書士会、社会保険労務士会、弁理士会等）
（具体的に：　　　　　　　　　　　）
14．法律家・関係機関との連携は行っていない

【問52】 平成26年度の専門教科「農業」における法教育に関する授業を充実させるために、工夫した点があれば教えてください。
（教材、他教科（科目）や外部の法律家等との連携等、総合的な視点でお答えください）

学習指導要領での記載内容	工夫したこと
ア：「農業情報処理」 ・情報モラルとセキュリティ	
イ：「動物バイオテクノロジー」 ・動物バイオテクノロジーの基礎/展望/実践（遺伝子組み換えに関連する法規の概要を扱う）	
ウ：「農業経済」 ・農業・食料政策と関係法規	
エ：「森林経営」 ・森林経営と森林政策（森林関係法規）	
オ：「造園技術」 ・造園土木施工、植物及び工作物の管理、合理的な施工管理（関係法規と関連づけて扱う）	
カ：その他 **（具体的な科目、単元を記入：　　　　　　　　　　　　　　　　　　）**	

問 53～問 59 は、専門教科「工業」をご担当の先生がご回答ください。貴校において平成 26 年度に専門教科「工業」が開講されなかった場合は問 60 にお進みください。

Ｘ　法教育に関する学習指導の状況<工業>

※平成 26 年度に開講した科目についてお答えください。開講していない場合は空欄で構いません。

※表の「学習指導要領での記載内容」には新学習指導要領の内容を記載していますが、新学習指導要領の内容に限定した質問ではありません。高等学校３年生、中等教育学校６年生については、旧学習指導要領の内容に読み替えてご回答ください。

【問53】　貴校では、平成 26 年度に専門教科「工業」で、法教育に関する学習指導内容に 1 学級あたり年間でどのくらい時間をあてましたか。実施学年及び単位時間数でお答えください。（学級やコースにより異なる場合には、それらの平均値をお答えください。また、複数の領域をまとめて、あるいは他の内容とあわせて 1 単位時間で実施している場合には、それぞれの領域に費やした概ねの時間を小数にてお答えください。）

学習指導要領での記載内容	※学年（〇をつけてください）	単位時間（年間）
ア：「情報技術基礎」 ・産業社会と情報技術（情報モラル）	１・２・３	
イ：「工業管理技術」 ・人事管理（賃金・福利厚生・労使関係）／工場の経営（工場経営に関する法規）	１・２・３	
ウ：「環境工学基礎」 ・環境保全に関する法規	１・２・３	
エ：「通信技術」 ・通信に関する法規	１・２・３	
オ：「ソフトウェア技術」 ・技術者倫理・情報モラル／情報に関する法規	１・２・３	
カ：「建築法規」 ・建築に関する法規の概要／建築基準法／建築業務等に関する法規	１・２・３	
キ：「設備計画」 ・建築設備に関する法規（設備に関する法規／建築に関する法規／衛生・防災に関する法規）	１・２・３	
ク：「土木施工」 ・土木施工に関する法規	１・２・３	
ケ：上記以外の科目、単元等において実施している場合は、以下に具体的に記入してください。	１・２・３	

※学年による教育課程の区分を設けていない場合には学年欄は無回答のままお進みください。

【問54】　平成 26 年度の専門教科「工業」年間指導計画において、問 53 に示した法教育に関する内容をどの程度重視し、また、充実させましたか。重要度・充実度それぞれひとつずつ、あてはまる番号・記号に〇をつけてください。

学習指導要領での記載内容	重要度					充実度				
	たいへん重視した	やや重視した	どちらともいえない	あまり重視しなかった	まったく重視しなかった	とても充実させた	いくらか充実させた	どちらともいえない	あまり充実させなかった	まったく充実させなかった
ア：「情報技術基礎」 ・産業社会と情報技術（情報モラル）	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
イ：「工業管理技術」 ・人事管理（賃金・福利厚生・労使関係）／工場の経営（工場経営に関する法規）	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
ウ：「環境工学基礎」 ・環境保全に関する法規	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
エ：「通信技術」 ・通信に関する法規	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
オ：「ソフトウェア技術」 ・技術者倫理・情報モラル／情報に関する法規	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
カ：「建築法規」 ・建築に関する法規の概要／建築基準法／建築業務等に関する法規	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
キ：「設備計画」 ・建築設備に関する法規（設備に関する法規／建築に関する法規／衛生・防災に関する法規）	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
ク：「土木施工」 ・土木施工に関する法規	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
ケ：上記以外 （具体的に記入：　　　　　　　　　　　　）	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E

【問55】 平成 26 年度の専門教科「工業」における法教育に関する学習指導では、教科書以外にどのような教材を利用しましたか。それぞれの内容に関して、利用した教材すべてに○をつけてください。なお、インターネットから入手したものについては、アないしエに分類できる場合は当該項目に、いずれにも該当しない場合は6に○をつけてください。

	情報技術基礎	工業管理技術	環境工学基礎	通信技術	ｿﾌﾄｳｪｱ技術	建築法規	設備計画	土木施工	左記以外（　　）
ア：教科書に即した副教材	1	1	1	1	1	1	1	1	1
イ：一般書籍・統計資料集・写真集・パンフレット等	2	2	2	2	2	2	2	2	2
ウ：新聞記事等	3	3	3	3	3	3	3	3	3
エ：ビデオやDVD等の視聴覚教材	4	4	4	4	4	4	4	4	4
オ：教師が独自に作成したもの	5	5	5	5	5	5	5	5	5
カ：その他　※	6	6	6	6	6	6	6	6	6
キ：教科書以外の教材は特に利用していない	7	7	7	7	7	7	7	7	7
ク：平成26年度は履修させていない	8	8	8	8	8	8	8	8	8

（※その他を選択した場合は、科目名と具体的な教材の内容をご記入ください）

【問56】 専門教科「工業」における法教育に関し、どのような内容・テーマの教材があるとよいと思いますか。

【問57】 法務省では、法教育に関する教材を作成しています。平成 26 年度に、次に挙げる教材を専門教科「工業」で利用したことがありますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1．経済活動を支える私法の基本的な考え方及び雇用・労働問題に関する教材
2．労働と法に関する教材
3．身の回りにある法律的な問題（契約・婚姻・親族・相続・不法行為）（私法分野に関する教材）
4．ルールについて考えよう（公法分野に関する教材）
5．刑事司法について考えよう～正義の実現に向けて～（刑事法分野に関する教材）
6．上記の教材は使用したことがない

（６を選択した場合であって法務省以外が作成した教材を利用したことがある場合、法教育授業にとって特に有用と思われる教材がありましたら、その教材名及び発行元をご記入ください）

【問58】 平成 26 年度に、専門教科「工業」において、法律家（裁判官、検察官、弁護士等）や関係各機関と連携した法教育に関する授業を行いましたか。あてはまる連携先をすべてお答えください。（○はあてはまるものすべて）

1．裁判所（裁判官等）
2．法務省や検察庁（検察官等）
3．弁護士会（弁護士）
4．司法書士会（司法書士）
5．大学の教員
6．税務署（税務署職員）
7．税理士会（税理士）
8．警察署（警察官）
9．日本司法支援センター（法テラス）
10．企業のコンプライアンス担当者
11．消費生活センター
12．法科大学院生・法学部生
13．その他（行政書士会、社会保険労務士会、弁理士会等）
（具体的に：　　　　　　　　　　　）
14．法律家・関係機関との連携は行っていない

【問59】 平成26年度の専門教科「工業」における法教育に関する授業を充実させるために、工夫した点があれば教えてください。
（教材、他教科（科目）や外部の法律家等との連携等、総合的な視点でお答えください）

学習指導要領での記載内容	工夫したこと
ア：「情報技術基礎」 ・産業社会と情報技術（情報モラル）	
イ：「工業管理技術」 ・人事管理（賃金・福利厚生・労使関係）／工場の経営（工場経営に関する法規）	
ウ：「環境工学基礎」 ・環境保全に関する法規	
エ：「通信技術」 ・通信に関する法規	
オ「ソフトウェア技術」 ・技術者倫理・情報モラル／情報に関する法規	
カ：「建築法規」 ・建築に関する法規の概要／建築基準法／建築業務等に関する法規	
キ：「設備計画」 ・建築設備に関する法規（設備に関する法規／建築に関する法規／衛生・防災に関する法規）	
ク：「土木施工」 ・土木施工に関する法規	
ケ：その他 **（具体的な科目、単元を記入：　　　　　　　　　　）**	

問 60～問 69-1 は、専門教科「商業」をご担当の先生がご回答ください。貴校において平成 26 年度に専門教科「商業」が開講されなかった場合は問 70 にお進みください。

XI 法教育に関する学習指導の状況＜商業＞

※平成 26 年度に開講した科目についてお答えください。開講していない場合は空欄で構いません。

※表の「学習指導要領での記載内容」には新学習指導要領の内容を記載していますが、新学習指導要領の内容に限定した質問ではありません。高等学校３年生、中等教育学校６年生については、旧学習指導要領の内容に読み替えてご回答ください。

【問60】 貴校では、平成 26 年度に専門教科「商業」で、法教育に関する学習指導内容に 1 学級あたり年間でどのくらい時間をあてましたか。実施学年及び単位時間数でお答えください。（学級やコースにより異なる場合には、それらの平均値をお答えください。また、複数の領域をまとめて、あるいは他の内容とあわせて 1 単位時間で実施している場合には、それぞれの領域に費やした概ねの時間を小数にてお答えください。）

学習指導要領での記載内容	※学年（〇をつけてください）	単位時間（年間）
ア：「ビジネス基礎」 ・ビジネスと売買取引／経済と流通の基礎／企業活動の基礎	１・２・３	
イ：「経済活動と法」 ・経済社会と法／権利・義務と財産権／取引に関する法／会社に関する法／企業の責任と法	１・２・３	
ウ：「電子商取引」 ・電子商取引とビジネス（電子商取引に関する法規を扱う）	１・２・３	
エ：上記以外の科目、単元等において実施している場合は、以下に具体的に記入してください。 （　　　　　　　　　　　　　　　　）	１・２・３	

※学年による教育課程の区分を設けていない場合には学年欄は無回答のままお進みください。

【問61】 平成 26 年度の専門教科「商業」年間指導計画において、問 60 に示した法教育に関する内容をどの程度重視し、また、充実させましたか。重要度・充実度それぞれひとつずつ、あてはまる番号・記号に〇をつけてください。

学習指導要領での記載内容	重要度：たいへん重視した	重要度：やや重視した	重要度：どちらともいえない	重要度：あまり重視しなかった	重要度：まったく重視しなかった	充実度：とても充実させた	充実度：いくらか充実させた	充実度：どちらともいえない	充実度：あまり充実させなかった	充実度：まったく充実させなかった
ア：「ビジネス基礎」 ・ビジネスと売買取引／経済と流通の基礎／企業活動の基礎	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
イ：「経済活動と法」 ・経済社会と法／権利・義務と財産権／取引に関する法／会社に関する法／企業の責任と法	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
ウ：「電子商取引」 ・電子商取引とビジネス（電子商取引に関する法規を扱う）	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
エ：上記以外 **（具体的に：　　　　　　　　　　）**	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E

【問62】 平成 26 年度の専門教科「商業」における法教育に関する学習指導では、教科書以外にどのような教材を利用しましたか。それぞれの内容に関して、利用した教材すべてに〇をつけてください。なお、インターネットから入手したものについては、アないしエに分類できる場合は当該項目に、いずれにも該当しない場合は６に〇をつけてください。

	ビジネス基礎	経済活動と法	電子商取引	左記以外（　　　）
ア：教科書に即した副教材	**1**	**1**	**1**	**1**
イ：一般書籍・統計資料集・写真集・パンフレット等	**2**	**2**	**2**	**2**
ウ：新聞記事等	**3**	**3**	**3**	**3**
エ：ビデオや DVD 等の視聴覚教材	**4**	**4**	**4**	**4**
オ：教師が独自に作成したもの	**5**	**5**	**5**	**5**
カ：その他　※	**6**	**6**	**6**	**6**
キ：教科書以外の教材は特に利用していない	**7**	**7**	**7**	**7**
ク：平成 26 年度は履修させていない	**8**	**8**	**8**	**8**

（※その他を選択した場合は、科目名と具体的な教材の内容をご記入ください）

【問63】 専門教科「商業」における法教育に関し、どのような内容・テーマの教材があるとよいと思いますか。

【問64】 法務省では、法教育に関する教材を作成しています。平成 26 年度に、次に挙げる教材を専門教科「商業」で利用したことがありますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

1．経済活動を支える私法の基本的な考え方及び雇用・労働問題に関する教材
2．労働と法に関する教材
3．身の回りにある法律的な問題（契約・婚姻・親族・相続・不法行為）（私法分野に関する教材）
4．ルールについて考えよう（公法分野に関する教材）
5．刑事司法について考えよう～正義の実現に向けて～（刑事法分野に関する教材）
6．上記の教材は使用したことがない

（６を選択した場合であって法務省以外が作成した教材を利用したことがある場合、法教育授業にとって特に有用と思われる教材がありましたら、その教材名及び発行元をご記入ください）

【問65】 平成 26 年度に、専門教科「商業」において、法律家（裁判官、検察官、弁護士等）や関係各機関と連携した法教育に関する授業を行いましたか。あてはまる連携先をすべてお答えください。

1．裁判所（裁判官等）
2．法務省や検察庁（検察官等）
3．弁護士会（弁護士）
4．司法書士会（司法書士）
5．大学の教員
6．税務署（税務署職員）
7．税理士会（税理士）
8．警察署（警察官）
9．日本司法支援センター（法テラス）
10．企業のコンプライアンス担当者
11．消費生活センター
12．法科大学院生・法学部生
13．その他（行政書士会、社会保険労務士会、弁理士会等）
（具体的に：　　　　　　　　　　）
14．法律家・関係機関との連携は行っていない

【問66】 平成 26 年度の専門教科「商業」における法教育に関する授業を充実させるために、工夫した点があれば教えてください。
（教材、他教科（科目）や外部の法律家等との連携等、総合的な視点でお答えください）

学習指導要領での記載内容	工夫したこと
ア：「ビジネス基礎」 ・ビジネスと売買取引／経済と流通の基礎／企業活動の基礎	
イ：「経済活動と法」 ・経済社会と法／権利・義務と財産権／取引に関する法／会社に関する法／企業の責任と法	
ウ：「電子商取引」 ・電子商取引とビジネス（電子商取引に関する法規を扱う）	
エ：その他 **（具体的な科目、単元を記入：　　　　　　　　　　　　　　）**	

【問67】 専門科目「経済活動と法」において法教育に関する授業を行うに当たり、苦労されていることにつきあてはまるものをすべてお答えください。

1．法に関する知識が多く求められる　2．教科書以外の教材が少ない　3．教員用の参考書や資料の収集
4．生徒の学習意欲及び理解度の向上　5．法律家等との連携　6．その他（具体的に：　　　　　　　　）

<回答した理由をあわせてご記入ください>

【問68】 専門科目「経済活動と法」を担当するに当たり、どのような知識が更に必要と考えますか。あてはまるものすべてお答えいただき、最も必要なものは二重丸をつけてください。（最も必要なものに◎、その他必要なものすべてに○）

1．民法及び民事訴訟関係法規	**2**．会社法等の企業関係法規	**3**．労働関係法規	**4**．知的財産関係法規
5．消費者関係法規	**6**．裁判外紛争解決手続	**7**．具体的な事例	**8**．その他（　　　　　　　　）

＜最も必要なものを選んだ理由や、知識を得ることにより期待できる効果をご記入ください＞

【問69】 専門科目「経済活動と法」を担当する教員に、以下の経歴をお持ちの方がおられる場合、あてはまるものをすべてお答えください。

1．法学部卒　**2**．法学系大学院（法科大学院を除く）卒　**3**．法科大学院卒　**4**．いずれもいない

【問69-1】 問69で1～3のいずれかに○をした場合、以下の人数についてお答えください。

	人数
ア：専門教科「商業」を担当する教員数	名
イ：専門科目「経済活動と法」を担当する教員数	名
ウ：専門科目「経済活動と法」を担当する教員数（イにご記入いただいた教員数）のうち、法学部卒・法学系大学院卒・法科大学院卒の方の人数	名

問 70～問 76 は、貴校において平成 26 年度に農業・工業・商業以外の専門教科が開講された場合、各教科をご担当の方がご記入ください。
なお、回答欄が不足する場合には、お手数ですが本ページをコピーしてご記入いただき、返送時に同封してください。

XII 法教育に関する学習指導の状況＜農業・工業・商業以外の専門教科＞

【問70】 貴校で開講している農業・工業・商業以外の専門教科について、法教育に関する学習指導を行っている専門科目につき、専門教科名・専門科目名・実施学年及び単位時間数をお答えください。（学級やコースにより異なる場合には、それらの平均値をお答えください。また、複数の領域をまとめて、あるいは他の内容とあわせて 1 単位時間で実施している場合には、それぞれの領域に費やした概ねの時間を小数にてお答えください。）

	専門教科名	専門科目名	※学年（〇をつけてください）	単位時間（年間）
A			1・2・3	
B			1・2・3	
C			1・2・3	
D			1・2・3	
E			1・2・3	

※学年による教育課程の区分を設けていない場合には学年欄は無回答のままお進みください。

【問71】 問 70 で回答いただいたＡ～Ｅそれぞれの専門科目について、法教育に関する内容をどの程度重視し、また、充実させましたか。重要度・充実度それぞれひとつずつ、あてはまる番号・記号に〇をつけてください。

問 70 で回答した専門科目	重要度					充実度				
	たいへん重視した	やや重視した	どちらともいえない	あまり重視しなかった	まったく重視しなかった	とても充実させた	いくらか充実させた	どちらともいえない	あまり充実させなかった	まったく充実させなかった
A	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
B	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
C	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
D	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E
E	1	2	3	4	5	A	B	C	D	E

【問72】 問 70 で回答いただいたＡ～Ｅそれぞれの専門科目について、法教育に関する学習指導では、教科書以外にどのような教材を利用しましたか。それぞれの内容に関して、利用した教材すべてに〇をつけてください。なお、インターネットから入手したものについては、アないしエに分類できる場合は当該項目に、いずれにも該当しない場合は6に〇をつけてください。

	問 70－Ａ	問 70－Ｂ	問 70－Ｃ	問 70－Ｄ	問 70－Ｅ
ア：教科書に即した副教材	**1**	**1**	**1**	**1**	**1**
イ：一般書籍・統計資料集・写真集・パンフレット等	**2**	**2**	**2**	**2**	**2**
ウ：新聞記事等	**3**	**3**	**3**	**3**	**3**
エ：ビデオやDVD 等の視聴覚教材	**4**	**4**	**4**	**4**	**4**
オ：教師が独自に作成したもの	**5**	**5**	**5**	**5**	**5**
カ：その他　※	**6**	**6**	**6**	**6**	**6**
キ：教科書以外の教材は特に利用していない	**7**	**7**	**7**	**7**	**7**
ク：平成 26 年度は履修させていない	**8**	**8**	**8**	**8**	**8**

（※その他を選択した場合は、科目名と具体的な教材の内容をご記入ください）

【問73】 問 70 でご回答いただいた専門科目における法教育に関し、どのような内容・テーマの教材があるとよいと思いますか。科目名とあわせてご記入ください。

【問74】 法務省では、法教育に関する教材を作成しています。平成 26 年度に次に挙げる教材を、問 70 で回答いただいた専門科目で利用したことがありますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

	問 70－A	問 70－B	問 70－C	問 70－D	問 70－E
ア：経済活動を支える私法の基本的な考え方及び雇用・労働問題に関する教材	1	1	1	1	1
イ：労働と法に関する教材	2	2	2	2	2
ウ：身の回りにある法律的な問題（契約・婚姻・親族・相続・不法行為）（私法分野に関する教材）	3	3	3	3	3
エ：ルールについて考えよう（公法分野に関する教材）	4	4	4	4	4
オ：刑事司法について考えよう～正義の実現に向けて～（刑事法分野に関する教材）	5	5	5	5	5
カ：上記の教材は使用したことがない	6	6	6	6	6

（６を選択した場合であって法務省以外が作成した教材を利用したことがある場合、法教育授業にとって特に有用と思われる教材がありましたら、その教材名及び発行元をご記入ください）

【問75】 平成 26 年度に、問 70 で回答いただいた専門科目において、法律家（裁判官、検察官、弁護士等）や関係各機関と連携した法教育に関する授業を行いましたか。あてはまる連携先をすべてお答えください。

問 70 で回答した専門科目	連携先回答欄（あてはまるものの番号をすべて記入）
問 70−A	
問 70−B	
問 70−C	
問 70−D	
問 70−E	

<選択肢>※専門科目ごとの回答欄に、あてはまる番号をすべて記入

1．裁判所（裁判官等）
2．法務省や検察庁（検察官等）
3．弁護士会（弁護士）
4．司法書士会（司法書士）
5．大学の教員
6．税務署（税務署職員）
7．税理士会（税理士）
8．警察署（警察官）
9．日本司法支援センター（法テラス）
10．企業のコンプライアンス担当者
11．消費生活センター
12．法科大学院生・法学部生
13．その他（行政書士会、社会保険労務士会、弁理士会等）
（具体的に：　　　　　　　　　　）
14．法律家・関係機関との連携は行っていない

【問76】 平成 26 年度に、問 70 で回答いただいた専門科目における法教育に関する授業を充実させるために、工夫した点があれば教えてください。（教材、他教科（科目）や外部の法律家等との連携等、総合的な視点でお答えください）

問 70 で回答した専門科目	工夫したこと
問 70−A	
問 70−B	
問 70−C	
問 70−D	
問 70−E	

問77及び問78は教職員の方、どなたがお答えいただいても構いません。

XIII　その他の取組、要望について

【問77】 問13～76では、公民科、保健体育科（体育）、家庭科、情報科、特別活動および専門教科における、法教育の状況についてお聞きしました。その他の科目や総合的な学習の時間等において法教育を実施している場合、平成26年度以降に、どの科目、どの指導項目の、どのようなところで取り組まれているか、具体的にお聞かせください。

【問78】 法務省では、今後さらなる法教育の充実に向けて取り組んでいく予定です。専門学科または総合学科を設置する高等学校等の現場から見て、法教育に対するご意見・ご要望があればご自由にお書きください。

以下は、管理職の方が御記入ください。

－最後に－

最後に、貴校の情報及びご回答をとりまとめていただいた方の情報についてご記入ください。なお、回答を取りまとめていただいた方の情報については、回答内容のご確認等で調査実施者からお問い合わせさせていただく場合にのみ使用いたします。

教職員数（非常勤除く）	名	設置者種別	**1**．国立　**3**．私立 **2**．公立　**4**．その他（　　）
高等学校か、中高一貫学校か	**1**．高等学校　**3**．中高一貫校（併設型） **2**．中等教育学校　**4**．中高一貫校（連携型）	共学であるか別学であるか	**1**．共学校　**3**．女子校 **2**．男子校
貴校が設置している学科	**1**．普通　**3**．農業　**5**．商業　**7**．家庭　**9**．情報　**11**．その他 **2**．総合　**4**．工業　**6**．水産　**8**．看護　**10**．福祉　（　　　）		
貴校名			
所在地	〒		
ご回答を取りまとめいただいた方の氏名		役職	
電話番号		メールアドレス	

ご協力いただきありがとうございました。ご回答は調査票に同封の返信用封筒（切手不要）にてご返送いただくか、電子ファイルをメールにてhoukyouiku@libertas.co.jpでご送付ください。